

おざこつじばる
史跡小迫辻原遺跡
OZAKOTUJIBARU
保存管理計画書

2011年

2011年

日田市教育委員会



辻原台地全景（南から）



小迫辻原遺跡全景（北から）

はじめに

九州のほぼ中央に位置する日田市は、市街地を流れる豊富な筑後川の水流から“水郷”とも呼ばれ、江戸時代以降、幕府直轄領いわゆる天領として栄えてきました。市内には主要道路が東西南北に抜け、江戸時代には西国筋郡代が置かれたことで、九州島の政治・経済の中心をなすなど、大分県のなかにあっても独自の伝統や文化が育まれた地でもあります。

古代においては多くの遺跡や文化財が残り、弥生時代の有力者層の墳墓として注目された吹上遺跡や装飾古墳として知られるガランドヤ古墳・穴觀音古墳・法恩寺山古墳などの史跡が所在しています。

小迫辻原遺跡は昭和 58 年の大分自動車道建設に先立つ調査によってその存在が知られ、日本最古の豪族居館跡の発見ということで大きな話題を呼びました。その後、遺跡の保存問題により周辺部の確認調査を行い、遺跡の全容が明らかになるにつれて、その重要性が増してきました。こうした経過を経て、平成 8 年 10 月には国史跡の指定を受けることとなりました。

遺跡の本格的な整備が望まれるなか、平成 10 年には整備基本構想を作成しましたが、その後 10 数年の間、様々な事情から事業を進展させることができませんでした。

このようななかで平成 18 年の史跡管理団体指定を契機として、史跡を適切に保存・管理していくための基本方針・方法、公有化の方向性、現状変更等の取扱基準を定めた保存管理計画を策定することになりました。

史跡は単に歴史遺産としてのみならず、将来における日田のまちづくり、地域づくりの中核としていくことが望まれ、人々から親しまれる存在になることが重要な課題になっています。今後はこの計画をもとに史跡の保存・管理を行い、将来の史跡整備を進めることで、市民の皆様が郷土の歴史や文化資産に親しみを持つことが出来るよう努力してゆく所存でございます。

末尾となりましたが、本計画の策定に御支援、御協力いただきました委員の皆様をはじめ、文化庁、大分県教育委員会の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

日田市教育委員会

教育長 合原 多賀雄

例　　言

- 1.本書は、平成 21 年 12 月から同 23 年 1 月にかけて 4 回にわたって開催した史跡小迫辻原遺跡保存管理計画策定委員会での検討に基づき、事務局である日田市教育庁文化財保護課が取りまとめを行った「史跡 小迫辻原遺跡保存管理計画書」である。
- 2.本保存管理計画策定事業は、日田市教育委員会が平成 21 年度・22 年度の 2 年をかけて国庫補助（史跡等保存管理計画策定費国庫補助）を受けて実施した。
- 3.本保存管理計画策定事業では、平成 21 年度に史跡指定地周辺の測量、平成 22 年度には過去の調査区全体の遺構配置図を作成し、平成 21・22 年度に委員会を開催し、平成 22 年度に計画書の印刷製本を行った。
- 4.本書に掲載した指定地周辺の測量図は九州航空株式会社への委託成果品を使用し、遺構配置図については、株式会社埋蔵文化財サポートシステム大分支店への委託成果品を使用した。その他地図・測量図に関しては使用原典を各地図下部に記載している。
- 5.本書に掲載した写真は田中不動産鑑定事務所に提供いただいたほかは、事務局の撮影による。
- 6.策定に係る事務は日田市教育委員会文化財保護課が担当した。
- 7.本書の執筆は渡邊が行ったほか、土居・矢羽田が一部執筆したもの渡邊が再構成し、編集は渡邊が行った。



日田市の位置

本文目次

はじめに 例　言

第1章　総論

1. 保存管理計画の目的	1
2. 保存管理計画の基本的な考え方	2
3. 保存管理計画策定の経過	
(1) 策定までの経過	3
(2) 委員会等の構成	4
(3) 委員会の開催内容	5
(4) 保存管理計画策定作業の流れ	6
4. 保存管理計画の対象範囲	8

第2章　遺跡の位置と環境

1. 自然環境及び社会環境	9
(1) 日田市の気候と産業・交通	11
(2) 日田市の地形・地質・水利	13
(3) 遺跡周辺の地形・地質・水利	13
(4) 遺跡周辺の景観	14
2. 歴史環境	
(1) 日田盆地の遺跡概観	15
(2) 市内の弥生時代から古墳時代初頭の 遺跡の状況と小追辻原遺跡周辺の状況	16
(3) 周辺の指定文化財	17

第3章　史跡小追辻原遺跡の概要

1. 指定までの状況	19
2. 遺構名称の統一	19
3. 史跡指定の経緯	
(1) 県指定までの経緯	21
(2) 国指定までの経緯	21
(3) 国指定後の経過	26
4. 発掘調査区設定と履歴	28
5. 小追辻原遺跡の遺構の変遷と特色	33
(1) 指定地を中心とした遺構の概要	
①弥生時代から古墳時代	
1) 弥生時代前期後半から中期初頭	35
2) 弥生時代中期後半から後期初頭	35

3) 弥生時代後期終末から古墳時代初頭	35
②古代の遺構群	42
③中世の遺構群	42
④まとめ	43
6. 土地の利用状況等	
(1) 指定地の植生	44
(2) 社会条件	
①指定地内の土地利用・土地所有	44
②指定地周辺の土地利用	47
③各種施設分布状況	47
1) 活用関連施設	
2) 保存管理施設	
3) その他工作物	
④関連法規制	48

第4章　史跡小追辻原遺跡の保存管理

1. 史跡小追辻原遺跡の特徴・価値	51
2. 保存管理の基本的な考え方	52
①史跡の構成要素の概念整理	
②保存管理方法の提示	
③現状変更等に関する取扱い基準の 明確化と公有化の方針の提示	
④本質的価値の保存のための追加指定等 の検討と周辺環境の保全	
⑤本質的価値の保存を前提とした整備・活用	
⑥保存管理の体制	
3. 史跡及び周辺環境を構成する諸要素の特定	54
4. 保存管理の方法	
(1) 保存管理の内容	55
①維持管理	
②保存・管理	
③防災	
④復旧	
(2) 地区分及び地区別保存管理の方法	56
①畠地等道路以外の用地	
②道路用地	
③周辺部	
(3) 現状変更等の取扱	62
①現状変更等の取扱方針	

②現状変更等の取扱基準	
③現状変更等の許可が不要な行為	
(4) 公有化の方針	64
5. 本質的価値の保存のための追加指定等	65
の検討と周辺の保全	

第5章 整備・活用

1. 基本構想、上位計画及び関連する計画	
(1) 基本構想の概要	66
①整備の目的と理念	
②整備方針と概要	
③ゾーン設定	
④事業期間	
⑤管理・活用計画	
(2) 日田市総合計画・新市建設計画・ 教育行政実施方針の概要	70
(3) 関連計画の概要	71
(4) 各計画の位置づけ	72
2. 整備・活用の基本方針	73
①保存を確実にするための整備	
②遺跡の価値の顕在化のための整備	
③遺跡の特徴・価値の周知、 利活用のための整備	
④地域との連携の推進	
⑤遺構の保存・継承のための調査・研究の推進	
3. 整備・活用の方法	74
①保存を確実にするための整備	
②遺跡の価値の顕在化のための整備	
③遺跡の特徴・価値の周知、 利活用のための整備	
④地域との連携の推進	
⑤遺構の保存・継承のための調査・研究の推進	
4. 今後の整備・活用の進め方	75
(1) 史跡整備構想の検証	
(2) 史跡整備基本計画の作成	
(3) 整備・活用のスケジュール	
(4) 地域資産としての活用	

第6章 管理・運営及び体制整備

1. 基本方針	77
(1) 行政内部における体制強化	
(2) 核となる施設の検討	
(3) 地域との連携の推進 (ボランティア等の人材育成)	
(4) 市民・民間企業と行政との協働化や 活用ネットワークの構築とその仕組みづくり	
2. 体制整備	78
(1) 段階的な取り組みの実施	
(2) 当面の取り組み	
①管理に係る関係機関の連携・支援体制の強化	
②市民・企業と行政の協働	
③意識啓発と人材育成のための 企画推進体制の強化	
④公有化後の維持管理	
《参考文献》	79

《参考資料》

- ・文化財保護法（抄録）
- ・文化財保護法施行令
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物現状変更等の許可の事務の処理基準について
- ・指定文化財一覧表

《付図》

- ・史跡小迫辻原遺跡調査区配置図 1/1000

挿図目次

第1図 保存管理計画対象範囲（1/20,000）	8
第2図 日田市の位置図	9
第3図 地目別面積	9
第4図 月別降水量と平均気温	9
第5図 日田市全図（1/200,000）	10
第6図 日田盆地地形図（1/60,000）	11
第7図 日田の地形と地質	12
第8図 小迫辻原遺跡周辺地形図と湧水点（1/30,000）	14
第9図 遺跡周辺の主な弥生時代から古墳時代初頭の遺跡分布図（1/10,000）	16
第10図 日田市の指定史跡分布図（1/200,000）	18
第11図 指定範囲地籍図（1/3,000）	23
第12図 発掘調査区配置図（1/4,500）	29
第13図 調査区全体遺構配置図（1/2,000）	31-32
第14図 弥生時代前期後半から中期初頭遺構配置図（1/3,500）	34
第15図 弥生時代中期後半から後期初頭遺構配置図（1/3,500）	34
第16図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅰ期）遺構配置図（1/3,500）	38
第17図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅱ期）遺構配置図（1/3,500）	38
第18図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅲ期）遺構配置図（1/3,500）	39
第19図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅳ期）遺構配置図（1/3,500）	39
第20図 古代の主要遺構配置図（1/3,500）	41
第21図 中世の主要遺構配置図（1/3,500）	41
第22図 小迫辻原遺跡台地上土地利用状況（1/4,500）	45
第23図 小迫辻原遺跡台地上道路・各種施設分布状況（1/3,000）	46
第24図 周辺土地利用状況（1/10,000）	48
第25図 遺跡及び周辺の主な法規制状況（1/7,000）	50
第26図 保存管理地区区分（1/3,000）	57-58
第27図 施設構成の概念図	67
第28図 ゾーン設定と全体配置	67
第29図 施設配置計画図	68
第30図 全体整備完了イメージ図	69

写真図版目次

巻頭写真図版 上 辻原台地全景（南から）
下 小迫辻原遺跡全景（北から）

写真1 第1回委員会風景	5
写真2 第2回委員会風景	5
写真3 1・2号方形環濠建物保存の擁壁	19
写真4 環濠土層剥ぎ取り状況	20
写真5 古代史シンポジウム写真（平成5年）	26
写真6 まちづくりフォーラム写真（平成8年）	26
写真7 小迫辻原遺跡空中写真（発掘調査区合成写真）	29
写真8 環濠群の空中写真	36
写真9 3基並ぶ方形環濠建物	36
写真10 1・2号方形環濠建物の空中写真	36
写真11 古代の建物群	59
写真12 2号環溝屋敷の空中写真	59
写真13 南側の台地周辺景観	59
写真14 台地上の現況（南から）	59
写真15 台地上の現況と市道（西から）	59
写真16 未舗装の農道	59
写真17 コンクリート舗装の道路	59
写真18 高速道路と高架道路	59
写真19 高速道路境のフェンスとガードレール	59
写真20 史跡の説明板	59
写真21 現公有化地周辺の公衆道路と水路	60
写真22 史跡への入口案内看板	60
写真23 史跡内にある電柱	60
写真24 灌溉施設の水道栓	60
写真25 ビニールハウス	60
写真26 果樹施設	60
写真27 果樹	60
写真28 杉・竹林	60
写真29 台地上の未指定地（南側）	65
写真30 台地上の未指定地（東側）	65

表 目 次

第1表 日田市の指定文化財数	17
第2表 小迫辻原遺跡全体経過一覧表	27
第3表 調査区面積一覧	28
第4表 小迫辻原遺跡調査履歴一覧表	30
第5表 関連法規制一覧表	49
第6表 史跡の構成要素一覧表	54
第7表 遺構展示方針	67
第8表 事業タイムスケジュール	68
第9表 整備活用のスケジュール	75

第1章 総論

1. 保存管理計画の目的

小追辻原遺跡は、古墳時代初頭の3基の方形環濠建物（居館）が確認され、この種の遺構としては初源的なものとして注目された。そのほか、この遺構の前あるいは同時期にあたる弥生時代後期終末から古墳時代初めの3つの環濠集落や2条の南北溝なども発見されている。

台地上では方形環濠建物が台地中央南側、環濠集落が台地西北部、南北溝が両者を区画するように配置され、またそれぞれが連続して造営されており、方形環濠建物と環濠集落では区画内の住居密度などに違いがみられるなど、方形環濠建物は生活色の薄い、祭祀的な空間と考えられている。

こうした複数の遺構群は、弥生時代から古墳時代への変換期に、有力者のための環濠集落が出現し、その中から発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現し、変化していく過程が理解できる貴重な遺跡である。

このほか上記の遺構と重複するように、日田郡の郡司クラスの人物の居宅跡と推定される「コ」の字形に配置された8～9世紀の建物群や、12～16世紀頃までの屋敷跡も発見されており、平成8年10月31日に国の史跡に指定された。

文化財指定後は、平成10年に遺跡の総合的な保存と整備に向けた「史跡小追辻原遺跡保存整備基本構想」を策定した。以後、基本構想に掲げる歴史公園化に向けて小追辻原遺跡保存整備委員会を設置するなど早期着手を目指してきたが、当時の社会的情勢の影響などもあって、土地公有化への着手を目前にして事業の一時中断を余儀なくされることになり、途中委員会や地元説明会、用地測量は実施するものの、平成21年までは本格的な保存整備はもとより史跡公有化にも着手できない状況が続いた。

一方、約8万m²の史跡指定地は大半が農地であり、多数の地権者が存在していることから、所有者が一つの文化財として管理を行っていくのは困難な状況にもあった。しかも、史跡の大部分で現在も農業が営まれておらず、近年、土地利用についての統一的な方針や基準がないことが、長期にわたり用地公有化へ着手できない理由となって大きな問題となってきた。

このような問題解決のため、日田市は平成18年3月10日に史跡の管理団体の指定を受けた。これを契機に、史跡小追辻原遺跡を将来にわたり適切に保存・管理していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、保存・管理における方針とその方法、将来像と土地公有化の方針、現状変更等の取扱についての基準等を定めるとともに、史跡の本質的価値を再確認し、追加指定等について検討するものである。

2. 保存管理計画の基本的な考え方

保存管理計画策定にあたっては、まずは歴史的・自然的・社会的各側面から行う各種調査に基づき、史跡の本質的価値を明確化し、それらを次世代へと確実に伝達するために必要とされる保存管理の方針・方法等を示すことを基本とする。

さらに、保存管理に直接的又は間接的に関係することとして、史跡の将来像に関する整備活用の骨子と、それらを適切に運営するための方法を示すものとする。

【保存管理計画の構造】（「史跡整備の手引き - 保存と活用のために - ; 計画編」文化庁記念物課 2005 より抜粋）

①保存管理

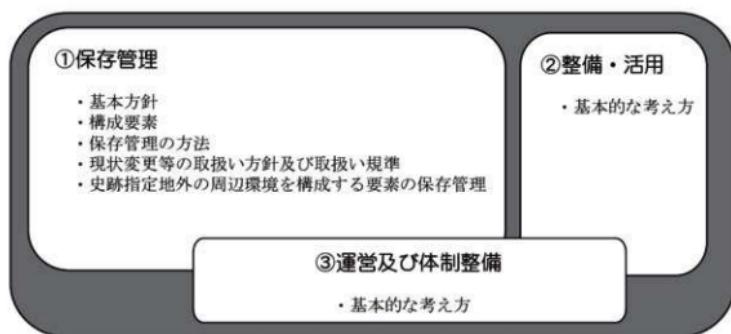
史跡等の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野。

②整備活用

その延長上にあることとして、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上で必要となる当該史跡等の将来像の概要を示した「整備活用」に関する分野。

③運営及び体制

①及び②を一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する分野。



保存管理の概念図（史跡整備の手引きを加筆修正）

3. 保存管理計画策定の経過

(1) 策定までの経過

本保存管理計画は、平成 21 年度から平成 22 年度までの 2 ヶ年度にわたって文化庁補助を得て策定した。

平成 21 年度には、まず 12 月 1 日に「史跡小追辻原遺跡保存管理計画策定委員会規約」を定め、「史跡小追辻原遺跡保存管理計画策定委員会」(以下、「委員会」という。)を設置した。このほか、保存管理計画策定のための現況地形図の作成委託のほか、計画案作成に向けての準備を行った。また、保存管理計画策定委員会を 1 回開催し、保存管理計画案や公有化の方針等について検討を行った。

平成 22 年度は、保存管理計画策定のための構造配置図作成委託のほか、計画作成を行った。また、委員会を 3 回開催し、保存管理計画の詳細については検討を行った。

なお、「史跡小追辻原遺跡保存管理計画策定委員会規約」は、次のとおりである。

史跡小追辻原遺跡保存管理計画策定委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は、史跡小追辻原遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 委員会は、史跡小追辻原遺跡の保存管理計画の策定について提言を行なうこととする。

(構 成)

第3条 委員会は、教育長が委嘱する以下の委員をもって構成する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 地区を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

2 上記の委員のほか、教育長が特に必要と認める場合は、調査の指導等に必要な学識経験者等を委員会に招聘することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、保存管理計画策定までとする。

(座 長)

第5条 委員会に座長を置く。

2 座長は、出席した委員の中から互選する。

3 座長は、委員会の議長を務めるとともに、委員から出された意見のとりまとめを行う。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、日田市教育庁文化財保護課が行なう。

(委 任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 12 月 1 日より適用する。

(2) 委員会等の構成

「史跡小追辻原遺跡保存管理計画」の策定に関する委員会等の構成は、次のとおりである。

委員会

- 座長 後藤 宗俊 別府大学名誉教授【歴史考古】
委員 小田富士雄 福岡大学名誉教授【考古】
委員 高島 忠平 佐賀女子短期大学学長【遺跡整備】
委員 西山 徳明 九州大学大学院教授（平成 21 年度）
北海道大学大学院教授（平成 22 年度）【都市計画】
委員 小野 健吉 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長【造園】
委員 岩見 貞政 地元役員会会長
委員 大神 信證 日田市文化財保護審議会委員
委員 小田 和光 日田市土木建築部長（平成 21 年度）
坂本 誠 日田市土木建築部長（平成 22 年度）
委員 後藤 清 日田市農林振興部長（平成 21 年度）
樋口 虎喜 日田市農林振興部長（平成 22 年度）
委員 堤 宣廣 日田市教育次長（平成 21 年度）
佐藤 功 日田市教育次長（平成 22 年度）

指導者

- 三宅 克広 文化庁文化財部記念物課（史跡部門）文化財調査官
田中 裕介 大分県教育庁文化課主幹（平成 21 年度）
松本 康弘 大分県教育庁文化課主幹（平成 22 年度）
後藤 晃一 大分県教育庁文化課副主幹（平成 22 年度）

事務局

- 平成 21 年度 原田 文利 日田市教育庁文化財保護課長
北村 羊 同課主幹兼埋蔵文化財係長
河津 美広 同課埋蔵文化財係専門員
吉田 博嗣 同課文化財管理係主査
矢羽田幸宏 同課埋蔵文化財係主事（担当）
平成 22 年度 財津 隆之 日田市教育庁文化財保護課長
土居 和幸 同課埋蔵文化財係長
中嶋 美穂 同課埋蔵文化財係副主幹
河津 美広 同課文化財管理係長
吉田 博嗣 咸宜園教育研究センター主査
渡邊 隆行 同課埋蔵文化財係主任（担当）
矢羽田幸宏 同課埋蔵文化財係主事
原田 弘徳 同課文化財管理係主事

(3) 委員会の開催内容

「史跡小追辻原遺跡保存管理計画」に関する委員会の開催状況は、以下のとおりである。

第1回 平成21年12月3日（木） 日田市埋蔵文化財センター講座室

- 議事
- ・保存管理計画について
 - ・保存管理計画案の検討について
 - （史跡小追辻原遺跡視察）

第2回 平成22年8月6日（金） 日田市埋蔵文化財センター講座室

- 議事
- ・計画スケジュールの修正と確認
 - ・保存管理計画の目次の詳細
 - ・計画案の検討
 - ・史跡小追辻原遺跡の整備・活用の素案

第3回 平成22年11月8日（月） 日田市埋蔵文化財センター講座室

- 議事
- ・計画案の修正と検討
 - ・史跡小追辻原遺跡の整備活用案の検討
 - ・保存管理並びに体制整備（案）の提示

第4回 平成23年1月27日（木） 日田市埋蔵文化財センター講座室

- 議事
- ・計画案の修正と検討

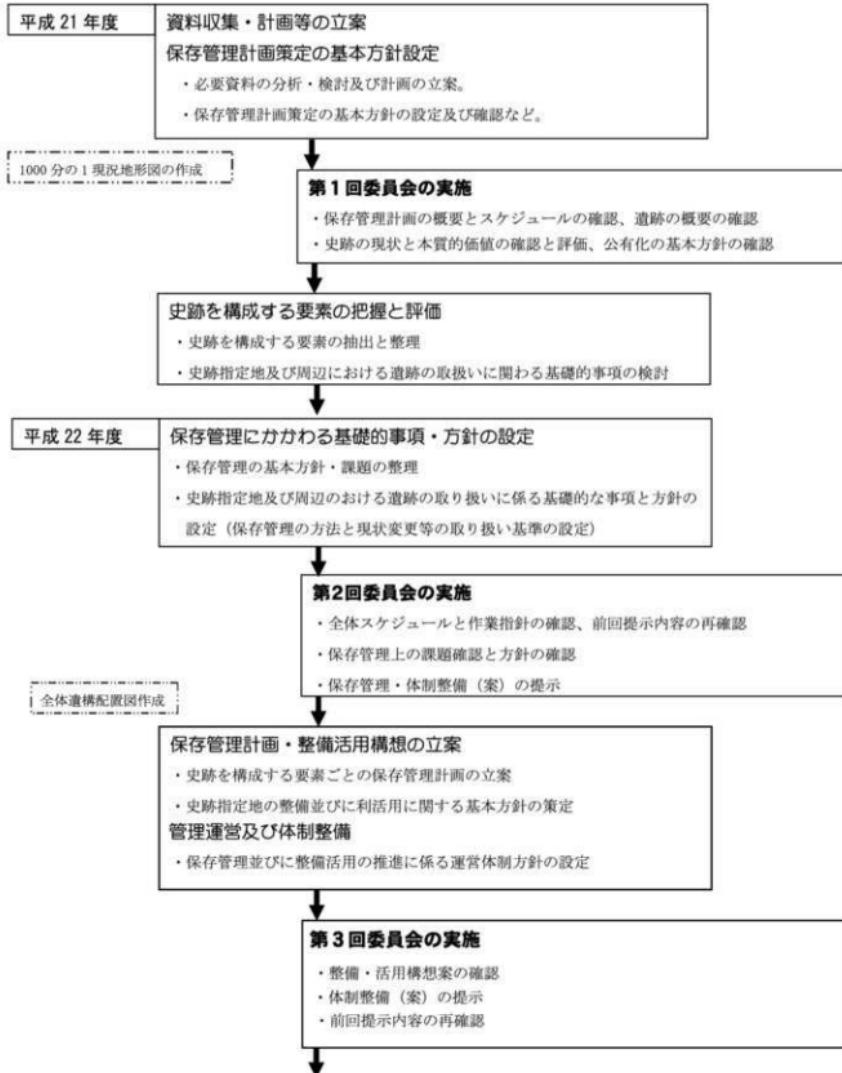


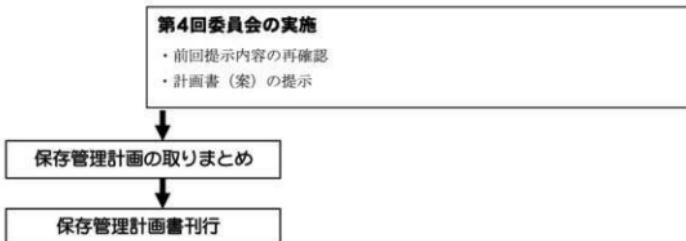
写真1 第1回委員会風景



写真2 第2回委員会風景

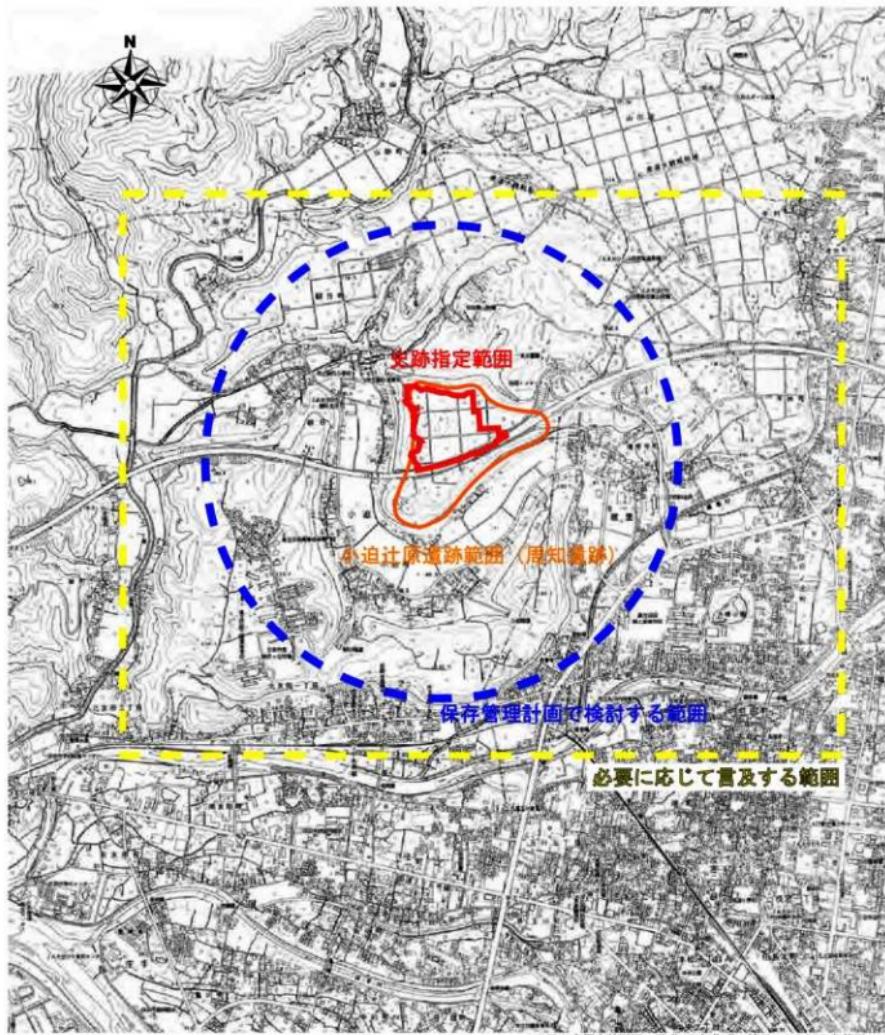
(4) 保存計画策定作業の流れ





4. 保存管理計画の対象範囲

保存管理計画の対象範囲は史跡小迫辻原遺跡の範囲とするが、過去の史跡指定の経過により、遺跡が広がると予想される範囲や、史跡の環境保全上必要と思われる周辺の区域についても、必要に応じて言及するものとする。



※日田市都市計画図 平成13年作成 比例尺1/10,000を使用

第1図 保存管理計画対象範囲 (1/20,000)

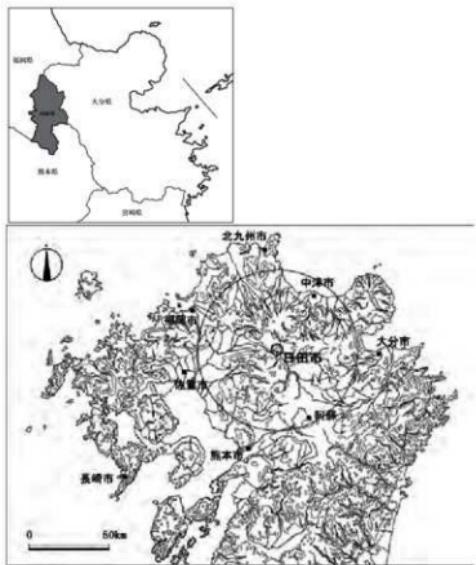
第2章 遺跡の位置と環境

1. 自然環境及び社会環境

小迫辻原遺跡の所在する大分県日田市は九州島内にあっては北部九州のほぼ中央にあたり、大分県の西北部に位置する。西は福岡県、南は熊本県との県境をなしている。平成17年3月22日には旧日田郡（天瀬町・大山村、上津江村・中津江村・前津江村）と合併し、南北48.1km、東西24.6km、面積約66,619ha、人口は約77,000人（現在約73,000人）の小都市が誕生し、市の境界は西が福岡県うきは市や朝倉市、朝倉郡東峰村、八女郡星野村、同矢部村、北は福岡県田川郡添田町、大分県中津市、東は大分県玖珠郡玖珠町や熊本県阿蘇郡小国町、同南小国町、南は熊本県山鹿市、菊池市とそれぞれ接している。日田市の面積のうち、農耕地は5.6%、宅地は2.2%に過ぎず、林野面積が78.8%を占める山岳林野地帯である。

この日田市を起点に、西に向かえば福岡県久留米市や太宰府市・福岡市、北に向かえば北九州市や中津市・宇佐市、東へ向かえば湯布院を抜け大分市、南へ向かえば竹田市や阿蘇・熊本市へと通じる。このルートは天領として栄えた近世期には筑後国高良山道・久留米城路、筑前太宰府路・福岡城路・福岡城路、彦山路・小倉城路、豊前国宇佐宮路・中津城路、玖珠郡森路、直入郡岡城路、肥後国阿蘇山路・隈府路・熊本城路と呼ばれ、旧国の主要な地域と結ばれていた文字通り交通の要衝の地である。

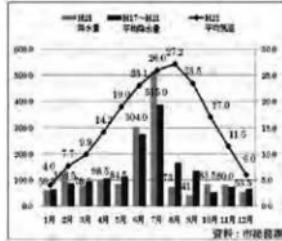
現在でも福岡県との交流が深い日田市は、西に流れる筑後川の上流に位置するなどその地理的条件に大きく左右され、古来より西からの文化の影響を強く受けて発展してきた街で、大分県のなかにあっても伝統や文化など全般にわたって独自の文化を色濃く残している。江戸時代には幕府の西国筋郡代（代官所）が置かれ、九州島の政治・経済の中心をなす一方で、この時代に始まった杉の植林は日田杉の一大生産地として知られるようになり、豊富な水源は“水郷”の地と称されている。



第2図 日田市の位置図

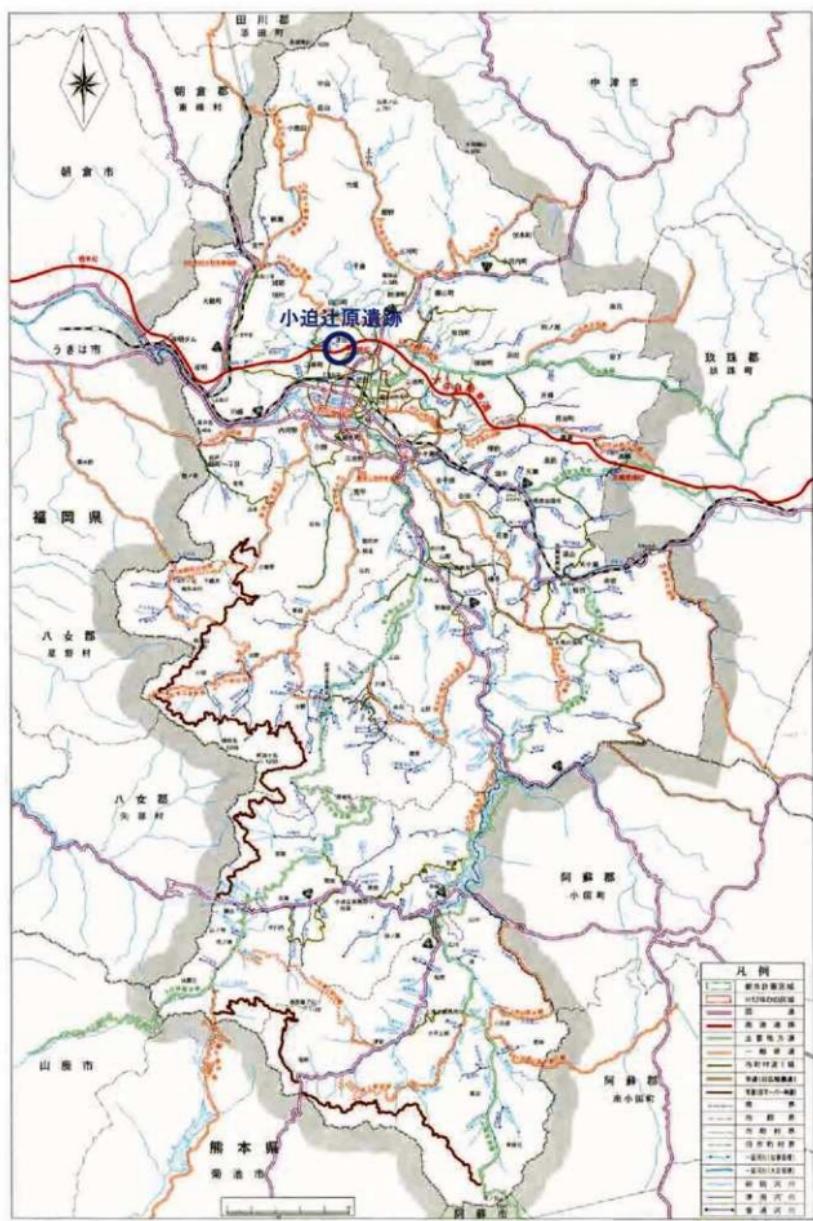


第3図 地目別面積



第4図 月別降水量と平均気温

※平成22年度版ひた市勢情報より



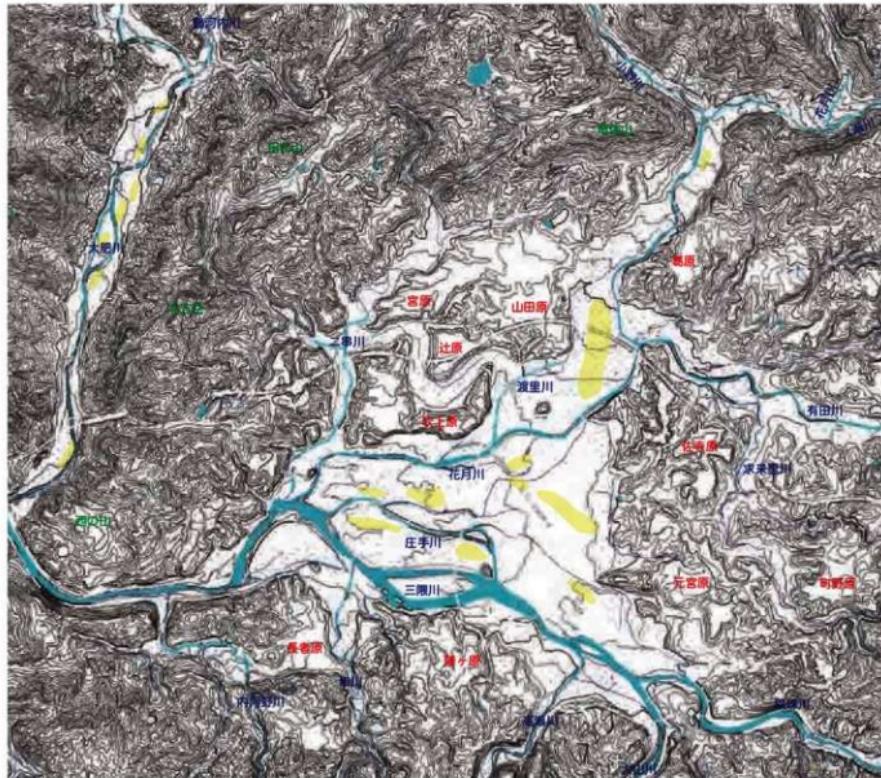
第5図 日田市全図 (1/200,000)

(1) 日田市の気候と産業・交通

日田市は内陸型気候と言われ、盆地周辺や盆地底部に中小河川が縱横に走っていることと、放射熱が夜間急激に上空に飛散するため、秋から冬にかけて底霧の発生をみるとが多い。内陸特有の性質から昼夜の気温差が甚だしく、夏季は熱雷とともにうなづき雨（にわか雨）性の降雨が多い。風は西または、西北西の風が多いが、地形の関係から風力は比較的弱い。

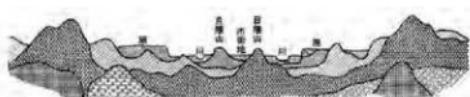
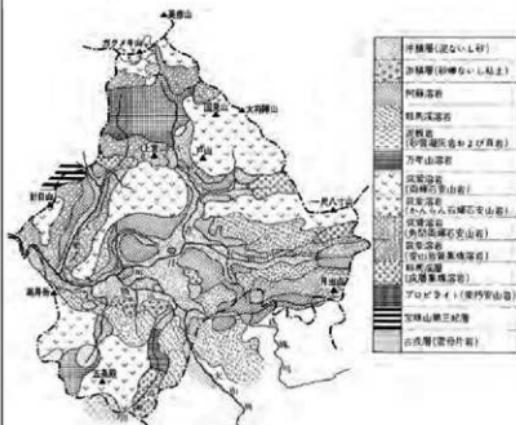
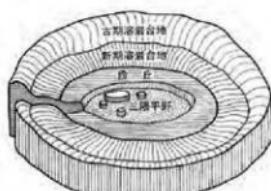
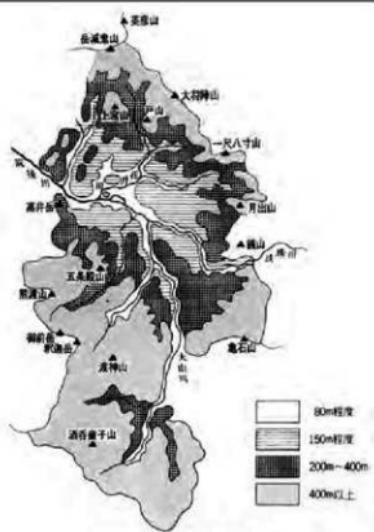
この日田地方特有の気象は、周囲の山林地帯に、スギ・ヒノキの成長を盛んにし、全国屈指の林業地日田を作り出した。特にスギは秋田・吉野とともに日本三大美林の一つとして有名である。この豊富な林産資源を活用した木材関連産業は、市の基幹産業となっている。

日田市の交通網についてみると、大分から久留米間のJR 久大本線、日田から小倉間のJR 日田彦山線が通じ、主要幹線道路は国道 210 号、386 号、211 号及び 212 号の 4 本の交通幹線がそれぞれ放射状に福岡、北部九州の主要都市に通じている。更に高速道路、九州横断自動車道長崎大分線大分自動車道の開通により県北西部における産業、経済の流通網を確立している。このような交通状況において、小迫辻原遺跡と主要交通機関とは JR 光岡駅や大分自動車道路日田 IC や国道 212 号線までは直線で約 1km 前後と、やや幹線交通網から奥まった位置に所在している。



※国土地理院 1/25,000 数値地図を加筆・修正した下図（渡辺 2009）を使用。黄色網範囲は高地を示す。

第6図 日田盆地地形図 (1/60,000)



※『日田市30年史』地質編より

第7図 日田の地形と地質

(2) 日田市の地形・地質・水利

日田市の地形は典型的な盆地地形で、日田盆地と称されている。現在の市街地に当たるのが日田盆地の沖積面で標高は約 75～90 m、日隈・月隈・星隈と呼称される残丘が盆地内に転々と残り、盆地底沖積面周囲には、市内では原（はる）と呼ばれる山田原・吹上原・葛原・須ノ原・町野原・佐寺原・長者原などの阿蘇 4 火碎流の流出によって形成された標高 150 m 前後の溶岩台地が段丘状に巡っている。

この台地の外側には龍体山（345 m）・西の山（308 m）・片峰（約 500 m）・大石峰（約 400 m）などの標高約 200～600 m の耶馬渓火碎流で形成された溶岩台地が占め、さらにその外側の市の境界域には岳滅鬼山（1036 m）・大将陣山（909 m）・一尺八寸山（707 m）・月出山（709 m）・五条殿山（834 m）・軒廻岳（844 m）といった標高約 400～1000 m 級の山々が連なり、さらに遠方には英彦山（1199 m）系・久住山（1786 m）系・阿蘇外輪山（900～1100 m）が広がる。

日田市は九州第一の河川である筑後川の上流に位置し、市域全ての河川の系統は筑後川水系に属している。本市の夜明より上流が筑後川上流域に位置づけられ、市域においては、久住山や阿蘇外輪山を源とする玖珠川や大山川は盆地東部で合流して三隈川となり、さらに台地の合間を縫うようにして流れ出る高瀬川、二串川、内河野川といった小河川が合わさって筑後川となる。さらに西流して大肥川が合流し筑紫平野を経て有明海へと注いでいる。

(3) 遺跡周辺の地形・地質・水利

小迫辻原遺跡は、日田市北部の阿蘇 4 火碎流の流出により形成された溶岩台地の段丘上に位置している。遺跡の立地する通称辻原台地は宮原台地とともに盆地内で最も発達した台地である山田原台地の一角を占め、その南側には独立した吹上原台地が見られる。これらの台地は阿蘇 4 火碎流堆積面の下位に比高 10～30 m の崖を作り分布する地形面の「中位段丘 1 面」と呼ばれ、主として月花川右岸一帯に広がる。右岸一帯の広がりとはこの山田原台地や吹上原台地を指すもので、市内にみられる「中位段丘 1 面」のなかでは最も広範囲な地形である。

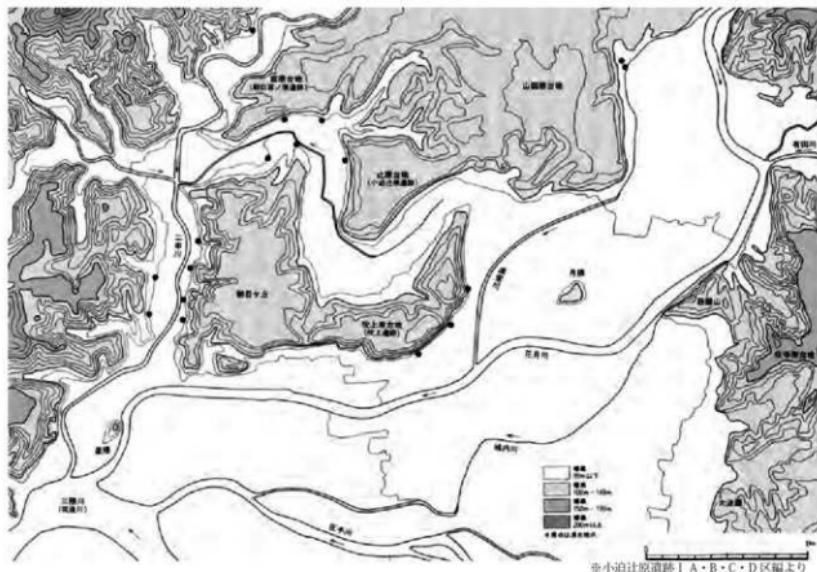
この発達した山田原台地は龍体山の南側山麓にあたり、台地西側には君迫川と合流した二串川が南流し、東側では南流する花月川が吹上原台地の南で西流して 2 つの河川が重なるようにして三隈川にそぞろこんでいる。山田原台地では昭和 30 年代に大規模な基盤整備事業が実施され、台地上はより平坦に区画化されて夏はスイカ、冬は白菜の一大生産地となっている。

さて、遺跡の立地する辻原台地は、現状では東西約 700 m、南北約 700 m の上面観が三角形をなしている。台地上の面積はおよそ 140,000 m² になる。台地上の標高は約 120 m で、台地裾部と 30～40 m ほどの比高差がある。台地の東側は現在大分自動車道日田 IC となっているが、以前は山田原台地と地続きで、東・南側は崖面、北側は小さな谷部へと傾斜している。この台地も昭和 30 年代に基盤整備事業が実施され平坦に区画されているが、整備前の地図では台地の南側から北側に向かって緩やかに傾斜する台地面であったようで、現在でも台地上には微妙な起伏が形成されており、往時の地形が想起される。

辻原台地上には湧水がないため灌漑用の水路がひかれている。台地南側には谷部が形成されており、本来は河川が流れていたものと考えられる。また、台地西側下には現在でもわき出る湧水地が数点あり、この台地上でもそうであるが、周辺台地上には湧水がなく、古くからの水利確保には台地下の湧水地が利用されていたことが想像される。(第 8 図)

(4) 遺跡周辺の景観

小追辻原遺跡の所在する辻原台地中ほどは大分自動車道にて分断されており、台地上での景観は、広大な畠地のなかに大規模人工的工物である高速道路が東西に走るかなり特異な景観を呈している。周辺は、矮小な沖積地と台地が取り囲み、台地周囲には杉や楡の植林された資源林が広がっているため、台地上から北側の展望は周辺に山々や台地が連なる閑静な霧闇気が漂う山間地景観を呈している。また、台地下部の沖積地には近年の宅地化により住宅地や工場・道路などが広がっているものの、いまだ水田も多く残り、自然要害の台地が悠然とそびえた景観が見られる。(巻頭写真、写真 13)



第8図 小迫辻原遺跡周辺地形図と湧水点 (1/30,000)

車なお、「豊西説話」の記載によれば、現在、石門町に所在する「蘭山(懶山)」と呼ばれている残丘が「星ノ懶」と呼ばれていたことになっている。しかし、これまで星

2. 歴史環境

(1) 日田盆地の遺跡概観

日田市には旧石器時代から近世に至るまでの多くの遺跡が存在しているが、日田盆地とその周囲において遺構・遺物量の増加が目立ち始めるのは、弥生時代以降である。

弥生時代には、福岡平野や筑後地方の影響を受けて、本格的な集落が成立し、三和教田遺跡や長者原遺跡などの環濠集落も確認されている。また、小迫辻原遺跡の南側約600mの吹上原台地には、弥生時代前期から後期まで連続と続く一大弥生集落で、盆地内の拠点集落でもある吹上遺跡がある。台地東部の6次調査からは大型成人用腰棺墓群とそれに伴う南島産貝製腕輪、銅戈、鉄劍、硬玉製勾玉、ガラス製管玉などの副葬品が出土しており、福岡平野や佐賀平野を中心とする北部九州弥生文化の影響が色濃く見て取れる。

弥生時代の終わりから古墳時代の初頭にかけて、吹上遺跡から小迫辻原遺跡へと中心となる集落が移ることになる。続く、古墳時代中期になると羽鶴遺跡で鍛冶遺構が見られ、盆地内各地の集落がカマドを持つ住居や初期須恵器が出現するなど、新たな文化が流入したことが窺える。

古墳については、現在市内で確認されている約70基の古墳のうち、はっきりと前に比定できるものではなく、中期と多くは後期の古墳である。特に、史跡穴觀音古墳、史跡法恩寺山3号墳、史跡ガランドヤ古墳などの裝飾古墳の存在は、筑後川下流域との強い繋がりを窺わせる。小迫辻原遺跡の周辺には北西約700mの台地上に2基の前方後円墳からなる朝日天神山古墳群がある。2基ともに後期の築造と考えられており、2号墳は市内最大の古墳で、埴輪として使用されたと考えられている須恵器大型壺などが出土している。

律令下の古代日田郡には、5郷、14里、1駅が置かれたと『豊後國風土記』に記されている。上野第1遺跡で確認された古代建物群と「豊馬豊馬」銘の刻書石製權は、『延喜式』に見られる石井駅の存在を窺わせる。また、盆地東部の大波羅遺跡や慈限山遺跡においても、古代の遺構と墨書き土器などの遺物が確認されており、官衙や寺院に関連する施設の存在を窺わせる。『豊後國正税帳』には当時の主要な役職と人物名が記されており、古代日田郡において郡司職にあったのが日下部氏であったことが窺える。日下部氏は11世紀前半の別符の開発を最後に勢力が衰え、代わって疑任郡司であった大藏氏が台頭し、中世日田を治めることになる。

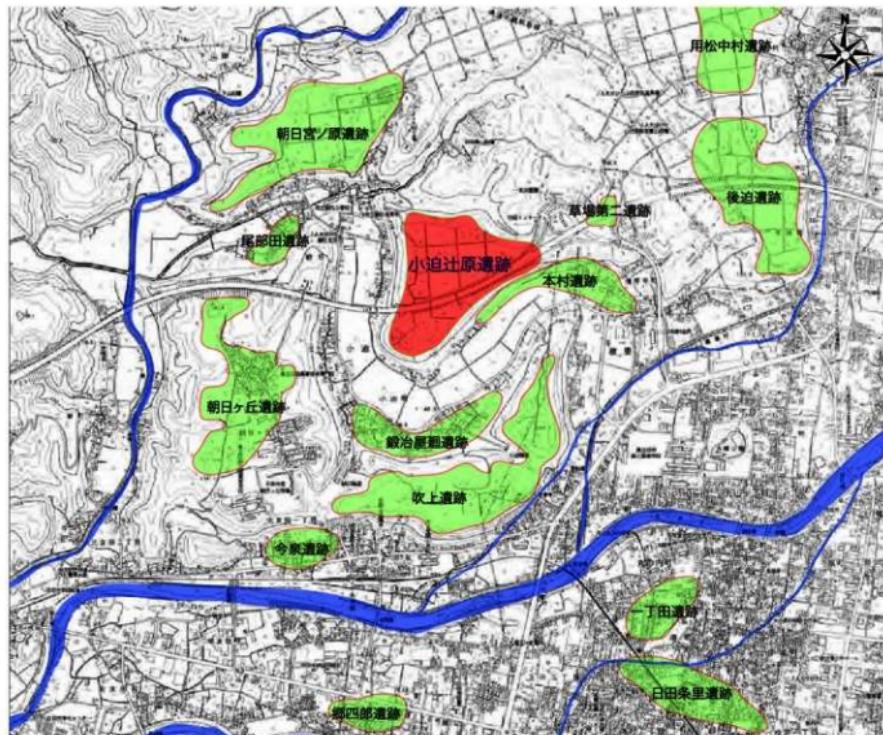
大藏氏は花月川沿いの慈眼山丘陵を居城とし、慈限山から花月川を挟んで北に広がる日田条里上手地区一帯には10世紀～13世紀ごろの集落を見ることができる。大藏氏は鎌倉幕府から地頭職が安堵された後は御家人となり日田氏を称するようになり、15世紀中頃に大藏姓日田氏が断絶するまで、慈眼山遺跡を中心として日田の地を治めることとなる。大藏姓日田氏断絶の原因については『豊西記』『日田記』『日田造領記』でそれぞれ異なった記述がされているため真相は不明であるが、大藏姓日田氏断絶後は大友四郎親満が日田氏を継ぎ、大友姓日田氏が成立する。慈限山南側の沖積地には慈限山遺跡が広がっており、15世紀～16世紀ごろの武家屋敷群が計画的に造成されている。

この大友姓日田氏も16世紀前半には断絶し、その後8名の郡老支配を経て、日田は太閤蔵入地となり、江戸幕府成立後は一時親藩・譜代大名の支配を除けば御幕府領となる。寛永16年(1639)には永山布政所(代官所)が置かれ、18世紀中頃には都代に格上げされて、幕府による九州支配の中心地として繁栄することとなる。

(2) 市内の弥生時代から古墳時代初頭の遺跡の状況と小迫辻原遺跡周辺の状況

市内における弥生時代から古墳時代の状況について概説する。

日田盆地において弥生時代の遺跡の所在が確認されるのは、概ね前期後半以降である。前期後半から末にかけて吹上遺跡や小迫辻原遺跡・徳瀬遺跡・後迫遺跡といった遺跡が営まれるようになる。このうち小迫辻原遺跡や徳瀬遺跡は一旦利用されなくなるのに対し、吹上遺跡や後迫遺跡は後期末まで継続的に利用される拠点的性格を有している。中期代には盆地の各所に遺跡が作られるようになる。大肥川流域の大肥遺跡、日田盆地内では佐寺原遺跡や朝日宮ノ原遺跡、天瀬の五馬台地では宇土遺跡といった後期末まで継続的に利用される拠点集落が各地域に広がって営まれる。これに対し、上野第一遺跡や葛原遺跡・会所宮遺跡といった比較的短期間しか営まれない遺跡も出現する。次の中期後半から後期中頃にかけては比較的の遺跡の数が増加する時期で、高野遺跡や祇園原遺跡・金田遺跡など、この時期にしか利用されない集落が目立つようになる。そして、この時期には前期代以来居住が認められない幾つかの集落が再び営まれるようになるなどの特徴が見られる。後期中頃から末になると市内各所で遺跡がかなり増加するようになるとともに、環濠と想定されている溝を伴う遺跡が増加する。長者原遺跡や三和教田遺跡・平島遺跡などである。このようななかで、古墳時代初頭まで継続する小規模集落は各所に見られるが、規模の大きな集落は小迫辻原遺跡とその一帯へと収斂する様相が見て取れるのである。



第9図 遺跡周辺の主な弥生時代から古墳時代初頭の遺跡分布図（1/10,000）

次に、小迫辻原遺跡周辺の状況について概観する。小迫辻原台地下の沖積地には、弥生時代後期中頃から終末にかけて営まれた本村遺跡や弥生時代後期から古墳時代初頭ごろに営まれた尾部田遺跡等の集落が存在している。また、小迫辻原遺跡の北西には弥生時代前期から後期の住居や窓棺墓、石棺墓などが確認された朝日宮ノ原遺跡、東には弥生時代後期後半から古墳時代中期にかけた墓地群が確認された草場第二遺跡が所在している。南側の吹上原台地上では、弥生時代前期後半から後期末にかけての大規模集落であり、中期後半の特定集団墓が確認された吹上遺跡、東側の山田原台地上には弥生時代前期後半から後期にかけての大規模集落である後迫遺跡などの大きな集落が所在しており、いずれも小迫辻原遺跡と深い関係にあったと推測される。そのほか大小の集落が周辺に見られ、小迫辻原遺跡を中心とした一帯は、特に弥生時代から古墳時代にかけての遺跡が密集している市内唯一の地域で、これらの遺跡が相互に関連しあいながら存在している。後期末に小迫辻原遺跡が特別な在り方の遺跡として成立するが、廃絶される古墳時代前期初頭以降はこの一帯も同様にあまり利用されなくなる。

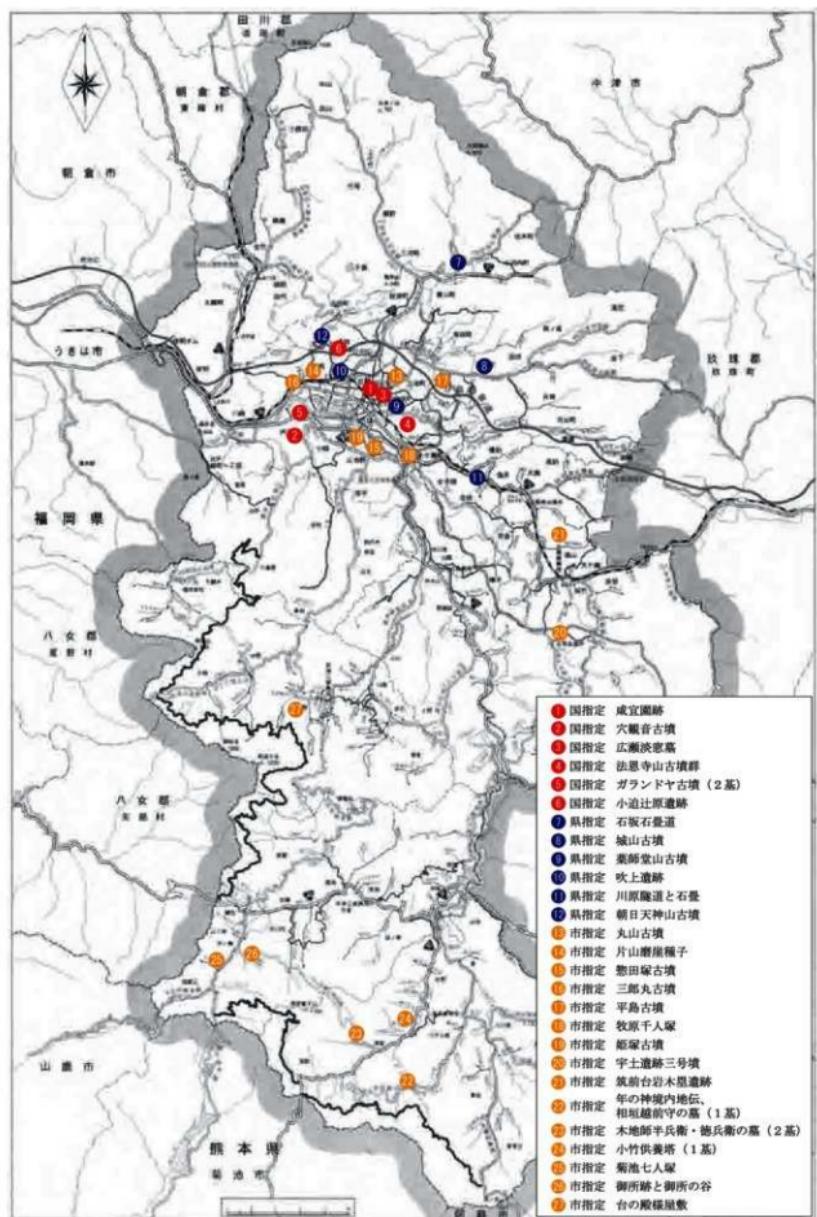
(3) 周辺の指定文化財

市内には数多くの文化財が残り、162件もの文化財が指定されている。そのうち、史跡は27件あり、うち国史跡には6件が指定されるなど、遺跡の宝庫でもあると言える。指定史跡は市内各所に散在している(第10図)。小迫辻原遺跡周辺では弥生時代の有力者の集団墓である吹上遺跡や古墳時代後期の前方後円墳である朝日天神山古墳群などが大分県史跡として指定されている。その他の文化財は市内各所に多岐に渡っており、国県市の区分は別として、ほぼ全ての文化財区分に該当している。特に近年では豆田の伝統的建造物群保存地区や小鹿田の里の重要文化的景観保存地区の取り組みなどが行われるなど多様な状況である。

(巻末参考資料：指定文化財一覧表参照)

第1表 日田市の指定文化財数(平成22年10月時点)

国指定		県指定		市指定		合計
重要文化財	11	有形文化財	24	有形文化財	44	79
重要無形文化財	1	無形文化財	—	無形文化財	—	1
重要有形民俗文化財	—	有形民俗文化財	—	有形民俗文化財	2	2
重要無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	5	無形民俗文化財	4	10
史跡	6	史跡	6	史跡	15	27
名勝	1	名勝	1	名勝	—	2
天然記念物	—	天然記念物	3	天然記念物	23	26
国選定						
重要伝統的建造物群	1	—	—	—	—	1
重要文化的景観	1	—	—	—	—	1
選定保存技術	1	—	—	—	—	1
国選択						
無形民俗文化財	2	無形民俗文化財	2	—	—	4
国登録						
登録有形文化財	8	—	—	—	—	8
総計						162



※日田市全図 平成18年4月作成を一部修正

第10図 日田市の指定史跡分布図（1/200,000）

第3章 史跡小迫辻原遺跡の概要

1. 指定までの状況

小迫辻原遺跡は、昭和48年に大分県教育委員会が発行した「日田市・玖珠町埋蔵文化財分布一覧」によると、弥生時代の遺物散布地として「小迫原遺跡」の名称で周知されてきた。この頃まで、本格的な発掘調査は行われておらず、遺跡の実態については昭和58年の試掘調査までは把握されていなかった。

遺跡名の変更については、発掘調査において遺跡が脚光を浴び、地元から通称小迫原という呼び名の台地が他にもあり、発掘調査された台地は通称辻原と呼称しており地元ではその所在地に混乱をきたしていることから、日田市は昭和63年に大分県教育委員会に対し、「小迫原遺跡」から「小迫辻原遺跡」へと名称を変更するよう要望し、以後、正式な報告書等では小迫辻原遺跡と呼ぶことになった。

2. 遺構名称の統一

台地中央より東側に3基並び、一辺約20～50mの方形状の溝によって区画される溝及び建物などの遺構を指示する名称についてであるが、これまで日田市教育委員会ではこれらを「居館」「環濠（壕）居館」「豪族居館」などとして説明し、大分県教育委員会発行の発掘調査報告書では「方形環溝」、文化庁の史跡指定時には「方形環濠建物」としてきた。これは当時の学問的な理解のもとに設定された名称であったのだが、研究の進展や理解などに併せて名称が変更となり、複数の名称が使用されているためやや混乱が生じている。現在の研究状況の進展の過程などでは幾つかの名称が想定され、統一的な名称を設定しにくい状況もある。

そこで、指定時において仮に設定された「方形環濠建物」という用語が、史跡小迫辻原遺跡の保存管理計画を作成する際に使用するには妥当ではないかと考えられることから、今回は仮にこの「方形環濠建物」の用語を使用して名称の統一を図るものとする。

なお、過去この遺構について記載されている主な書籍類について以下に記載する。本書を締めるにあたっては、これらの書籍を主に参考をしている。

※道路西側に3基確認される「環濠」については、「環塙」・「環溝」として標記されているものも一部見受けられるが、ここではこれまで統一的に使用してきた「環濠」を使用するものとする。



写真3 1・2号方形環濠建物保存の擁壁

《書名・参考文献》

「居館」・「環濠（壕）居館」を使用している書籍

- 『居館の里・小追辻原遺跡 大分県日田市』日田市教育委員会 1993
『まちづくりフォーラム'96 照明の比多国・小追辻原遺跡の世界』まちづくりフォーラム'96 実行委員会 1996
『大分県小追辻原遺跡』『考古学ジャーナル384』 ニュー・サイエンス社 1995
『小追辻原遺跡Ⅱ（N区）』『日田地区遺跡群発掘調査概報IV』日田市教育委員会 1989
『小追辻原遺跡Ⅲ（O区）』『日田地区遺跡群発掘調査概報V』日田市教育委員会 1990
『小追辻原遺跡IV』『日田地区遺跡群発掘調査概報VI』日田市教育委員会 1991
『小追辻原遺跡V』『日田地区遺跡群発掘調査概報VII』日田市教育委員会 1992

「豪族居館」を使用している書籍

- 『第1編 先史・原始 第三章第一節五小追辻原遺跡の語るもの』『日田市史』1990

『小追辻原遺跡II - 小追辻原遺跡範囲確認調査概要報告書-』日田市教育委員会 1992

『小追辻原遺跡（L-1区）』『日田地区遺跡群発掘調査概報III』日田市教育委員会 1988

「方形環溝」を使用している書籍

- 『小追辻原遺跡I A・B・C・D区編』九州自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書 10 1999

「方形環濠建物」を使用している書籍

- 『月刊文化財』平成6年12月号 文化庁文化財部 1994



写真4 環濠土層剥ぎ取り状況

3. 史跡指定の経緯

(1) 県指定までの経緯

小迫辻原遺跡は、昭和 58～59 年度にかけて九州横断高速道大分道建設に伴う事前確認調査が行われ、昭和 60～62 年度にかけ本発掘調査が実施された。

この調査において、古墳時代前期初頭の方形環濠建物 2 基が検出され、更に調査が進められるうちに、この遺構が日本最古の段階のものであることが確認され、その重要性が強く認識されることとなった。

調査主体者である大分県教育委員会はこの重要性に鑑み、事業主体者である日本道路公団をはじめ、各関係機関と 2 ヶ月にわたる協議を行った。その結果、高速道路側面を約 95 m にわたって垂直のコンクリート擁壁とする工法の変更によって、方形環濠建物は可能な限り現地保存されることとなった。

この決定を受け、日田市は方形環濠建物跡全ての範囲を保護すべく、高速道路北側の民有地等 7,368.4 m² を大分県史跡としての指定申請を行い、平成元年 3 月 30 日に大分県史跡指定を受け、平成元・2 年度にはその公有化（民有地等 6,521 m²）を行った。

○大分県教育委員会告示第 2 号

大分県文化財保護条例（昭和 30 年大分県条例第 12 号）第 35 条第 1 項の規定により、次に掲げる文化財を県指定史跡に指定する。

平成元年 3 月 30 日

大分県教育委員会

区分 史跡

名称 小迫辻原遺跡

特記事項 古墳時代の豪族居館跡等

所在地 日田市大字小迫 1176-1, 1196, 1197, 1198-1 及び 1199-2 の全部並びに 1176-2 及び 1198-3 の一部で次の図に示す部分に限る。

所有者 上林徹幸、遠藤俊明、石橋 豊、岩見義光、日本道路公団

指定面積 7,368.4 m²

(2) 国指定までの経緯

①緊急調査の実施

九州横断高速道大分道建設に伴う調査が実施され、方形環濠建物の発見を機に遺跡が注目を集め始めたころ、遺跡の存在する台地上では農作物の生産性を向上させるための地力増進事業（天地返し）が計画された。

市教委は当時既に現地保存が検討されていた小迫辻原遺跡の重要性を考慮し、遺跡の保存を前提とした協議を市農政部局と行ったが、最終的には工事予定地を対象に緊急発掘調査を実施する方針となり、昭和 62 年度から県教委の協力を得て調査に着手した。

昭和 63 年度には、台地西側において方形環濠建物とほぼ同時期と見られる環濠の一部が検出され、さらに平成元年度の台地中央部分での調査では整然と区画された古代の建物群や「大領」銘の墨書き土器などが発見された。市教委は、小迫辻原遺跡において相次いで貴重な調査成果が得られたことから、発掘調査指導委員会の指導を受け、遺跡の全体像を解明するための確認調査を実施することになった。

②保存地域拡大に向けての確認調査へ

確認調査は平成2年度から平成5年度まで間、台地上の発掘調査可能な農地を対象に実施した。この調査により新たな方形環濠建物をはじめ、弥生時代から古墳時代の3つの環濠や中世の環溝屋敷などの遺構が確認された。これにより、遺跡的重要性が再認識されると同時に、市民の関心も高まり、遺跡の保存活用について県・市議会でも取りざたされるようになってきた。

③史跡指定

このような動きに対し、日田市は遺跡の保存と活用を目指す方針を固め、「第3次日田市総合計画」のなかでは小追辻原遺跡の歴史公園化をかけ、史跡指定に向けて本格的な取り組みを行うことになった。

史跡の指定範囲については、発掘調査の最終年度にあたる平成5年8月6日に小追辻原遺跡発掘調査指導委員会を開催して、史跡として保存すべき範囲についての検討を行い、里道を含む64筆81,926.36m²の範囲を保存すべき区域とした。

この結果を踏まえて、県教委や文化庁と協議を行い、土地地権者の同意を得て、それまでの県指定史跡範囲を含めて、平成8年10月31日には小追辻原遺跡は国の史跡として指定を受け、遺跡の大半が保存されることになった。(第11図)

文部省告示及び指定基準・指定説明等は、以下のとおり。

○文部省告示第186号

文化財保護法(昭和25年法律第244号)第69条第1項の規定により、次に掲げる記念物を 史跡に指定する。

平成8年10月31日

文部大臣 奥田 幹生

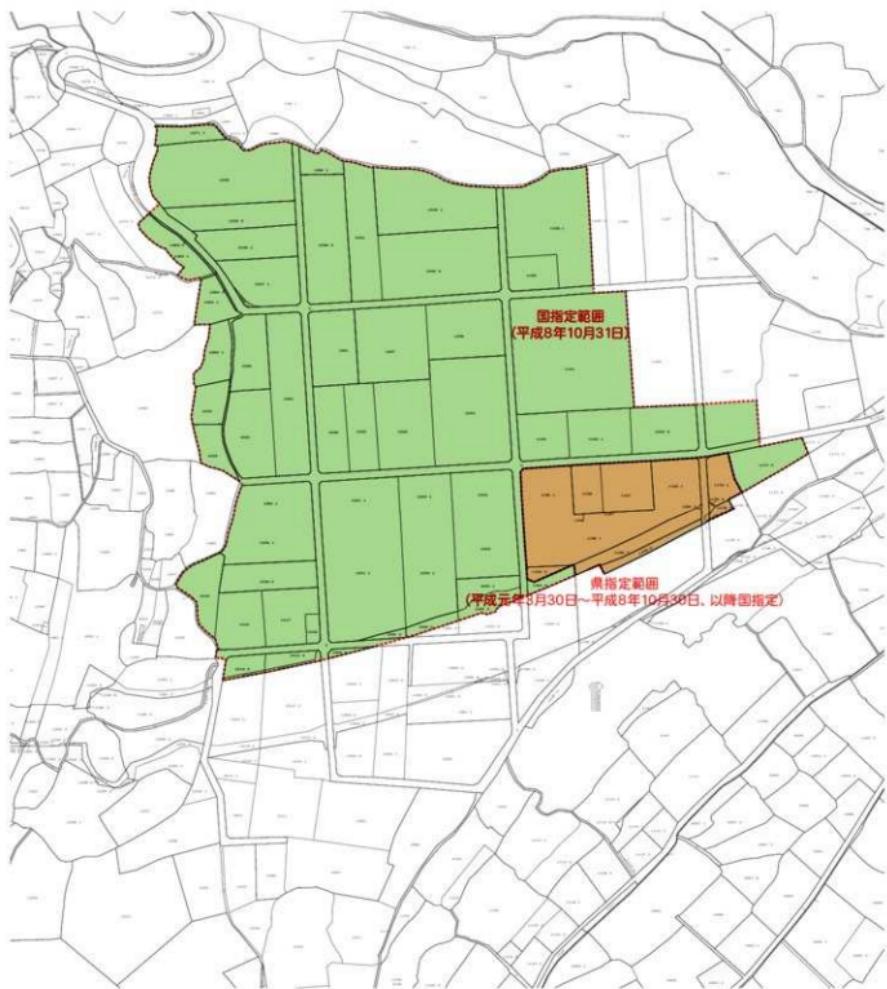
名 称 小追辻原遺跡

所 在 地 大分県日田市大字小追字経塚1175番の2、1176番の1、1176番の3、1176番の4、1177番のうち実測834m²

同大字小追字辻原1189番の1、1190番、1191番、1193番の1、1193番の2、1194番、1196番、1197番、1198番の1、1198番の6、1198番の7、1199番の2、1199番の4、1204番の4、1214番の2、1214番の4、1215番の2、1215番の4、1216番、1217番、1218番、1219番、1220番の1、1220番の2、1221番の1、1221番の2、1222番の1、1222番の3、1223番の1、1223番の3、1224番、1225番、1226番、1227番、1228番、1229番、1230番、1231番、1232番、1233番、1234番、1235番、1236番、1237番の1、1237番の2、1238番の1、1238番の2、1239番、1240番の1、1240番の2、1241番、1242番の1、1242番の2

同大字小追字辻原免 1362番の1、1363番の1、1363番の2、1364番の1、1364番の2、1371番の1

この地域に介在する道路敷を含む。



第11図 指定範囲地籍図（1/3,000）

◎その他指定に関する情報

指定面積	81,926.36m ²
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部一による。
指定説明	小迫辻原遺跡は大分県の西部、筑後川の上流である三隈川流域に形成された日田盆地北部の、標高120mの小迫台地上に立地する。昭和62年にはじまった九州横断自動車道建設にともなう発掘調査で、古墳時代初頭のころの、内部に掘立柱の建物の方形の環濠(以下、仮に方形環濠建物とよぶ)が確認され、この種の遺構としては初源的なものとして注目された。14haの広さをもつ小迫台地については、その後全体にわたって確認調査が行なわれ、台地の西半部では、弥生時代後期の終わりから古墳時代の初めにかけての三つの時期の環濠集落が確認され、方形環濠建物が営まれたころの変遷を示している。

三つの方形環濠建物は台地の中央やや南寄りの場所で、ほぼ横一列に並ぶ形で確認された。それぞれの規模は、東側の1号方形環濠が一辺48m、その西に隣接する2号方形環濠は一辺38mである。2号の西50mにある3号方形環濠は一辺20mで、1号、2号にくらべると規模は小さい。幅2m前後の環濠で方形に囲まれた内部には、1号では東西3間、南北2間以上の総柱の掘立柱建物が一棟、2号では東西3間、南北2間の南北に並列した総柱の建物が2棟、3号では東西3間、南北2間の掘立柱建物が確認されている。1号、2号では、濠の内側に濠と平行する幅10ないし50cmの布堀りが巡っており、柵や塀などの施設のあったことが推定される。また2号、3号の北側の濠の中央には出入口を示す土橋が残る。

それぞれの方形環濠からは多くの土器が出土しており、2号、3号の濠には焼土とともに炭化材が埋没していた。土器のなかには近畿地方の編年でいう庄内式から布垂式の時期の系統をひく甕などが含まれる。ほかの在地系の土器もこれと同時期とみられるものであり、出土土器の傾向から、方形環濠建物は1号、2号、3号へと変遷すると考えられ、それが3世紀の終わりから4世紀の初めにかけての比較的短い期間に相次いでつくりかえられたものと推定される。

三つの環濠集落は台地上の西北部に形成されている。1号環濠は東西約150m、南北約100mの不整長方形と推定される形状で、濠の幅は1から1.5m、深さが1から1.5mある。2号環濠は東西約100m、南北約100mの不整形方形で、濠幅1.5mから2m、深さ1.2から1.5m。3号環濠は東西、南北とも約100mの隅丸方形状で、溝幅は3から5m、深さは1.2から1.5mある。3号環濠で濠の外側に土堤を築いていた形跡が残る。また1号環濠には2か所以上、2号環濠には4か所以上の張出し部がみられる。2号環濠の張出し部の中央には濠の側面に2対の柱穴があり、ここに橋がかけられていたことを示している。環濠の内外には多くの竪穴住居が確認されているが、区画内の住居密度は低い。三つの環濠集落は、濠のなかに埋没していた多量の土器や、1号環濠と3号環濠の重複状況から、1号環濠集落、2号環濠集落、3号環濠集落の順に連続して造営が繰り返されたと推定される。このほか、台地の中央付近で、緩やかな弧状にのびて台地を東西に分断する、長さが300mにおよぶ幅2mほど、深さ1.5mの南北溝や、その東150mで、同じく台地を分断するとみられる南北溝が確認されており、竪穴住居はこの南北溝の西側に多く分布している。

各遺構から出土した土器の示す年代などから、環濠をともなった集落と居館の出現から

終焉までの過程をたどることができる。第Ⅰ期は台地の西北隅に1号環濠集落が営まれる時期である。第Ⅱ期になると、集落はすぐ南につくられた2号環濠集落に移る。次の第Ⅲ期は集落が3号環濠に移動する時期で、ⅢA期には1号南北溝と2号南北溝がつくられるとともに、1号方形環濠建物がつくられる。次のⅢB期になると1号方形環濠建物にかわって2号方形環濠建物、3号方形環濠建物があいついでつくられる。

小追台地上に展開するこれら古墳時代初頭前後の時期の諸遺構のうち方形環濠建物については、集落のなかでの首長クラスの人物の居宅という評価も可能であるが、関東地方で確認されている5世紀から6世紀代の大規模な環濠居館跡などと比べると、小追辻原遺跡の居館は小さく、生活色は薄い。このことは、そこがもっぱら祭祀的な空間であったことを示唆している。小追辻原遺跡において、方形環濠建物が漸次規模を小さくしながら変遷し、やがて環濠集落とともに台地上から消えていくと言う事実は、いったん集落から突出したかたちで形成された祭祀権力を執行する場が必ずしも一方的に発展したのではなかったことを示すものであろう。

なお、台地の中央部には、8世紀から9世紀前半の時期の掘立柱建物7棟などがあり、建物群はコの字形に配置されている。「大領」と墨書きされた土器や須恵器を転用した硯が出土していることからも、日田郡の郡司クラスの人物の居宅ではないかと考えられる。台地上には、さらに、12世紀から16世紀頃までの100棟をこす掘立柱建物や多数の土坑、溝、墓などがみつかっている。このなかには建物群の周囲を溝や柵で囲んでいる屋敷が6か所あり、一辺が50mをこえるものもある。

このように、小追辻原遺跡では、弥生時代から古墳時代への変換期に、有力者のための環濠集落があらわれ、そのなかから発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現し、変化していく過程が凝縮して保存されているといえ、わが国の国家形成期の社会状況を解明する上できわめて重要な意義を有している。よって、史跡に指定し、その保存を図ろうとするものである。

(月刊文化財 平成6年12月号)

(3) 国指定後の経過

平成8年10月31日に指定を受けた翌月には、「黎明の比多国 小迫辻原遺跡の世界」と題した記念フォーラムを開催し、小迫辻原遺跡の調査報告と保存・活用についてのパネルディスカッションを実施した。また同時に、アンケート調査を実施し、小迫辻原遺跡の保存・活用や将来像についての意見を募った。この意見を集約し、専門委員会による検討を重ね、平成10年には「小迫辻原遺跡保存整備基本構想」を策定した。

日田市は、この構想に基に保存整備をすすめていく計画であったが、当時の社会情勢と主に財政的な問題から、保存整備に必要となる土地公有化への着手を目前に、事業全体の見直しを余儀なくされてしまう。その後も土地公有化へと踏み切れず、土地公有化に必要となる測量調査などを先行して実施してきた。

一方、面積が広大で、地権者も多数に及ぶことから、土地所有者が史跡のままで管理を行っていくには困難な状況にあった。このため、平成18年3月10日付けで日田市が史跡の管理団体としての指定を受け、現在、定期的に見回り・下草刈り等の管理業務を行っている。

また、平成20年度には追加指定の必要性を判断するために、指定地周辺において確認調査を実施した。

管理団体指定

○文化庁告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成十八年三月十日

文化庁長官 河合隼雄

名 称 小迫辻原遺跡

指 定 告 示 平成八年文部省告示第百八十六号

地方公共団体名 日田市（大分県）



写真5 古代史シンポジウム写真（平成5年）



写真6 まちづくりフォーラム写真（平成8年）

第2表 小追辻原遺跡全体経過一覧表（平成22年度まで）

年次	日付	内 容
昭和32～41年		県営山田原地区畠地かんがい事業に伴い、灌水施設が埋設される。
昭和38～40年		山田原地区農業構造改善事業に伴い、区画整理が実施される。
昭和58～59年度		九州横断高速道大分道路建設に先立つ、事前確認調査が実施される。
昭和60～62年度		九州横断高速道大分道路建設に伴う、本発掘調査が実施される。
平成元年	3月30日	方形環濠建物部分（7368.4m ² ）が大分県史跡の指定を受ける
平成元年～2年度		大分県指定部分（6,521m ² ）の公有化を行う
昭和62年度～		地力増進事業に先立つ事前確認調査が実施される。
平成3年度		
平成2～5年度		遺跡の全体像を把握するための確認調査が実施される。
平成5年	8月6日	発掘調査指導委員会の開催
	9月11～12日	「93おおいた文化財フォーラム・日田一小追辻原遺跡と日田の歴史を学ぶ」が開催される
	10月2日	「第2回大分県生涯学習フェスティバル事業“古代史シンポジウム”一時を越えて蘇れ豪族の館 小追辻原遺跡は今、何を語りかけるか」を開催する
平成6年	7月	史跡指定に関する地元説明会開催
	9月21日	史跡指定申請書を提出する。
	11月18日	史跡指定の答申を受ける。
	12月4日	調査現地説明会、ミニシンポジウム「小追辻原遺跡とその時代～日田玖珠地域の古代遺跡～」開催
平成8年	3月24日	第1回小追辻原遺跡保存整備基本構想策定委員会開催
	10月31日	文部省告示第186号により、史跡として指定を受ける。(81,926.36m ²)
	11月7～11日	企画展「比多国からのメッセージ 吉野ヶ里遺跡から小追辻原遺跡へ」開催
	11月9・10日	まちづくりフォーラム「黎明の比多国」を開催する。
平成9年	8月26日	第2回小追辻原遺跡保存整備基本構想策定委員会開催
平成10年	3月	史跡小追辻原遺跡保存整備基本構想策定
平成14年	2月27日	小追辻原遺跡歴史公園整備検討会議
平成16年	9月14日	地元説明会開催
平成17年	7月20日	地元役員会開催
平成18年	3月10日	日田市が史跡を管理すべき団体として指定を受ける
	8月25日	地元役員会開催
	9月6日	用地測量に関する地元説明会開催
	10月24日	地元役員会開催
	11月2日	用地測量に関する地元説明会開催
平成19年	1月18日	用地測量を実施する
	7月11日	地元役員会開催
平成20年	10月1日	地元役員会開催
	12～3月	指定地周辺の確認調査実施
	3月18日	地元役員会開催
平成21年	9月	小追辻原遺跡の地形図を作成する(1/1,000)
	11月6日	地元役員会開催
	12月3日	第1回史跡小追辻原遺跡保存管理計画策定委員会開催
平成22年	3月26日	地元役員会開催
	5月18日	地元役員会開催
	6月10日	地元役員会開催
	6月23日	地元役員会開催
	7月22日	地元説明会開催
	8月6日	第2回史跡小追辻原遺跡保存管理計画策定委員会開催
	8月10日	地元役員会開催
	11月8日	第3回史跡小追辻原遺跡保存管理計画策定委員会開催
平成23年	11月	小追辻原遺跡遺構配置図作成
	1月27日	第4回史跡小追辻原遺跡保存管理計画策定委員会開催
	3月	史跡 小追辻原遺跡保存管理計画書策定

4. 発掘調査区設定と履歴

以上のような経過において、小迫辻原遺跡では昭和 58 年～平成 20 年まで、計 50,220 m²の発掘調査を行つておる、ここではその調査経過について概説して整理を行う。(第 4 表)

小迫辻原遺跡の調査区設定方法は、全体のグリッド割によるものではなく、九州横断高速道路大分道路対象地の調査区割を基本としている。そのため台地中央部に A から F 区（のちに A から D 区に変更となったため EF 区は欠番となる）が設定され、高速道路より北側では、北から南、東西方向に向かって G から P 区が割り振られている。高速道路より南側は、東西に Q・R 区が割り振られている。以下調査履歴を概説する。

昭和 58 ～ 59 年度にかけて九州横断高速道大分道路建設に伴う事前確認調査が行われ、昭和 60 年度から 62 年度にかけてその本発掘調査として、A から D 区の調査が行われた。昭和 62 年度には地力増進事業に伴う緊急調査が行われ、L-1 区の試掘調査、昭和 63 年度には N 区の発掘調査と O-1 区の試掘調査、平成元年度には O-1 区と K-1 区の発掘調査、K-2 区の試掘調査が行われた。こうした地力増進事業に伴う調査により、遺跡の重要性が増した平成 2 年度より、遺跡の全容解明を目的とした市単独費の小迫辻原遺跡確認調査事業を並行して実施することとなり、平成 2 年度には地力増進事業に伴う H-1・K-3・P 区の発掘調査と内容確認のための G-1・J-1・K-4・L-2 区の確認調査、平成 3 年度には地力増進事業に伴う H-2・O-2 区の発掘調査、内容確認のための G-1・H-1・K-2・L-2 区の確認調査を行い、遺跡の内容とその重要性が認識されることになった。その後の平成 4 年度には地力増進事業に伴う Q 区の発掘調査と R-2・I・J-2 区の試掘調査、平成 5 年度には 3 つの環濠の追跡を目的として G-5 区の発掘調査と G-1～4・H-3～4・M・J-3～5 区の試掘調査を実施した。平成 20 年度には史跡の追加指定を検討するため、史跡周辺地にそれぞれトレントを設定して調査を実施している。

以上合計 10 年間、33箇所の発掘調査が行われているものの、指定地内の調査面積は 34,061 m²と指定地内の 41.6%に過ぎず、未だ全容がつかめていない状況である。

※各調査区の面積については、史跡全体遺構配置図の作成過程において、CAD を用いて計測した。

平成 20 年度調査に関しては当時は調査区名の設定がされていなかったが、今後の混亂を避けるため今回調査区設定を行った。

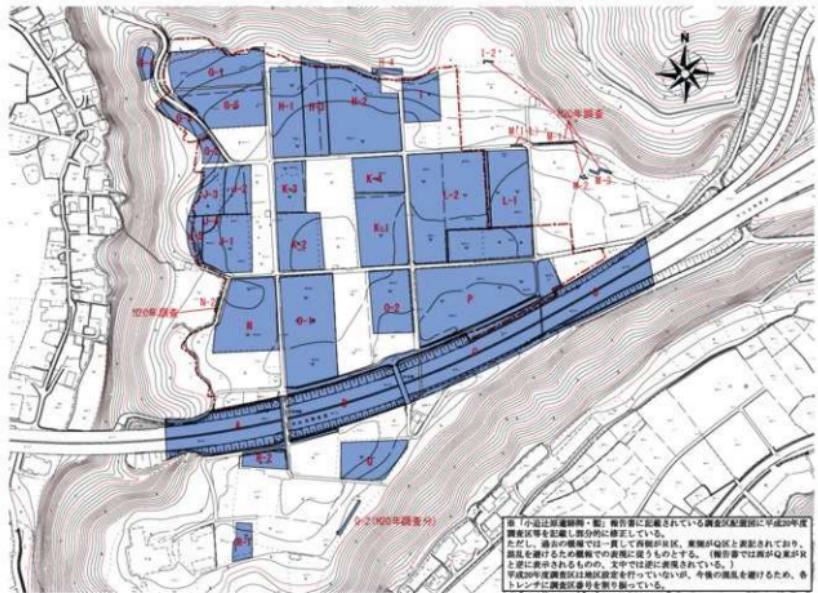
第 3 表 調査区面積一覧

調査区		面積 (m ²)	調査区		面積 (m ²)	調査区		面積 (m ²)
H	A	2,879	H	2	3,461	K	4	1,056
	B	4,065		3	779	L	1 (史跡外)	204
	C	6,928		4	1 トレンチ 2 トレンチ		1 (史跡内)	235
	D			16	9		2	4,434
	1	2,132		1	1 トレンチ 2 トレンチ	M (I - L)		8
	1 トレンチ	11		2	32	M	1	30
	2 トレンチ	6		18			2	15
	3 トレンチ	2		1,470			3	45
	4 トレンチ	5		2	104	N	1	3,138
G	2 1 トレンチ	29		1	42		2	15
	3 1 トレンチ	21		2	7		1	4,110
	2 2 トレンチ	12		3 トレンチ	8		2	1,873
	4 1 トレンチ	8		4	13	P		4,394
	2 2 トレンチ	7		5	15			380
H	5	1,074	K	1	1,870	Q	1	1,390
				2	1,297	2	40	
		1,111		3	830	R	1	81
		67					2	401
調査面積合計		50,220	史跡内調査面積合計		34,061			

*網掛けが史跡内の調査区



写真7 小迫辻原遺跡空中写真（発掘調査区合成写真）

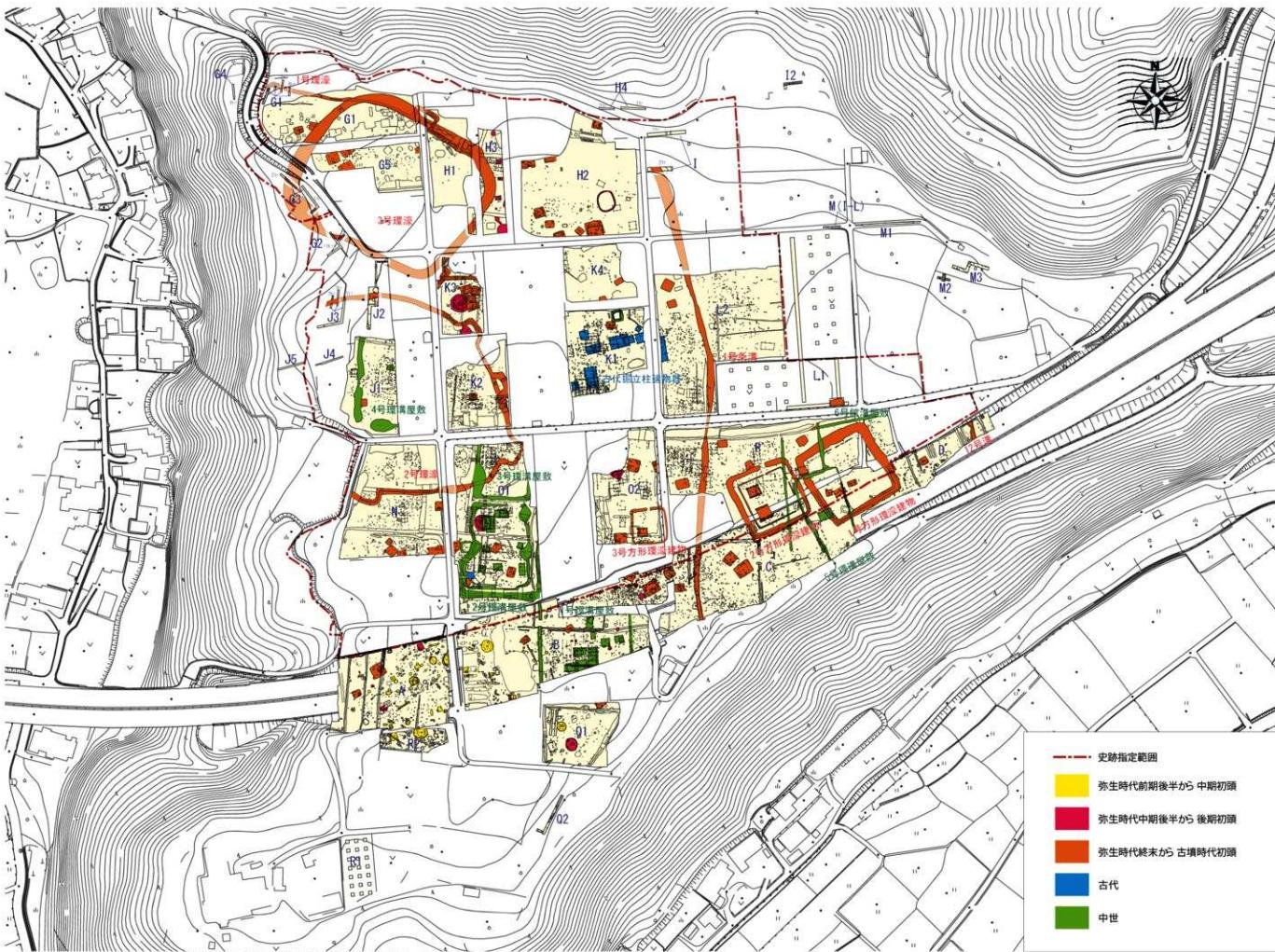


第12図 発掘調査区配置図 (1/4,500)

第4表 小追辻原遺跡調査履歴一覧表

調査年度	調査主体	調査区分	事業費負担	調査区	目的	文献	文献年度
昭和 58 年度	県	試掘	国庫	A ~ D	高速道路	九州横断自動車道路建設に伴う発掘調査概報	1984
昭和 59 年度	県	試掘	国庫	A ~ D	高速道路	九州横断自動車道路建設に伴う発掘調査概報	1985
昭和 60 年度	県	発掘	公团	C (旧 A・B)	高速道路	小追辻原遺跡 I (A・B・C・D 区編)	1999
昭和 61 年度	県	発掘	公团	C (旧 A・B)	高速道路	小追辻原遺跡 I (A・B・C・D 区編)	1999
	県	発掘	公团	A (旧 C)	高速道路	小追辻原遺跡 I (A・B・C・D 区編)	1999
昭和 62 年度	県	発掘	公团	A (旧 C)	高速道路	小追辻原遺跡 I (A・B・C・D 区編)	1999
	県	発掘	公团	B (旧 D)	高速道路	小追辻原遺跡 I (A・B・C・D 区編)	1999
	県	発掘	公团	C (旧 E)	高速道路	小追辻原遺跡 I (A・B・C・D 区編)	1999
	県	発掘	公团	D (旧 F)	高速道路	小追辻原遺跡 I (A・B・C・D 区編)	1999
	市	試掘	国庫	L I	地力増進	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅲ	1988
昭和 63 年度	県	試掘	国庫	O I	地力増進	大分県内遺跡詳細分布調査概報 7	1988
	県	発掘	公团	CD (旧 EF)	高速道路	小追辻原遺跡 I (A・B・C・D 区編)	1999
	市	発掘	国庫	N	地力増進	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅳ	1989
平成元年	県	試掘	国庫	R I	地力増進	大分県内遺跡詳細分布調査概報 8	1990
	市	発掘	国庫	O I	地力増進	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅴ	1990
	市	発掘	市公社	K I	公有化代替地調査	小追辻原遺跡発掘調査概報	1990
平成 2 年	市	試掘	国庫	K 2・3	地力増進	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅵ	1990
	市	発掘	国庫	H I	地力増進	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅶ 小追辻原遺跡 II (H 区編)	1991 2000
	市	発掘	国庫	K 3	山字作付け	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅷ	1991
	市	確認	国庫	P	範囲確認	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅸ	1991
	市	確認	単費	G I	範囲確認	平成 4 年度埋蔵文化財年報	1994
	市	確認	単費	J I	範囲確認	平成 4 年度埋蔵文化財年報	1991
	市	確認	単費	K 4	範囲確認	平成 4 年度埋蔵文化財年報	1991
平成 3 年	市	確認	単費	L 2	範囲確認	平成 4 年度埋蔵文化財年報	1991
	市	発掘	国庫	H 2	地力増進	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅹ 小追辻原遺跡 II (H 区編)	1992 2000
	市	発掘	国庫	O 2	地力増進	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅺ	1992
	市	確認	単費	G I	範囲確認	平成 4 年度埋蔵文化財年報	1992
	市	確認	単費	H I	範囲確認	平成 4 年度埋蔵文化財年報	1992
	市	確認	単費	K 2	範囲確認	平成 4 年度埋蔵文化財年報	1992
平成 4 年	市	確認	単費	L 2	範囲確認	平成 4 年度埋蔵文化財年報	1992
	市	発掘	国庫	Q	地力増進	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅻ	1993
	市	試掘	国庫	R 2	地力増進	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅼ	1993
	市	試掘	国庫	I	範囲確認	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅽ	1993
平成 5 年	市	試掘	国庫	J 2	範囲確認	日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅾ	1993
	市	発掘	国庫	G 5	範囲確認	平成 5 年度埋蔵文化財年報	1995
	市	試掘	国庫	G 1~4	範囲確認	平成 5 年度埋蔵文化財年報	1995
	市	試掘	国庫	H 3~4	範囲確認	平成 5 年度埋蔵文化財年報 小追辻原遺跡 II (H 区編)	1995 2000
	市	試掘	国庫	M (I-L)	範囲確認	平成 5 年度埋蔵文化財年報	1995
平成 20 年度	市	試掘	国庫	J 3~5	範囲確認	平成 5 年度埋蔵文化財年報	1995
	市	確認	国庫	I2・M1~3・N2・Q2	範囲確認	平成 20 年度埋蔵文化財年報	2009

※調査種別については「小追辻原遺跡 I」の「第 1 章はじめに 第 1 調査の経過」に記載の種別に従っている。



※保存管理図面上必要な内容を79□□□の参考文献に基づき確認し、時期割定が可能な主要な口構に口で表示しています。

第13図 調査区全体造構配置図1/2,000

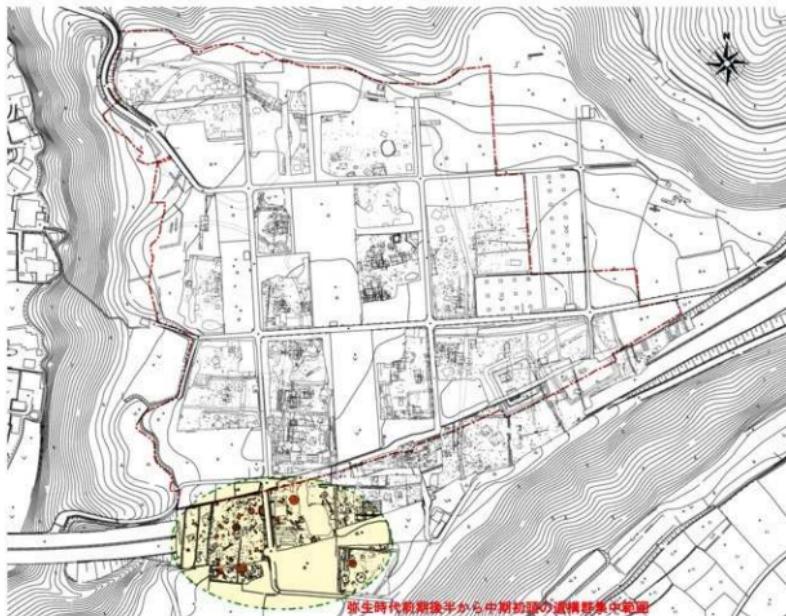
5. 小迫辻原遺跡の遺構の変遷と特色

小迫辻原遺跡は、古墳時代初頭の3基の方形環濠建物が確認され、この種の遺構としては初源的なものとして注目された。遺跡内にはこの方形環濠建物の前あるいは同時期にあたる弥生時代後期から古墳時代初めの3つの環濠集落や2条の南北溝なども発見され、こうした複数の遺構群は、弥生時代から古墳時代への変換期に、有力者のための環濠集落が出現し、その中から発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現し、変化していく過程が理解できる貴重な遺跡と評価される。

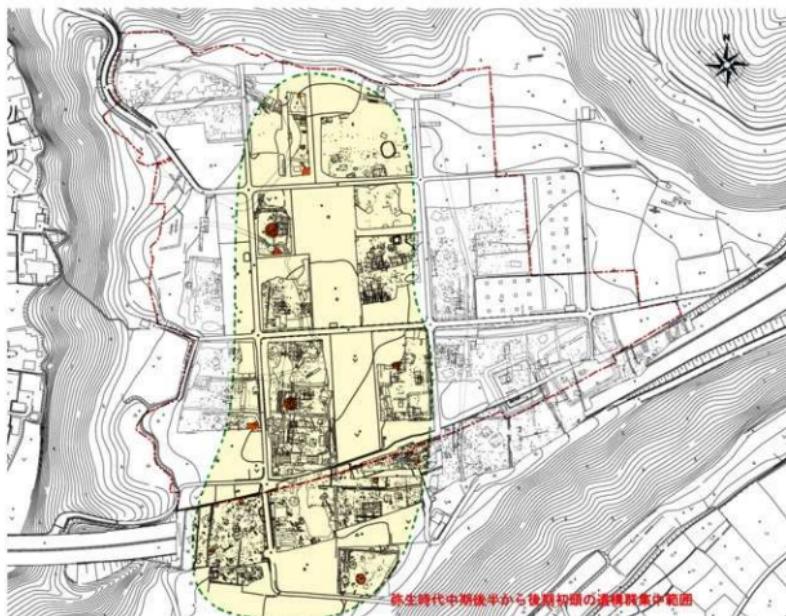
そのほか、これら史跡の中心的価値を有する遺構群と重複するように、弥生時代から中世までの遺構が多数確認されている。

弥生時代では前期後半から中期末までの遺構群が多数確認されており、台地上の利用の初源的集落の存在を伺わせる。この後前述の弥生時代後期から古墳時代初めに台地上が利用されるものの、それ以降8世紀に至るまで台地上の利用はほとんど見られなくなる。8～9世紀代には、日田郡の郡司クラスの人物の居宅跡と推定される「コ」の字形に配置された建物群が営まれる。その後、12～16世紀頃には、100棟を越す建物群や土坑等のほか6基以上の環溝屋敷の存在が確認されている。

以上のように、小迫辻原遺跡は弥生時代から中世を中心とした複合遺跡であるといえる。以下各時代の詳細について解説する。



第14図 弥生時代前期後半から中期初頭造構配置図（1/3,500）



第15図 弥生時代中期後半から後期初頭造構配置図（1/3,500）

(1) 指定地を中心とした遺構の概要

以下、これまでの調査報告書などを通して概要を述べる。

①弥生時代から古墳時代

1) 弥生時代前期後半から中期初頭（第14図）

日田市内でも比較的早く弥生時代の遺構が発見される。前期後半の古い時期（板付IIa期）に遡る可能性もあるが、概ね前期後半から末（板付IIbからc期）を中心として、中期初頭（城ノ越期）までの集落が営まれる。主に、数棟前後の竪穴住居を中心しながら、数十基の貯蔵穴群で構成されている。台地のなかでも主に南側に集中しており、A・B区を中心とする一帯に集約されている。B区には石剣を副葬した木棺墓が1基確認されており、集落に付随する墳墓群の存在が予測されるものの、周辺は削平が著しいため、遺構の残存を確認することが難しい状況である。

2) 弥生時代中期後半から後期初頭（第15図）

日田市内各所に同時期の遺構が多数見られるなか、前時期からやや間をおいて再び中期後半頃（須玖II式期）に集落が営まれ始める。主に竪穴住居を中心として展開し、円形周溝状遺構のほか、土坑などが多く見られる。B・K・H区など台地上の中心部に遺構が展開し、前時期よりもやや台地占有面積は広がっている。墳墓群は、小児用腰棺墓が全域に広がるもの、成人用と考えられる土器棺墓や土坑墓などはB区周辺に集中する。また、成人用腰棺墓の利用は見られず、成人棺をわざわざ打ち割り棺材として利用する特殊な埋葬状況が窺える。

3) 弥生時代後期末から古墳時代初頭（第16～19図、写真8～10）

史跡の中心的価値を有する弥生時代終末から古墳時代初頭にかけて営まれた三つの方形環濠建物と三つの環濠集落、ならびにこれらを区画するように掘り込まれた2条の溝が順を追って変遷する可能性が想定されており、これまでの調査成果から、以下の四つの段階が考えられている。中心となる遺構の概説を行い、遺構の変遷を説明する。

【方形環濠建物】

台地の東側で3基並ぶように発掘された方形に巡る外濠やその内側の布影りなどで区画され、内部に掘立柱建物の付属施設を有する遺構を指す。東側から1～3号と呼んでいる。

1号は1辺が約47m四方の外濠が巡り、濠は幅約3.5m、深さ約1.5mの断面逆台形又は一部V字状をなす。濠内側には幅約40cmの布掘りの一部が確認され、外濠と並行して巡ると思定される。また付属施設は東西3間×南北2間以上（6.5m×6.3m）の総柱建物1棟が存在する。

2号は1号の西側に位置し、お互いの外濠が接するように並ぶ。外濠は1辺約36m四方で、濠は幅約2m、深さ約1mの断面逆台形をなす。濠内側には並行する布掘りが巡り、幅約50cm、深さ約30～60cmの溝底面には不規則な間隔で小柱穴が検出され柵状の施設が考えられる。この外濠と布掘りの北側部分には出入口と見られる3.1mと1.8mの陸橋部がある。また付属施設は南北に並列する総柱建物2棟が存在する。調査が部分的なため全容はつかめないが、南北の建物とも東西3間×南北2間（6.5×5.3m）の同一規模と推定される。この南北2棟の建物は布影りの内側を田状に分割したときその西側上下のほぼ中心になるように造営時に意図的な配置がなされている。

3号は2号の西側40mに位置する。外濠は1辺約20m四方と推定され、北側部分には出入口と見られる幅約1.8mの陸橋部が存在する。濠は幅約1m、深さ約0.5mの断面逆台形をなす。また付属施設は濠に並行して東西3間×南北2間（5.5×4.5m）の掘立柱建物1棟が配置されている。

これらの方形環濠建物から出土した遺物は、1号の鉄鎌1点を除けば土器しか見られず、その量は少なく完

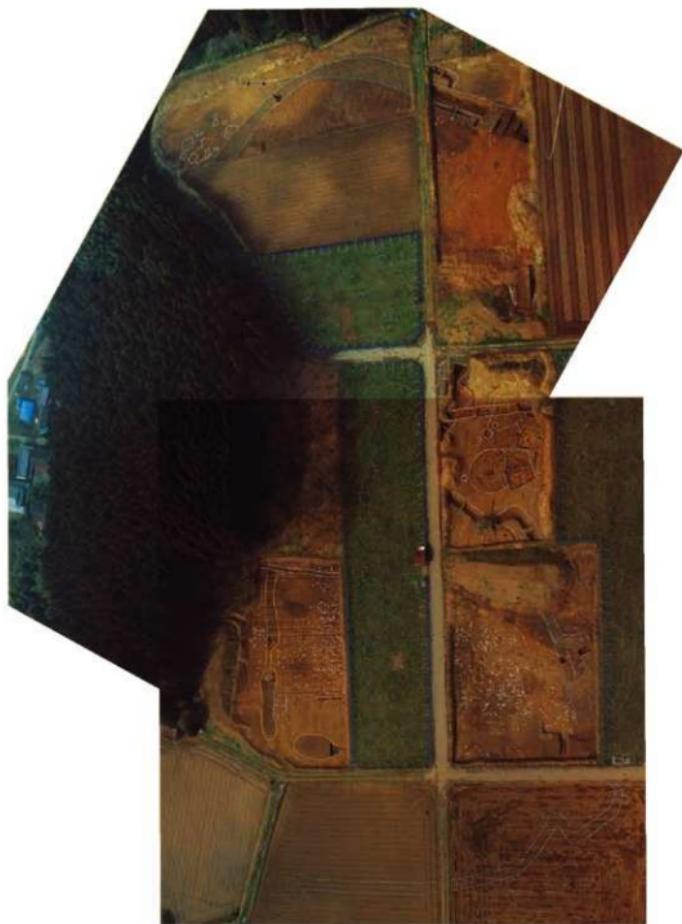


写真 8 環濠群の空中写真



写真 9 3基並ぶ方形環濠建物



写真 10 1・2号方形環濠建物の空中写真

形と成り得る資料はない。1号からは布留式最古段階の甕や外来系の円形浮文をもつ二重口縁甕や小型器台などが出土している。2号は外来系の甕のほかに脚付き鉢や甕、3号は布留式の甕などの土器が出土している。また、2・3号の濠の南側からは、炭化材と焼土が検出されている。

【環濠群】

台地の西側縁辺部で発見された3つの環濠をさす。

1号は3号に切られているため断片的にしか確認出来ていないが、追跡調査では台地縁辺部で「く」の字状に屈曲し、台地の縁に沿って巡る可能性があることを確認している。濠は幅約2.5m、深さ約1mで断面は逆台形をなし、「コ」字状の張り出し部が2ヶ所みられる。環濠は全体的に不整形に巡ると考えられ、その規模は東西約150m、南北約100mと推定される。環濠内部からは竪穴住居6軒が確認されている。濠からは長胴甕など在地の土器群を主体に、畿内伝統的V様式の特徴をもつ甕や瓶などの土器および鉄鎌が出土している。

2号は1号の南側にあり、濠は幅約3m、深さ約1.5mで台地縁辺部に沿うように巡る。その規模は一辺約100mの方形に近い不安定な形態をなす。濠には4ヶ所の「コ」字状の張出部が確認され、そのうち南西側張出部の法面南側に出入り口用の橋脚に使われたとされる2つの柱穴が斜めに掘られている。また東側中央の張出部は当初直線に掘られた濠を埋め戻し、新たに掘りかえられている。濠の内側には幅約30cm、深さ約15cm前後の布掘りの一部も検出され、濠と同様に巡る可能性がある。環濠の内部からは竪穴住居2棟が検出された。遺物は濠の中から多量の土器が出土しており、下層からは畿内伝統的V様式の特徴をもつ甕、土器大量廃棄層である中層からは畿内系の甕・瓶・高杯や山陰系の甕・器台などの外來系器種の土器を主体に在地との折衷様式の土器が混在して出土している。庄内式土器の範疇に含まれそうである。

3号は1号と重なり合って存在し、台地縁辺部を沿うように巡ると考えられる。濠は幅約4.5m、深さ約1.6mで一辺約100mの隅丸方形をなす。断面はV字形をなすが、内側は緩やかで外側は急である。外側に土壁の痕跡を確認している。環濠の内部からは、竪穴住居か土坑と考えられる遺構が確認されている。遺物は濠中から布留式の特徴を持つ甕などが出土している。布留式古から古段階並行に位置づけられる。

【溝】

南北に走る2本の溝をさす。

1号は台地のほぼ中央を南北に弧状に走り、台地を2分すると推定される溝で、総延長約270mを確認している。幅は約3m前後、深さ約1.5mを測る。断面は逆台形をなし、東側に土壁の痕跡を残す。

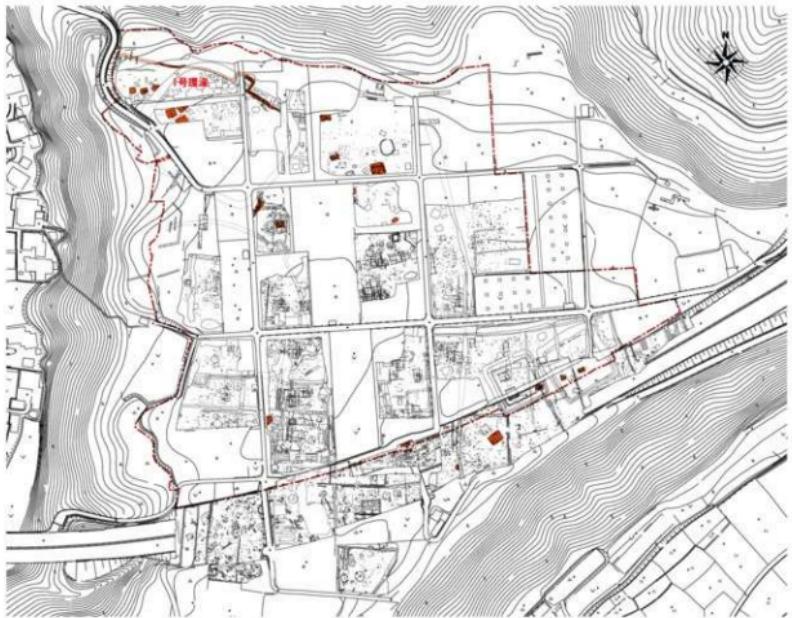
12号は1号方形環濠建物の東側で確認され、幅約3mで浅い断面U字状の溝である。部分的な調査と削平が著しいため、詳細は分からぬが、1号同様南北へのびるものと考えられる。

このほか総数約80基の竪穴住居と1間×2間の掘立柱建物2棟を確認しており、B区4号住居には穿孔1穴の研磨された舶載内花文鏡片が埋納されていた。

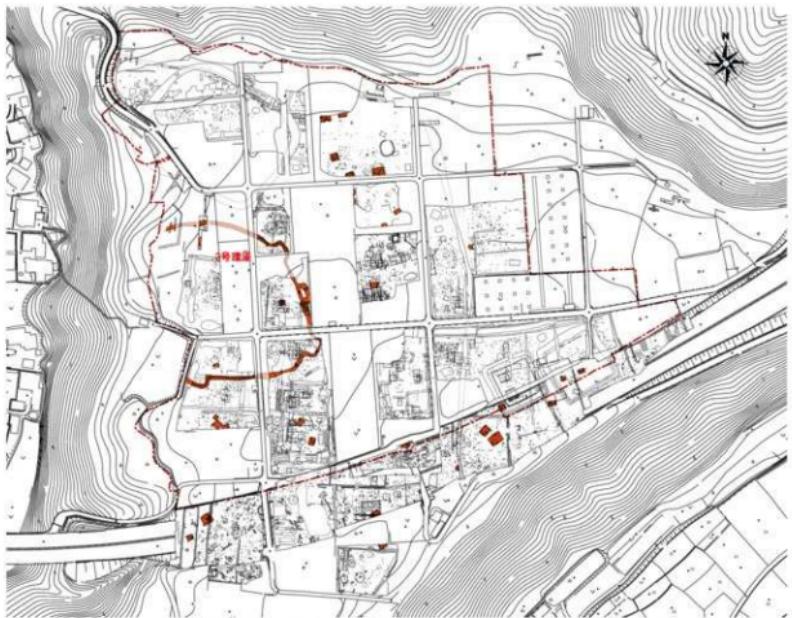
《時期変遷》

【I期】 1号環濠が台地の北西部に出現する庄内式古段階併行期にあたる。この遺跡では弥生時代前期後半から集落は営まれるが、その中心は台地の西側と南側の縁辺部にある。このことは台地上に水源がなく台地下の湧水地や小河川の存在が大きな要因と考えられ、1号の場所の選択が意識的であったと推定される。1号環濠の内側には同時期の竪穴住居6軒が存在し、また外側にも同時期の竪穴住居が分布する。環濠を中心とした集落内部に社会的、政治的な差が生じていることが窺える。

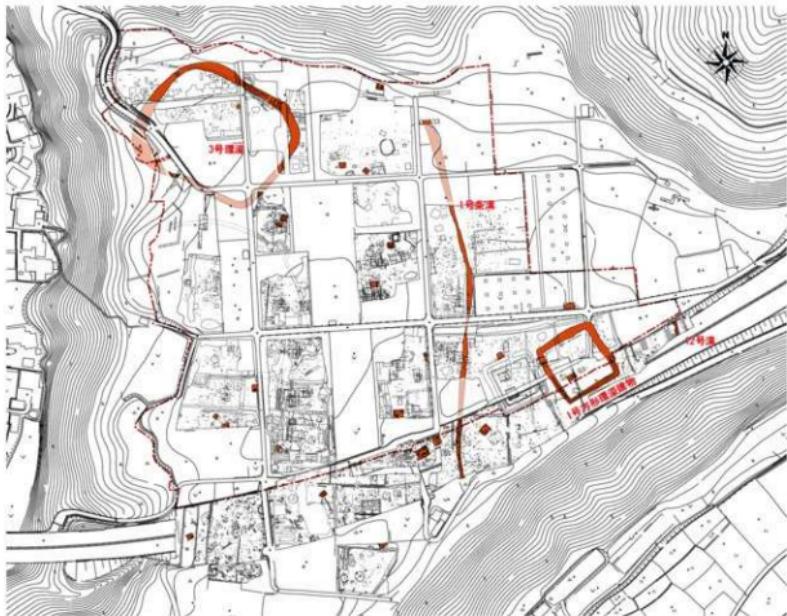
【II期】 1号環濠から2号環濠へと移り廃絶するまでの期間で、概ね庄内式新段階併行期にあたる。環濠の移動に伴う場所の選択は1号と同様水資源の確保に起因するものと思われる。また2号環濠でも内部に3基



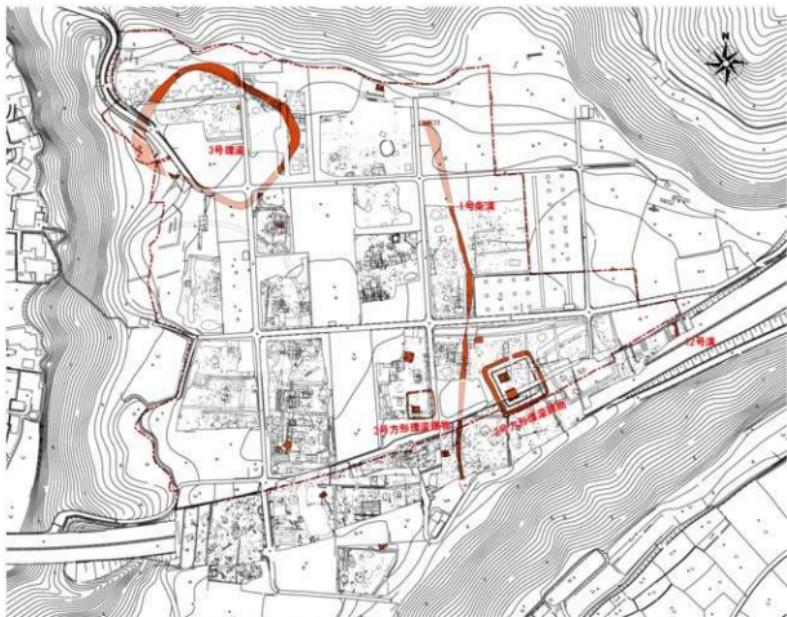
第16図 弥生時代末から古墳時代初頭（I期）遺構配置図（1/3,500）



第17図 弥生時代末から古墳時代初頭（II期）遺構配置図（1/3,500）



第18図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅲ期）遺構配置図（1/3,500）



第19図 弥生時代末から古墳時代初頭（Ⅳ期）遺構配置図（1/3,500）

ほど竪穴住居が存在し、その外側にも竪穴住居が分布するなど、基本的な集落のあり方はⅠ期と同じである。1号環濠と同様に、内と外に竪穴住居が見られることから、基本的な集落の様相はⅠ期と同じと想定される。

ただ、2号環濠の掘削にあたって注目されるのが濠の東側の中央張出部である。当初は南北の張出部を直接的に結ぶよう計画されていたのを一旦は計画通りに掘削したが使用せずすぐに埋め戻し張出部を新設した点である。このことは環濠の移動が計画的ではあったにせよ急な出来事として理解される。

[Ⅲ期] 布留式最古段階にあたり、環濠が3号へと再び移動するが、その位置からして1号の濠を基本として掘削されている。同時に台地を南北に走る条溝が掘削され、さらに1号方形環濠建物が建設される。3号環濠の移動場所、その内外に同時期の竪穴住居が存在することは前の時期と変わりない。しかし台地を分断するとされる1号条溝の存在により、東側の1号方形環濠建物と西側の3号環濠を区分けするといいたような新たな集落内でのあり方に大きな変化が生じる。本遺跡の集落変遷の中でも最も大きな画期にある。

また、1号条溝と同時期と見られる12号条溝との間に1号方形環濠建物が位置することは、この施設がより特異的なものと受け止められる。いずれにしても1号条溝を境として集落全体を東西に区分するという、より重層化した集落構造へと変わる。

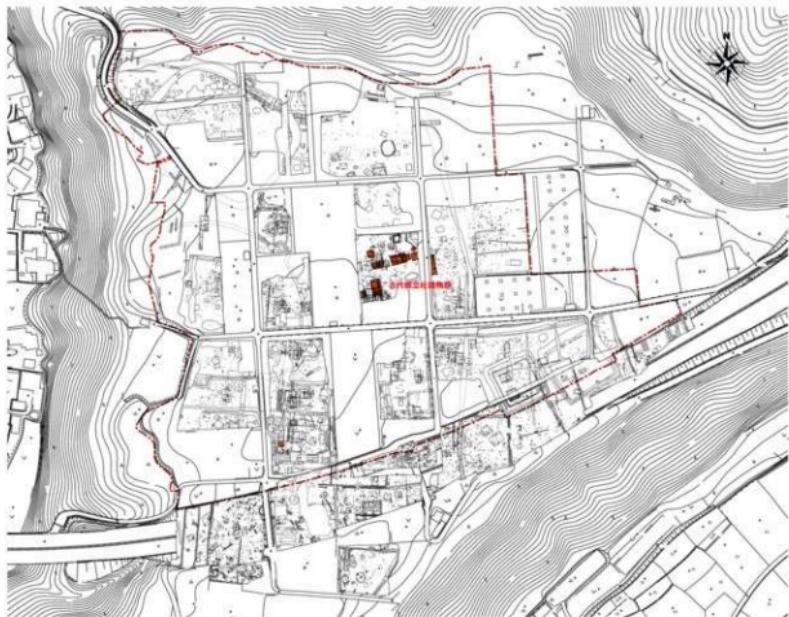
[Ⅳ期] この時期は布留式古段階並行期にあたり、3号環濠は存続するが、方形環濠建物は1号から2号へと移り変わる。この2号への移動は、遺物からでは時期を特定出来ないが、1号の濠を共有せず隣接し、構造内容など類似点が見られることから同様の施設と考えられ、時間的な変化と捉える。

また、3号も時期の特定は出来ず2号と同時に存在するかは不明である。ただ両者には構造面など共通性は多く、特に南側濠内での焼土と炭化材の出土は1号には見られないことから、2・3号方形環濠建物の廃棄は同時に行われたと推定される。この2・3号方形環濠建物の同時廃絶により集落は終結するものと考えられる。

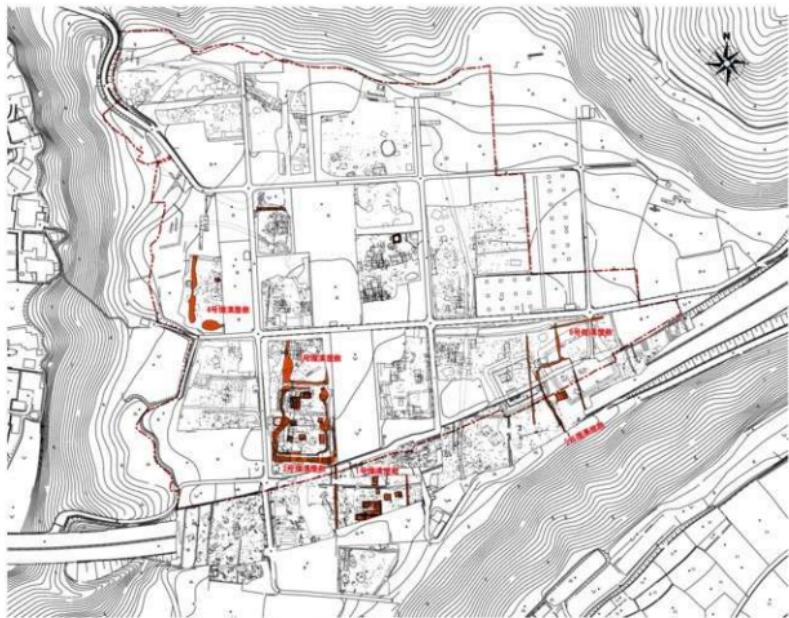
以上、おまかに遺構の特徴と集落の変遷をまとめたが、方形環濠建物より早く出現すると考えられる環濠遺構は1～3号へと移り変わり、環濠の形態が不整形な形から方形へと変化する。その過程では濠の幅や深さなどの規模は増し、2号では掘りの内側に小溝（布掘り）を巡らせ、3号では土壁を築くなどより強固なものへと発展することが読み取れる。張出部を有する1号はその特徴から佐賀県吉野ヶ里遺跡に、また張出部や小溝（布掘り）を巡らしている2号は大分県小部遺跡にそれぞれ類似している。

次に環濠遺構より後にする方形環濠建物は台地内でも高い位置に造営されており、重複することなく単独に存在し、1→2号へと変遷する。3基の方形環濠建物はその規模の差こそあるが、濠を方形に巡らせ、内部施設には掘立柱建物を採用し、その配置を内部西側に限定する共通性が見られる。また、1・2号での布掘り施設や総柱建物の採用、2・3号での出入口施設や廃棄行為の状況など相互に関連した類似性も看取される。しかしながら、1号条溝を境として位置する1・2号と3号には、布掘り施設の有無や建物構造に差異が見られる。このことが、両者の性格の違いを表しているものなのか、あるいは時間的な流れのなかでの変化と捉えられるのかは今後の課題である。また、環濠遺構と方形環濠建物には遺物の出土状況に違いが見られる。それは環濠遺構や条溝では土器が多量に廃棄されているのに対し、方形環濠建物でその量は極端に少なく、これは両者間に性格の違い、すなわち非日常的な施設の違いと捉えられる。

以上をまとめると、1号環濠集落が出現し、2号環濠集落へと展開し、3号環濠集落に至っては集落内が1号条溝で分けられた東側の居住空間と西側の方形環濠建物の祭祀的空間へと変わっていく。その後は環濠集落の移動はなくなり、かわって方形環濠建物が移動し、集落の終焉を迎えるという流れが想定できる。



第20図 古代の主要遺構配置図（1/3,500）



第21図 中世の主要遺構配置図（1/3,500）

②古代の遺構群（第20図、写真11）

【建物群】

台地中央部のK-1区を中心とする場所に7棟の掘立柱建物群がまとまっており、これらの掘立柱建物は、北側に4棟、東側に2棟、西側に1棟と、大きく3群に分かれる。このうち北側の1～4号建物は東西方向、西側の5・6号建物と東側の7号建物は南北方向に向きをとる。平面的には「L」または「コ」の字状に配置されている。また、3号と5号建物は、2間×5間の庇付大型建物である。各建物の柱穴は平面が基本的に方形を呈している。

主な遺物は3号建物の柱穴から須恵器転用硯、3号建物に付随する土坑からは文字不明の墨書き土器が出土している。

【その他の遺構】

建物群の北側には1号竪穴住居と小竪穴が見つかっている。1号竪穴住居からは、須恵器の高台付环身の底面に「大頭」と読める墨書き土器が出土し、小竪穴からは土器や鉄製紡錘車のほかスサの混じった土壁の一部が出土している。

これら遺構群の年代は8世紀後半から9世紀前半と考えられ、「大頭」銘墨書き土器や須恵器転用硯、建物の規則的配置などを総合的に判断し、郡司の居宅が推測される。当時の文献資料では、天平9年（737）の『豐後國正税帳』に日田郡の郡司として日下部氏の記述があり、この遺構群と日下部氏との関連が想定されている。

③中世の遺構群（第21図、写真12）

台地中央を中心に12世紀から16世紀頃までの100棟以上の掘立柱建物と多数の土坑、溝、墓などが見つかっており、このうち掘立柱建物の周囲を溝や柵で巡らせている屋敷が6基あり、一辺が50mを越えるものもみられる。以下、主な遺構について概説する。

【環溝屋敷】

全部で6基のうち、主に1号環溝屋敷は溝と柵で区画し、その内側には庇付きの大型建物を中心とした13棟の建物が並ぶ。2～6号環溝屋敷は溝だけで区画されるが、溝の幅が一定なものと溝を所々大きく膨らませているものの2種類が見られる。このうち全容が分かる2号環溝屋敷は、規模が東西約38m、南北約49mでは長方形に区画される。溝の内側には主屋である庇付建物や倉などの小型建物・廻などが見られる。

【そのほかの遺構】

墓は土壤墓5基と土壙墓を中心に一辺約6mの溝を方形に巡らせた墓1基が見つかっている。土壤墓からは青磁碗、短刀などの副葬遺物や棺材である鉄釘などが出土している。墓にはマウンドの痕跡も見られ、墓は環溝屋敷に関連するものと考えられる。このほか方形周溝遺構は一辺約6mの溝を方形に巡らせて内部に石を積み重ねており、墓もしくは祭壇と想定される。溝内からは「乙王丸」と書かれた青磁碗が出土した。

こうした環溝屋敷は武家館跡と想定され、今後の調査の進展により、中世社会の復元が必要になるものと考えられる。

④まとめ

以上、小追辻原遺跡は弥生時代から中世にいたる複合遺跡であるが、なかでも中心的価値を有するのは弥生時代末から古墳時代に初頭にかけての遺構群である。

小追辻原遺跡で確認された方形環濠建物は、関東地方などで確認されている5～6世紀代の環濠居館と比べると、規模は小さく生活色も薄く、もっぱら祭祀的な空間であった可能性が高い。また、規模を小さくしながら変遷し、やがて環濠集落とともに台地上から消えていくことは、一旦、集落から突出したかたちで形成された祭祀権力を執行する場が、必ずしも一方的に発展した訳ではなかったことを窺わせる。このように弥生時代から古墳時代への変換期に営まれた環濠集落と、そのなかから発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現、変化していく過程を一つの台地上でたどることができる、わが国の国家形成期の社会状況が凝縮して保存されたきわめて重要な遺跡であると結論付けることが可能である。

また、遺跡の重要性は特殊な遺構の変遷過程だけではなく、台地占有の時間的脈絡などからも推察することができる。小追辻原遺跡では弥生時代前期後半から断続的に台地上が利用されており、少なくとも継続的に台地上が利用され発展してきた遺跡ではない。その度ごとに占有面積を広げながら、後期末に崖面を自然要害として利用したかのような、台地全体を占有する大規模な集落が突如営まれるようになるのである。しかも、突如として現れた特殊性の高い集落は、短期間の内に変遷して廃絶され、その後500年程の間台地上は利用されなくなるのである。継続的に営まれる古代から中世では、比較的重要な住宅群などが作られるにも関わらずである。このように時期変遷をみると、小追辻原遺跡の重要性はこの遺跡のみで完結するものではなく、前後の時間的脈絡及び周辺の遺跡群との関係のなかで捉えることが出来るのではないかと考えられよう。



写真 11 古代の建物群



写真 12 2号環溝屋敷の空中写真

6. 土地の利用状況等

(1) 指定地の植生

現在の指定地内の大半が畠地として利用されているものの、畠地の間には部分的に果樹園が広がり、西側の一部には台地斜面から続く杉林が広がっている。

果樹は畠地の間を縫って植えられており、主にブドウ・カキ・クリ・ウメなどが見られる。中でも指定地南側にはカキが一面に植えられている。

指定地外の台地周辺域は、杉や檜が植林された資源林が広がっている。

(2) 社会条件

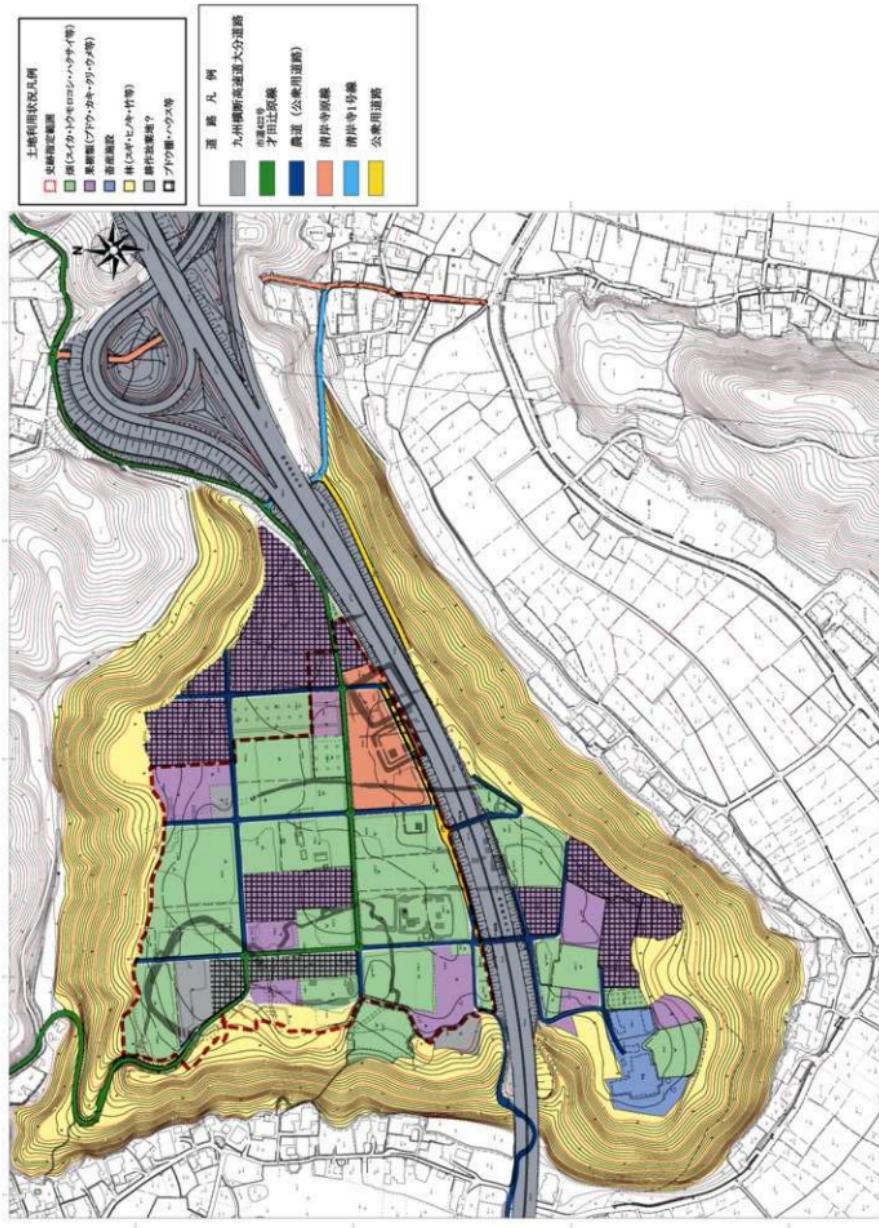
①指定地内の土地利用・土地所有（第22図）

史跡指定地の土地利用は、全域の82%にあたる6.7haは農業用農地としての利用が図られている。地目は大半が畠地で、他に公衆用道路がある。土地の所有状況は大半が民有地で、一部公有化されている。史跡地の土地所有は、以下のようになっている。

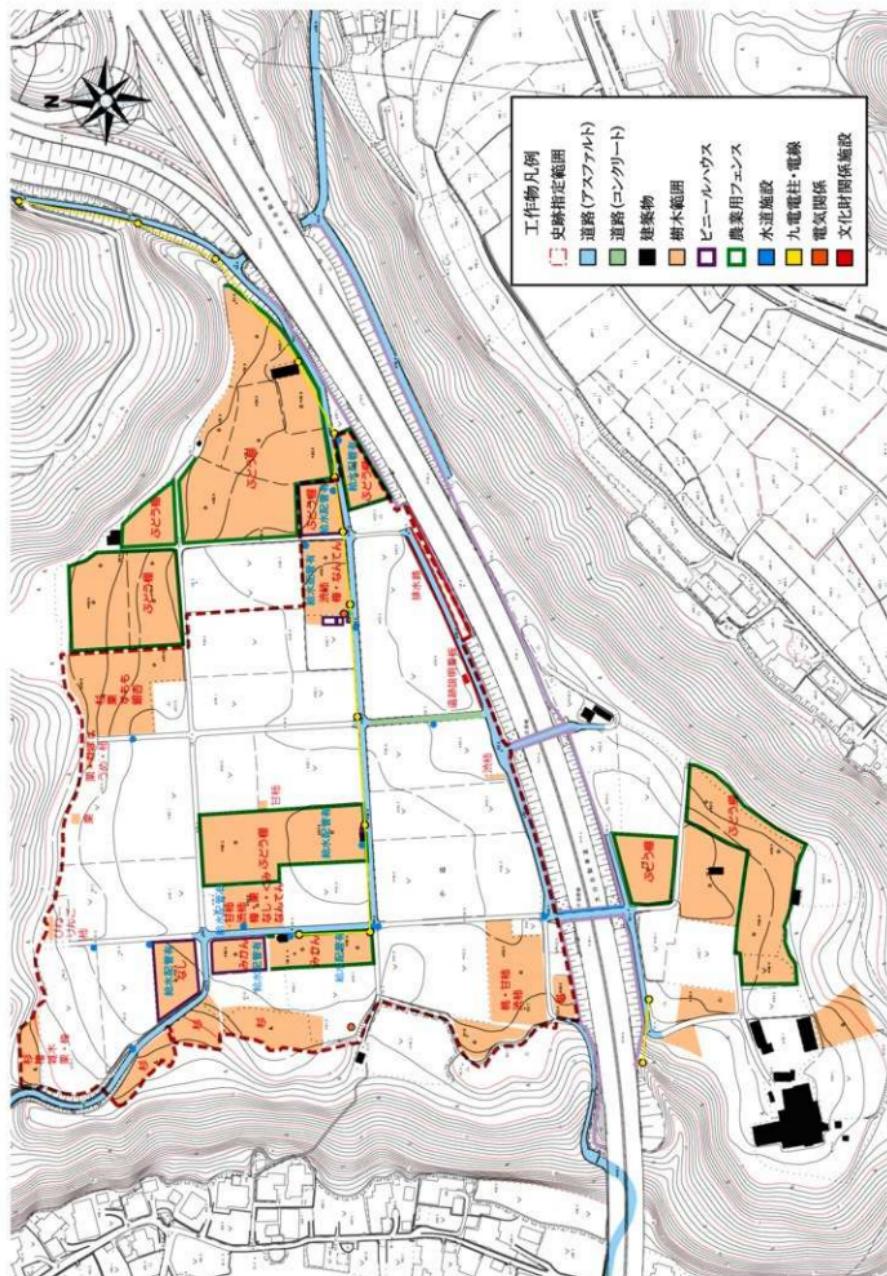
所有者	地目	面積
民有地	畠地	67,242m ²
市有地	畠地	6,640m ²
市有地	公衆用道路	8044.36m ²
合計		81,926.36m ²

小追辻原台地上の大部分の土地は畠として利用されており、農業振興地域上の農用地区域にあたる。対象地の畠地利用が何時から開始されたのかは不明であるが、少なくとも昭和14年発行の『日田郡町村誌』の「朝日村」の項では台地上の土地利用は畠とされており、戦後の米軍による航空写真からも畠地利用が見て取れる。その後、昭和30～40年代に土地改良事業で畠地区画整理が行われ、現在の状況に至り、夏にはスイカ・トウモロコシ、冬には白菜等が多く作られている。そのほか、ブドウ・柑橘類等の果樹類の栽培も多く、畠地を部分的に果樹園として利用されている。そのほか指定地西側には畠地内に杉が植えられている。また、果樹栽培等のためにブドウ棚やビニールハウスなどが設置されている箇所も見られる。

指定地は九州横断高速道路大分道路によって南北に分断された台地に北側に当たり、この中には公衆用道路として市道422号才田辻原線が高速道路北側を東西に走っている。この道路は市内中心部と朝日地区を結ぶ地元住民の生活に欠かせない道路で、現在の小追辻原遺跡へのメインアクセス道となっている。そのほか、市道才田辻原線から分岐して、農道が台地を碁盤目状に走っており、台地上での農作業に利用されている。道路法の適用を受けない法定外公共物であり、現在は実質的に山田原土地改良区が管理を行っている。これらの農道は一部がアスファルト及びコンクリートにて舗装されている以外は大部分が未舗装である。また、九州横断道路に接する部分にはアスファルト及び側溝が整備され、公衆用道路として利用されている。南側の一角には里道が分布している。そのほか公有化済みの史跡指定地は、史跡整備に未着手であるため、現況では草地となっている。



第 22 図 小迫辻原遺跡台地上土地利用状況 (1/4,500)



第23図 小迫辻原遺跡台地上道路・各種施設分布状況 (1/3,000)

②指定地周辺の土地利用（第24図）

小追辻原台地では昭和30年代～40年代にかけ、土地改良事業の一環として、台地上の区画整理や灌水施設の埋設が行われ、優良農地として台地全体が畑に利用されている。そのため、指定地以外の東側及び南側の土地も畑地として利用され、台地全体が農業振興地域となっており、高速道路に分断された南側には畜産施設が営まれている。

また、九州横断高速道大分道路が台地を東西に貫き、小追辻原遺跡を南北に分断している。道路幅は約30mで、台地上に占める面積は約20,000m²となる。高速道路の南北をつなぐ連絡橋が2本架かっている。

台地周辺は資源循環利用林として植林が行なわれており、全体に約14haを測る。全体に杉や檜が植林され、部分的に竹林も広がっている。台地裾部には古くから住宅地が展開し、眼下に広がる沖積地には水田が営まれている。これら水田域のそばには2車線道路（市道熊取小迫線・清岸寺中央線）が国道212号線に接し、市街地から遺跡周辺域へのアクセス道路となっている。このため、近年では周辺域の宅地化は著しく、台地東側には都市計画区域の第二種中高層地域が広がっている。遺跡へのアクセスは、清岸寺中央線・熊取小迫線を経由して、清岸寺原線・才田辻原線を利用して入るルートが主に利用されている。

③各種施設分布状況（第23図、写真13～28〔P59～60〕）

史跡指定地内は、専ら畑地としての利用が多いため、文化財施設はほとんどなく、畑地関係施設の整備が主を占める。

1) 活用関連施設

活用関連施設としては文化財説明板のみがあり、平成8年の指定後に公有化地内に設置されている。金属製で簡素なつくりとなっている。周辺域において史跡に関連する施設各種施設はほとんど見られないが、遺跡へのアクセス道路への入り口を示す案内看板が設置されている。

2) 保存管理施設

管理施設として史跡境界等を示す境界杭等は設置されていないものの、指定地地番を管理するための境界標が設置されている。そのほか、指定地の南側は高速道路と接するため安全管理施設として、道路敷地内に柵類が設けられている。防災施設はまったくないが、史跡内から流れ出る雨水を集積排水するコンクリート製の水路が公有化地周辺に一部設置されている。

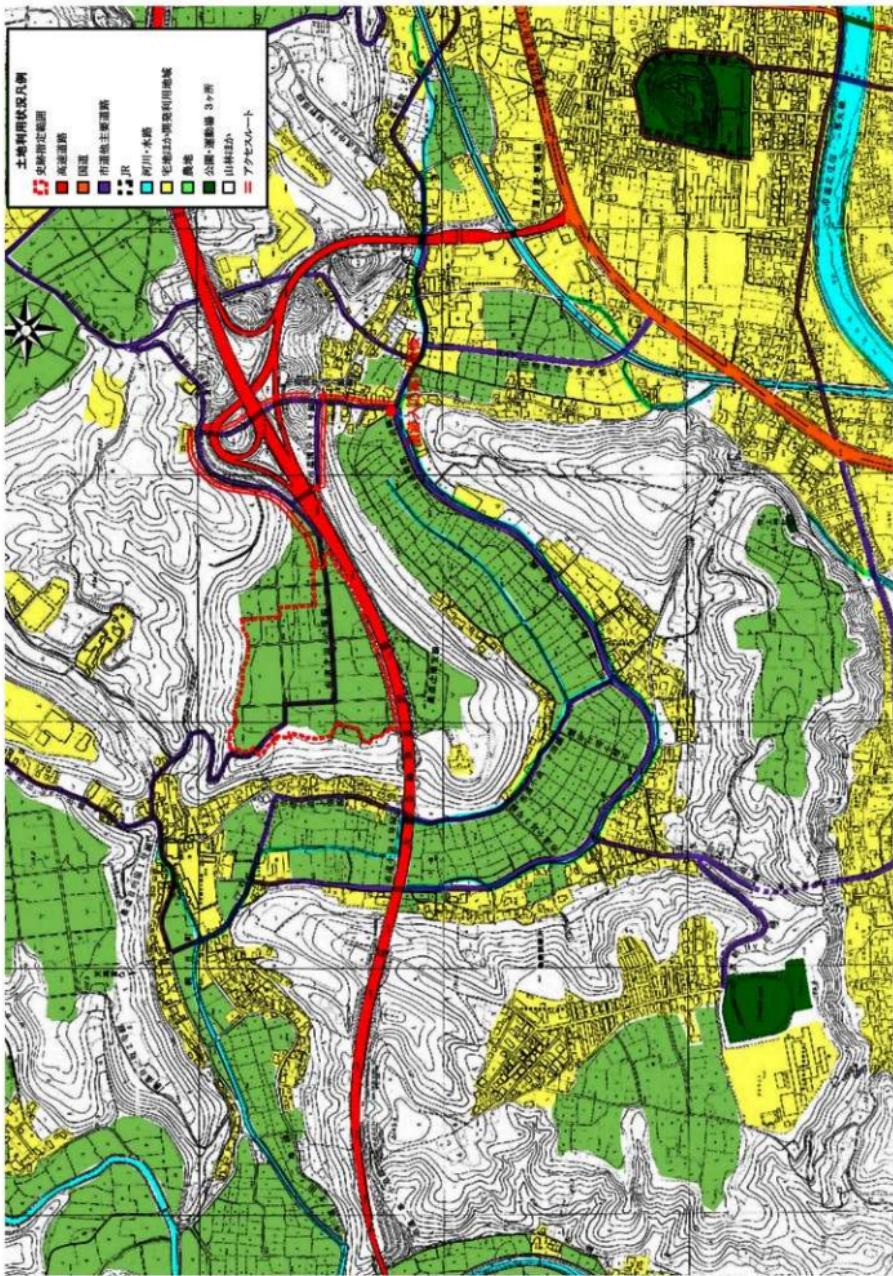
3) その他工作物

小追辻原台地では昭和30～40年代にかけ、土地改良事業の一環として、台地上の区画整理や灌水施設の埋設が行われている。畑地のなかでは所々に水利施設が見られるものの、この灌水施設工事については当時の図面等が残っていないため、配管等埋設状況の詳細については不明である。市道才田辻原線の支線沿いには台地上に電気を通すための電線がひかれており、そのための電柱が設置されている。また、畑地内にもビニールハウスや果樹のための棚などが設置されている。

④関連法規制（第5表、第25図）

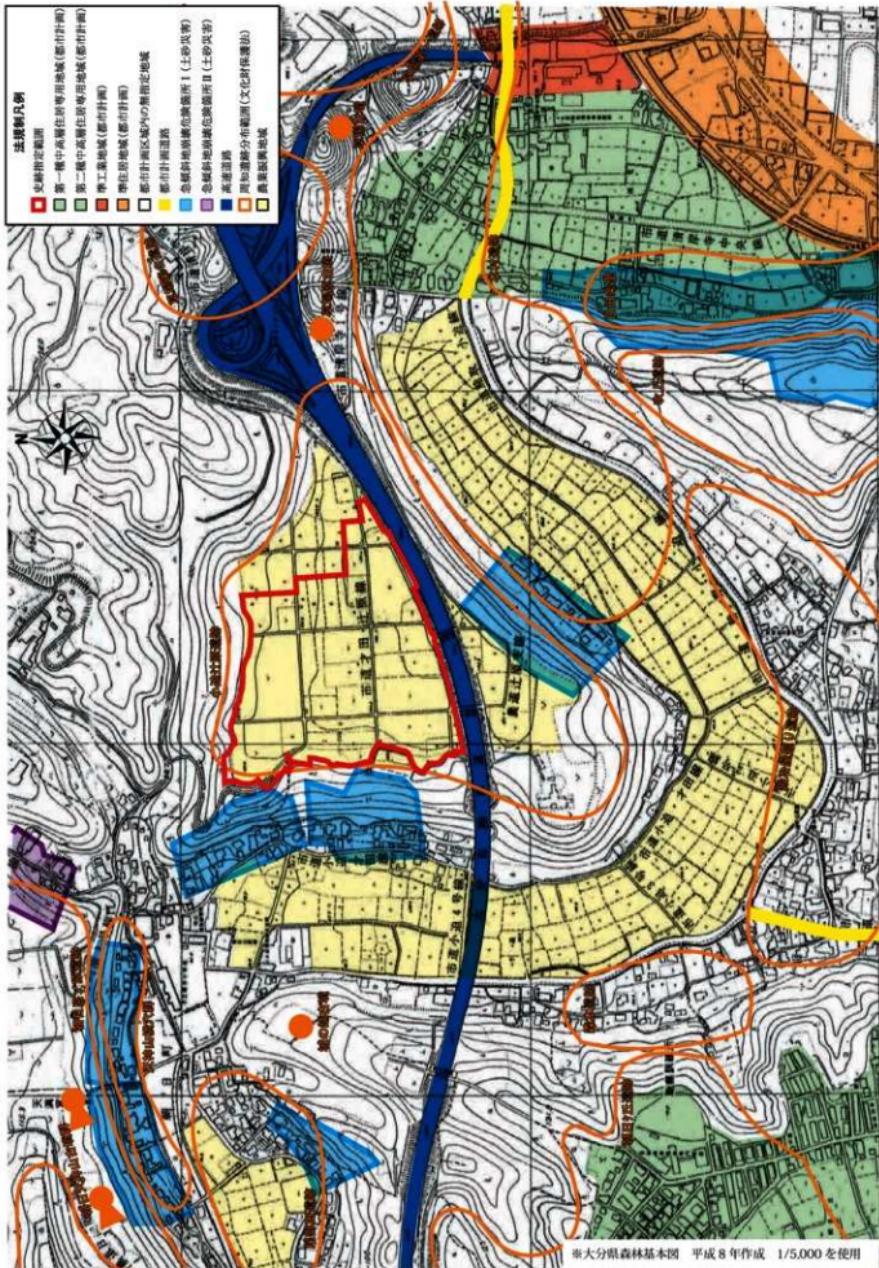
指定地及び指定地周辺にかかる法規制については一覧表に示す。なお指定地内の文化財保護に関する法規制については別途第4章の保存管理において詳細に述べるものとする。

*急傾斜地崩壊危険箇所については、危険箇所にはなっているが、法的に指定はされていない。



第5表 関連法規制一覧表

規制概要	規制対象法令	条項	規制年月	規制・許認可事項	対象範囲	所管部署
史跡の現状変更	文化財保護法	第125条 史跡指定	平成8年10月	史跡等における現状変更行為・保存に影響を及ぼす行為を実施する場合は文化庁長官の許可が必要	史跡	日田市文化財保護課
調査・工事等のための発掘に関する届出及び届示	文化財保護法	第92条 第93条 (包蔵地図改正)	平成20年3月	土地に埋蔵されている文化財について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。土木工事その他の埋蔵文化財の調査以外の目的で、他埋蔵文化財を包蔵する土地として同様にされている土地を発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。	史跡外	
開発行為の許可	都市計画法	第29条 平成18年最新改正	平成18年最新改正	市街化区域区分が定められていない都市計画区域における建築物等の建築等の開発行為の場合、都道府県知事が許可が必要（日田市では市外化区域区分は定められていないため、面積3000m ² 以上の場合となる）など	史跡、史跡範囲外	日田市都市計画課
地域地区（用途地域の指定）	都市計画法	第8条 (平成8年4月 用途地域指定)	平成18年最新改正	都市計画において用途地域が指定されている場合には、建築基準法及び地方公共団体が定める条例等により、それぞれの地域に応じて建築物等の建築に関する規準に従う必要がある。	史跡、史跡範囲外	
土地開発に伴う協議	日田市環境保全条例	第16条 平成17年3月	平成17年3月	日田市の区域において、都市計画法に基づく許可を要する土地開発及び1000m ² 以上の土地開発を行おうとする場合には市長との協議が必要	史跡、史跡範囲外	
開発行為の許可（伐採の許可）	森林法	第10条 第1項	平成11年最新改正	森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採するには、農林水産省で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採前、伐採後の造林の方法、期間及び種類その他の農林水産省で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。	史跡、史跡範囲外	日田市森林保全課
農地又は採草放牧地の権利移動の制限	農地法	第3条 平成21年最新改正	平成21年最新改正	農地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、賃権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を得る必要がある。	史跡、史跡範囲外	日田市農業委員会
農地の転用の制限	農地法	第4条 第1項	平成21年最新改正	農地を農地以外のものに転用する場合には、都道府県知事の許可が必要（面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）	史跡、史跡範囲外	
農業振興地域の指定・区域の変更等	農業振興地域の整備に関する法律	第6・7条 平成46年農振区域指定	昭和53年最新改正	指定された農業振興地域の区域を変更又は解除は都道府県知事が実施することとされており、その場合日田市に協議することが必要とされている。ただし、農用地以外の用途に供することを目的として農用地区域を除外する場合には、①当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって変えることが困難であると認められ、②当該変更により農用地区域内における農用地の集約化、農作業の効率化そのほか土地の農業上の効率のかつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められ、③当該変更により農用地区域内の第3条第3号（利用上必要な施設の用に供される土地）の施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められ、④当該変更に係る土地が第10条第3項第2号（土地改良事業又はそれに準ずる事業農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省が定めるものの施行に係る区域内にある土地）に掲げる土地に該当する場合には、当該土地の農業に関する公共投資により得られる高揚の確保を図る観点から令で定める基準に適合しているなど4つの条件を全て満たす場合に限り行うことができる	史跡、史跡範囲外	日田市農業振興課
路線の廃止又は変更	道路法	第10条 平成39年最新改正（平成59年市道認定）	昭和39年最新改正	路線内外における道（田辺原道路）が通っており、市長は市道の路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に従え、路線を変更することができる。この場合議論を経る必要がある。	史跡、史跡範囲外	日田市土木課
道路の占用の許可	道路法	第32条 平成12年最新改正	平成12年最新改正	道路上に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者（日田市民）の許可を受けなければならぬ。	史跡、史跡範囲外	
許可等の申請事項	日田市法定外公共物の管理に関する条例	第4条 平成17年最新改正	平成17年最新改正	道路法が適用されない道路において、工事またはその用途を変更・廃止する場合、市長の許可、承認又は同意を受けなければならない。（具体的には農道として利用されている道路や里道が対象）	史跡、史跡範囲外	
権利義務の承継及び決済	土地改良法	42条 平成21年最新改正 (平成30年土地改良区分編入)	平成21年最新改正	土地改良区の組合員の有する土地の所有権が譲渡され、組合員たる資格を消失した場合は、新たに組合員たる資格を取得した者に移転するため、その届出等の協議が必要となる。 また、土地改良区の組合員が、土地の所有権を喪失し、組合員たる資格を喪失した場合は、その者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済（賦課金等の積算）を行う必要がある。	史跡、史跡範囲外	日田市土地改良区



第25図 遺跡及び周辺の主な法規制状況 (1/7,000)

第4章 史跡小迫辻原遺跡の保存管理

1. 史跡小迫辻原遺跡の特徴・価値

小迫辻原遺跡は、弥生時代から中世にいたる複合遺跡であるが、なかでも中心的となるのは弥生時代末から古墳時代に初頭にかけての遺構群である。以下その特徴と価値についてまとめる。

【特徴と価値のまとめ】

- ・弥生時代から古墳時代への変換期に營まれた環濠集落と、そのなかから発展した祭祀色の濃い方形環濠建物が出現・変化していく過程を一つの台地上でたどることができる。わが国の国家形成期の社会状況が凝縮して保存されたきわめて重要な遺跡である。
- ・弥生時代前期後半から占有面積を広げながら断続的に台地上が利用され、後期末から特殊性の高い集落が短期間のうちに出現し、500年後に再び古代・中世の居宅が營まれるようになるなど、中心的時代以外にも台地上を遺跡が占有する時期があることで、一定時期に台地上を占有しながら、廃絶する行為が繰り返されていたことが理解される。中心的な時代以外の諸時代によって構成される時間的脈絡の理解が可能であることから、本質的価値をさらに理解することができる。
- ・周辺に広がる弥生時代から古墳時代初頭の遺跡群の存在から、これらの遺構群と一体をなし、または中心的存在として存在していたものと理解される。
- ・指定地以外の台地上にも遺跡が広がっており、台地崖面の比高差が高く、自然要害として機能していたものと考えられる。そのため、台地全体が大きな集落単位を形成していたものと想定され、その景観が現在も保全されている。

2. 保存管理の基本的な考え方

史跡の保護においては、現状を維持し恒久的な保存を前提としながら、さらにその有効な活用を目指すものとして整備を行っていく必要がある。しかし、指定地内の大半は農用地として地域住民の生産活動の場を中心とした土地利用が行われているため、史跡の保存管理にあたっては住民生活との調整が不可欠であり、かつ遺構を将来にわたって適切に保存することが望まれる。

したがって、保存管理計画の策定にあたっては、史跡及び土地の諸条件、さらにその特徴を踏まえ、最も望ましい方向を定める必要があるため、以下の考え方に基づくものとする。

- ・史跡の恒久的な保存を行う。

発掘調査であきらかとなった遺構が毀損することのないように適切に保存し、後世に伝えていくものとする。さらに、史跡の価値を有する遺構の保存を基本に各遺構の特性を踏まえた保存並びに整備・活用を行っていくものとする。

- ・将来的な史跡環境の整備を見据えた保存管理を行う。

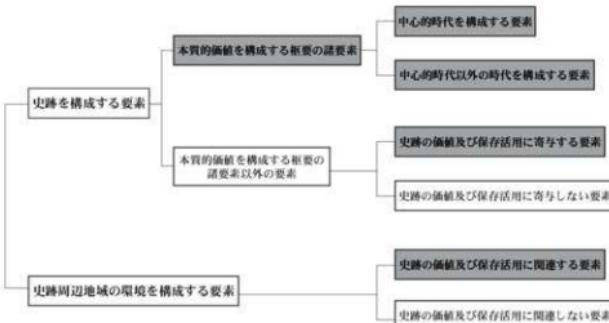
史跡の公有化を図り、整備を行うことが既に基本構想に盛り込まれており、これに基づいた将来像を見据えて、保存管理を行うものとする。したがって、保存管理にあたっては公有化や整備の進捗に応じて柔軟に対応していく必要がある。

- ・地域住民の生産活動などに配慮した史跡保存を行う。

史跡内の大半に地域住民の畠などの農業活動の場が含まれていることから、保存管理を定めるなかでこれら史跡を取り巻く環境は無視できない要素である。史跡を恒久的に保存していくためには、地域住民が史跡の保護を担う一員として積極的かつ継続的に関わっていく必要がある。そのためには、現状での生産活動にも配慮しながら、地域住民の協力と支援を取り付けていく必要がある。

- ・市民協働の保存管理を行う。

本遺跡の規模は面積も大きく、地域住民の生産活動の場ともなっていることから、前項の理由からも継続的に地域住民が保存事業に参画できるシステムを構築する必要がある。そして、地域住民や市民が史跡の保存と管理の一翼をなすに、本当の意味で継続的な保存管理が行われるようにする必要がある。その管理システムとしては、体制の強化を行い、行政と地域住民、市民団体といった三者が連携し役割分担を明確化しながら市民協働で史跡の保存管理をおこなっていくことが必要である。



以上のような考え方を盛り込みつつ、史跡小追辻原遺跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承するために、以下の保存管理の基本方針を定めるものとする。

①史跡の構成要素の概念整理（P 52 図参照）

（※ここで言う史跡の構成要素とは史跡の指定地の現状を構成する要素を指し示すものである。）

史跡小追辻原遺跡を構成する要素は、文化庁の定める『本質的価値を構成する枢要の諸要素』と『指定地にあって本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素』に分けられる。この『本質的価値を構成する枢要の諸要素』は「中心的時代を構成する要素」と「中心的時代以外を構成する要素」に分け、『指定地にあって本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素』については「史跡の価値及び保存に寄与する要素」と「史跡の価値及び保存に寄与しない要素」に区分される。

また、これら史跡を構成する諸要素を特定し適正な保存管理を行うため、周辺域については指定地と一連の地域と捉えられることから、「史跡等の周辺地域の環境を構成する諸要素」に特定し、さらに「史跡の価値に関連する要素」と「史跡の価値に関連しない要素」に分けする。

②保存管理方法の提示

史跡を構成する諸要素毎に、適切な保存管理の方法を定めるものとする。また、史跡指定地の土地の状況に応じて地区区分を行い、地区的特徴に応じた保存管理の方法を示す。

また、史跡の保存管理にあっては、指定地を積極的に公開活用するために公有化を図ることとしていることから、公有化や将来の整備・活用の方向性も見据えた保存管理の方法を提示するものとする。

③現状変更等に関する取り扱い基準の明確化と公有化の方針の提示

史跡小追辻原遺跡において、今後予測される指定地内における各種現状変更等の行為に対しての取り扱いの方針と具体的な取り扱い基準を定める。特に円滑な保存管理を行うために、日常の維持管理行為や維持の措置等の範囲を明確にする。また史跡の適切な保存管理や整備活用のために必要な公有化の方針を示す。

④本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺環境の保全

現状の史跡指定範囲が史跡の本質的価値の保存の上で適切であるかの再検討を行い、必要に応じて追加指定等の保存策を検討する。また史跡と一体として捉えられる周辺域の環境保全の方向性や周辺域に分布する関連遺跡の保全の方策も検討する。

⑤本質的価値の保存を前提とした整備・活用

史跡小追辻原遺跡の本質的価値の保存・維持を前提として、そのために必要な復旧や、価値の顕在化のための整備・活用策について基本的な考え方を示す。

⑥保存管理の体制

史跡小追辻原遺跡の効率的・効果的な管理を行い、将来にわたって遺跡が継続的に保存・活用されていくために管理体制の強化を行う必要がある。これには地域住民との調整が必要であり、市域の人々と協働・連携した維持管理の方策も検討する。

3. 史跡及び周辺環境を構成する諸要素の特定

保存管理すべき対象を明らかにするために、史跡を構成する有形の諸要素を特定する。

小追辻原遺跡は「本質的価値を構成する枢要の諸要素」と「指定地にあって本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素」からなる。

「本質的価値を構成する枢要の諸要素」とは、土地と一体となって史跡を構成している有形の諸要素で、史跡小追辻原遺跡の場合は、地下に埋蔵され、発掘調査によって明らかとなった遺構群とこれらと有機的な関係を構成する空間ということになる。これらはさらに、指定の主な契機となった弥生時代末から古墳時代初頭の地下遺構群とそれらによって構成される指定範囲全体である「中心的時代を構成する要素」と、弥生時代・古代・中世の遺構群（その存在によって中心的価値と密接に関わる時代の遺構群）とそれらによって構成される指定範囲全体である「中心的時代以外の時代を構成する要素」に分けられる。

「指定地にあって本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素」のなかでも、「史跡の価値及び保存活用に寄与する要素」とは、活用関連施設である文化財説明板や史跡等の保護に有効な保存管理施設などがあげられる。また、「史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素」とは農業関連施設や道路そのほかの工作物があげられる。

そのほか「史跡等の周辺環境を構成する諸要素」では、「史跡の価値及び保存活用に関連する要素」として台上に広がる地下遺構群や案内看板などがあげられ、「史跡の価値及び保存活用に関連しない要素」としてその他の農業関連施設等に分けられる。

これら諸要素を区分した内容は次表に示すとおりである。

第6表 史跡の構成要素一覧表

史跡の構成要素	本質的価値を構成する枢要の要素	中心的時代を構成する要素	遺構	方形環濠建物	弥生時代末から古墳時代
				環濠	
				溝（1号条溝、12号溝）	
				竪穴住居ほか	
				竪穴住居ほか	
本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の要素	史跡の価値及び保存活用に寄与する要素	文化財保護施設	保存管理施設	据立柱建物群	弥生時代前期から後期初頭
				竪穴住居	
				小竪穴	
				環濠屋敷	
				土壙墓	古代
				方形圓溝遺構	
史跡周辺地域の環境を構成する要素	史跡の価値及び保存活用に関連する要素	文化財保護施設	排水路	史跡説明看板	中世
				農業関連施設	
				道路	
				その他	

史跡周辺地域の環境を構成する要素	史跡の価値及び保存活用に関連する要素	遺構	史跡の本質的価値地を構成する要素やプラスとなる要素と同時期の遺構群
			史跡を構成する一つの要素と考えられる台地崖面
			史跡案内看板
	史跡の価値及び保存活用に関連しない要素	農業関連施設	耕作地・果樹・ブドウ棚・ビニールハウス・灌水施設・農作業用小屋
			九州横断高速道大分道路・農道辻原支線
			その他

4. 保存管理の方法

(1) 保存管理の内容

具体的な保存管理の方法としては、以下のような手段を用いてそれぞれの場所や要素に応じて適切に保存管理を行うものとする。

①維持管理

- ・維持として日常的、定期的な点検等によって地下遺構の保存が適切になされているかを確認し、また土地と一体になった遺跡によって構成される景観が一定の状況で維持されているかを確認する。
- ・遺構の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある遺構の近在ないし直上の樹木の生育状況等については、観察・確認に留意する。
- ・公有化地などの未整備箇所においては清掃・除草等の維持的措置によって、史跡にふさわしい状態を維持する。
- ・日常的・定期的点検によって施設（排水路等）の破損が判明した場合には維持的措置ないし修理の実施について協議し、判断・対処する。
- ・災害・事故等が発生した場合には、臨時の見回りを実施し、遺構等の毀損状況の把握に努め、必要に応じて毀損の予防・拡大防止のための応急的措置を取る。

②保存・管理

- ・遺跡の本質的価値を構成する諸要素を守るために、標識・説明板・境界標・囲さく・覆屋等の保存施設を適所に、必要に応じて設置する。既存の保存施設は日常的・定期的点検によって施設の維持に努め、維持管理の範囲において必要に応じて軽微な補修等を行う。
- ・各種見回り、点検によって遺構等本質的価値を構成する要素に軽微な毀損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧および小修理による現状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお軽微な毀損以外の場合には、本格的な復旧策を講じるものとする。

③防災

- ・自然災害・人為災害・事故等の緊急事態、非常事態に対して危機管理体制を構築しておくとともに、安全管理マニュアルを作成し、関係者に指導・徹底を図る。
- ・火災・風水害・震災・病虫害といった災害から小迫辻原遺跡の本質的価値を構成する要素を守るために、適切な防災措置を講じる。
- ・防風・豪雨・地震・火災等の災害発生時の対応体制を整備し、必要に応じて巡視を行う。
- ・台地周辺域は急傾斜地が多いため斜面の安定化対策等、対象に応じて適切な防災対策を行うものとする。

④復旧

- ・復旧は遺構等本質的価値を構成する要素に毀損や劣化等が見られる場合に毀損等の前の状態に復するために行う。
- ・復旧に際しては遺構の保存を大前提として、遺構保存や修復等の適切な手法を講じるが、毀損等が広範囲にまた様々な程度で見られる場合には、遺構の重要性や毀損の影響程度、安全性等を考慮して破損状況調査に基づき計画的に復旧を行う。
- ・毀損等に加えて欠損や後世の改変が加えられた箇所等を含む復旧に際しては、毀損等の以前の姿に戻す手法（保存修理）に加えて、欠損部を築造当初期の姿に戻す手法（復元修理）も検討する。その際には充分な調査検討を踏まえ、遺構の連続性や周辺景観との調査等の整備効果を検討した上で、整備委員会等の指導のもとに行うものとする。

(2) 地区区分及び地区別保存管理の方法（第26図、写真13～28）

史跡の本質的価値を構成する要素を有する箇所や史跡の価値及び保存活用に寄与する要素は史跡全体に及ぶ。そこで、土地利用の現況（第22図）及び法令による規制状況（第5表、第25図）などを勘案し、史跡内を畠地等道路以外の用地と道路部分とに地区区分を行うとともに、周辺部の取扱いについても各要素毎に保存管理の方法を整理する。

① 畠地等道路以外の用地

保存管理の考え方

史跡の大半を占め、史跡の中核となる用地である。地下遺構は現状保存されているものの、現況では大半が畠地として利用され、野菜の栽培や果樹園として利用され、そのための施設が整備されている。

基本的には既に地下遺構を損なうことのない作物の栽培を行っており、また地力回復のための天地返しも行わないよう地権者に協力してもらっている。これらの土地に関しては史跡の中核をなしていることから、今後も、現在栽培している作物を中心として、地下遺構を損なうことのない作物の栽培に協力を仰ぐことにする。また、現在栽培している果樹に関しては、遺構の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある遺構の近隣ないし直上の樹木の生育状況等について観察・確認に留意するとともに、新たな苗木の栽培や樹木の掘起しなどの地下遺構へ新たに影響が及ぶ可能性のある現状の変更は認めないものとする。また各種農業関係施設は土地利用者への影響を勘案し、現状の維持管理に努めることとするものの、史跡に影響を及ぼすような構造物等の建設などの現状変更については認めないものとする。また、ビニールハウスや果樹棚・フェンスなどの農業関連施設については、史跡の景観を阻害するものであるため、将来的に土地公有化が望ましく、公有化を実施するかで撤去するものとする。

本質的価値を構成する框架の諸要素

地下遺構に影響を与えないように栽培方法等に地権者の協力を仰ぎ、現状保存を原則として地下遺構の保存に努める。そのほか、保存や活用のために実施する遺構確認調査は必要最小限とするなど、遺構の保存を大前提とする。

史跡の価値及び保存活用に寄与する要素

活用関連施設である文化財説明板等については定期的点検によって現状の把握に努め、破損等にあたっては原状回復に努める。

史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素

ビニールハウスや果樹棚・フェンスなどの農業関連施設については、公有化が行われた場合には、基本的に移設ないし撤去を行い、史跡の景観を損なわないようとする。ただし、撤去や移設にあたってはこれらの構造物が地下遺構に影響を与えないように充分に注意する必要がある。

② 道路用地

保存管理の考え方

現在、周辺域の生活用道路として利用されている市道才田辻原線や山田原土地改良区が管理を行っている農道などで、道路表面の大半は舗装されている。現況でも周辺住民の生活道路としてや、周辺農地の管理用道路として利用されている。道路下部には土地改良区が設置した灌漑施設が埋設され、道路沿いには周辺への送電のための電柱等が設置されている。

基本的には周辺土地利用者への影響を勘案し、現状の維持管理に努めることとするものの、史跡に影響を及ぼすような現状変更については認めないものとする。また、電柱や電線は史跡の景観を阻害するものであるため、周辺地の公有化が実施されるなかで、将来的に移設を検討するものとする。

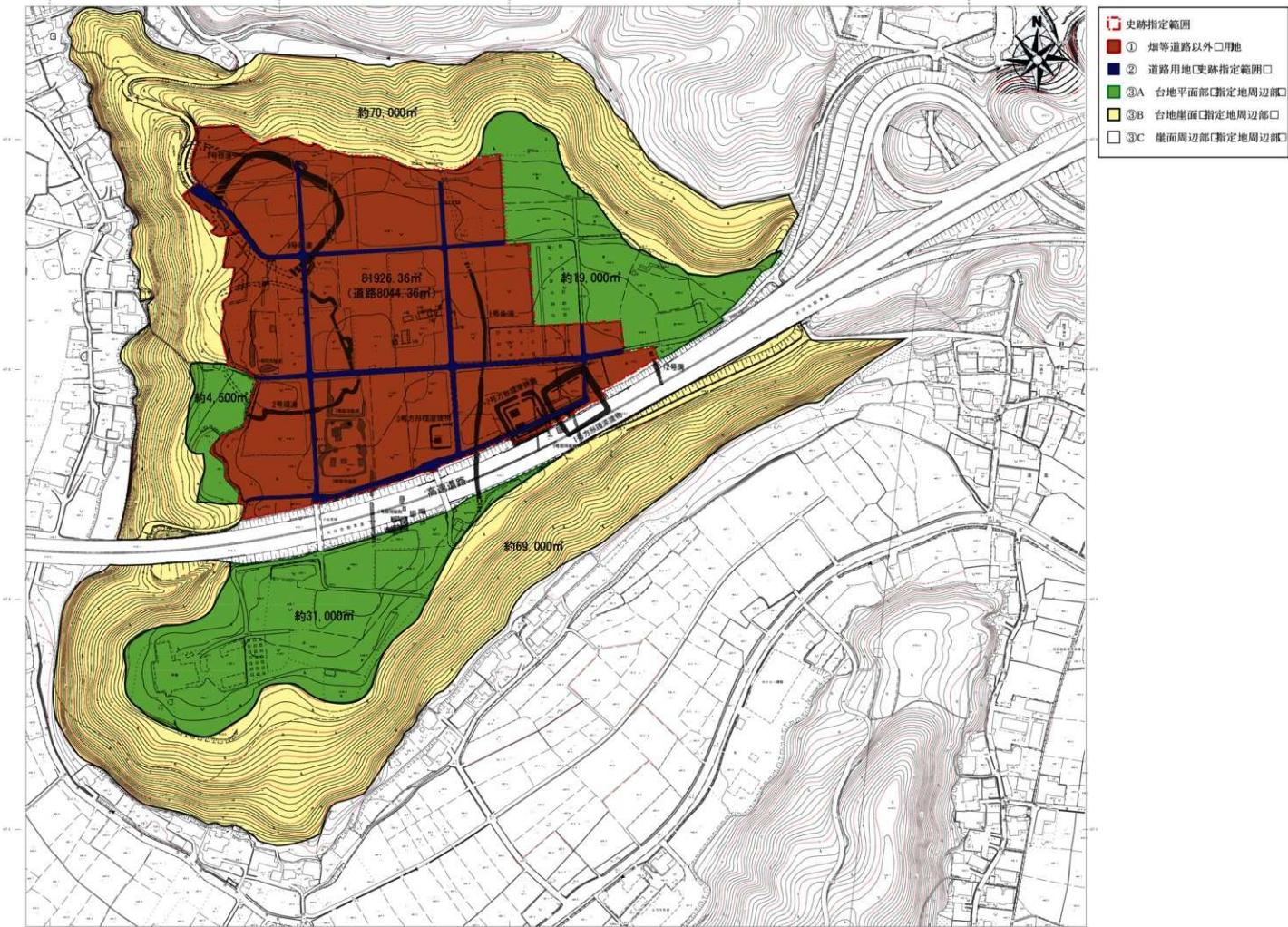




写真 13 南側の台地周辺景観



写真 14 台地上の現況（南から）



写真 15 台地上の現況と市道（西から）



写真 16 未舗装の農道



写真 17 コンクリート舗装の道路



写真 18 高速道路と高架道路



写真 19 高速道路境のフェンスとガードレール



写真 20 史跡の説明板



写真 21 既公有化地周辺の公衆道路と水路



写真 22 史跡への入口案内看板



写真 23 史跡内にある電柱



写真 24 灌溉施設の水道栓



写真 25 ピニールハウス



写真 26 果樹施設



写真 27 果樹



写真 28 杉・竹林

本質的価値を構成する枢要の諸要素

過去に調査が行われていないものの、周辺の状況から地下に遺構が埋設された状態であると想定される。そのため、道路の維持管理等のために地表面の掘削等を伴う場合は市教育委員会の立会等を要する。そのほか、保存や活用のために実施する遺構確認調査は必要最小限とするなど、遺構の保存を大前提とする。

史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素

保存管理施設である排水路等については定期的点検によって現状の把握に努め、破損等にあたっては原状回復に努める。

史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素

道路施設そのものや地下埋設物（灌漑施設水道管等）・電柱や電線については、公有化及び整備が行われるなかで基本的に移設ないし撤去を行い、史跡の景観を損なわないにする。ただし、撤去や移設にあたってはこれらの構造物が地下遺構に影響を与えないように充分に注意する必要がある。

③周辺部

史跡指定地周辺には遺跡と一緒になす可能性のある遺構群の広がりが想定されるとともに、遺跡と一緒になして集落域を形成していたと想定される台地崖面がある。これらが一体となって小追辺原遺跡の景観が保全されているものと考えられる。

そのため、史跡周辺部においては台地の平面部と崖面地区、崖面周辺域に地区区分する。

A 台地の平面部

史跡の価値および保存活用に関連する要素が多分に含まれているため、その内容を確認するための発掘調査を実施し、追加指定等についても検討する。また、現状を変更する行為に関しては、その内容に応じて、関係法令に照らし合せながら史跡の保全上必要と思われる措置を実施する。将来的な追加指定や整備の可能性も考慮して、原則的には地下掘削や史跡景観を損なう恐れのある住宅・工場などの構造物の建設は望ましくないため、地権者への協力を求めていくものとする。

B 台地の崖面

史跡の景観を保存し、史跡の本質的価値を理解するために必要な地形特性を有している。そのため、将来的な追加指定や整備の可能性も考慮して、史跡景観を損なう恐れのある構造物の建設は望ましくないため、地権者への協力を求めていくものとする。

崖面の植生は現状では、木材等の生産に利用される資源循環利用林として、杉や檜が植林されている。今後のこの一体の開発にあたっては、関係法令等に照らし合せながら史跡の保全上必要と思われる措置を実施する。また、この一帯には急傾斜地崩壊危険箇所が含まれており、開発及び災害などにより斜面の崩落等の地貌の変容が起きないよう関係部署の協力を仰ぎながら必要な防災上の措置を講じるものとする。

C 崖面周辺域

遺跡の景観を保全する台地の周辺域の開発等の現状を変更する行為にあたっては、関係法令等に照らし合せて対処する。ただし、周辺の宅地化が進展していることから、大規模開発等が行われることで史跡景観の保全上望ましくない場合には、関係部署の協力を仰ぎながら必要な措置を講じ、開発者への協力を求めていくものとする。

(3) 現状変更等の取扱い

①現状変更等の取扱い方針

1) 現状変更の許可申請の法的区分

史跡指定地内において現状変更等の許可申請の対象となる行為、または史跡において現状を変更しその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）については、文化財保護法（以下法）第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、法第168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合は、文化庁長官の同意を求める必要がある。なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行第5条第4項の規定に基づき、日田市教育委員会がその事務を行なう。

なお、災害・事故等で史跡と一緒に土地等の諸要素に毀損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行なう場合は、所有者または管理団体が「毀損届」（法第118条）「復旧届」（法第127条）を文化庁長官に届け出ことになっている。この際、毀損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行なう際には現状変更の対象となる。

2) 現状変更行為の区分

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為又は保存に影響を及ぼす行為をいう。

史跡小追跡原遺跡において想定される現状変更行為は以下のものがある。

- A 建築物の新築・増築・改築
- B 工作物（農業関係物、道路関係構造物、灌漑施設・、気関係、看板、柵、防災施設）の設置、撤去、改修
- C 土地の掘削・切盛土等上地の形状の変更
- D 木竹等の伐採、移植、植栽
- E 発掘調査等各種学術調査、史跡の保存整備

3) 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状の変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障をきたす行為をいう。

小追跡原遺跡において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、地下の埋蔵遺構等を露出させる等によりその環境を変えること、地下遺構が浅い土地又は周辺において重量物の積載や通行、設備機器の設置、振動を与える行為等が挙げられる。

4) 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条に規定する現状変更等の制限については、但し書きがあり、以下のア～ウについては、許可不要行為とされる。

ア 維持の措置

＊特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則』の第4条に記載されている以下の維持の措置の範囲に基づく。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の現状に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、または衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

- イ 非常災害のために必要な応急措置
 - ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの
- また、このほか見回り等の点検や清掃、除草等の工の維持的措置は史跡の適正な保存管理のために不可欠な行為であるため、許可不要行為とする。

工 維持管理

なお、ウに関しては行為の内容によっては軽微の判断が難しいものがあることから、日田市教育委員会と事前協議を行うものとする。ただし、現在実施している畑作については、地下を削平しているものの、地下遺構面を傷めることがない手法にて指定以前より行われていることから、現在の作物ないし同種の地下遺構を削平することのない作物種を栽培する限りにおいては、現状を変更することのないものでかつ、保存に影響を及ぼす行為のなかでも影響の軽微なものと判断する。よって現状変更等の許可が不要な行為として、ア・イ・エヒウのうちの現況畑作については現状変更等の許可が不要な行為として後述する。

5) 現状変更等の取扱いの原則

史跡小追辻原遺跡を適正に保存し、後世に継承するため、原則として発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理及び整備活用以外の現状変更は認めないものとする。ただし、道路施設・農業関係施設など周辺生活に影響を及ぼす可能性のあるものに関しては、地下遺構の保存に影響を及ぼさない範囲において現状変更を認めるものとするが、地下遺構を掘削する恐れのある新規樹木の栽培や移植は現状変更は認めないものとする。

②現状変更等の取扱い基準

前述の現状変更と取扱い方針に従い、現状変更の取扱い基準を以下に定める。

1) 現状を変更する行為の取扱い基準

小追辻原遺跡における現状変更等の許可申請の対象となる行為は以下のものとする。

- ア 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為。前述の現状変更行為の区分において示したEが該当し、整備や遺構確認のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。
- イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為。前述の現状変更行為の区分において示したA～Dが該当し、保存管理及び整備上必要な行為による。ただし、これらの行為は整備計画や公有化に基づくものであり、史跡指定地の景観に配慮したものとする。
- ウ 周辺生活や農業作業に影響のあるもので、地下遺構に影響を及ぼさない軽微なもの。

2) 保存に影響を及ぼす行為の取扱い基準

前述の保存に影響を及ぼす行為については、発掘調査等の各種調査、史跡の保存管理及び整備上必要な行為以外については、現在実施されている畑作を除いて現状変更等の許可が不要かどうかを判断する必要があるため、事前に日田市教育委員会と協議を行うものとする。

③現状変更等の許可が不要な行為

1) 維持の措置の例（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第4条該当項目）

- ・大雨等の際に斜面部分等で小規模な崩落が生じた際の盛土による現状復旧（第4条第1号及び第2号に対応）
- ・道路、畑面などにおいて、降雨などにより軽微な表土の流出等が発生した場合の原状復旧（第4条第1号及び2号に対応）
- ・台風等の災害により生じた倒木の伐採及び撤去（第4条第3号に対応）

2) 非常災害のために必要な応急処置の例

史跡の管理団体が行う、毀損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置

例）大雨、台風等の際に斜面崩落危険箇所や浸水箇所等へ被害拡大防止のために行う。土質の改善や簡易な土留め杭・立入禁止柵等の仮設の工作物の設置

3) 管理団体が行う管理行為

- ・史跡の日常的清掃、除草、定期的草刈
- ・枯損木・倒木・枯枝の伐採及び除去。障害枝・危険枝の伐採。
- ・文化財保存活用施設の清掃・補修

4) 現在実施されている農業行為

- ・地下遺構面を傷めることがない手法にて指定以前より行われている現在の作物ないし同種の地下遺構を削平することのない種類の栽培を行う畑作。

（4）公有化の方針

公有化の必要性

管理団体である日田市は、現状変更の制限により所有者が損失を受ける場合や整備のために史跡指定地における土地が必要と認められる場合は、当該土地等の公有化（買取）を行う。

現在、史跡小追辻原遺跡の大半が個人所有の畑として利用され、指定直後より、地権者に対して遺構保護の観点から、耕作制限等に協力をお願いし指定地の保存と管理を行ってきた。しかしこの現状では、所有者の私有財産権を尊重する必要もあり、積極的な保存と管理が困難な状況であるといえる。そこで、今後の指定地の保存と管理をより確かなものにし、さらに積極的な公開活用を目的として整備するために、条件が整い次第公有化を図るものとしたい。

公有化にあたっての課題

公有化の対象となる土地のほとんどは民有地であり、かつ農地である。また生活用道路として利用されている市道も所在している。そこで、公有化及び整備にあたっては農業振興地域の整備に関する法律や道路法など関係法令に照らし合せながら対応するものとする。

5. 本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺の保全

現在の指定の範囲は台地の一角であるものの、その周辺にも遺跡の本質的価値を構成する要素と同時代の遺構群などが広がっていることが予測されるとともに、台地崖面なども遺跡を構成する要素の一つと捉えられることなどから、指定地と一緒に保護が必要になるものと考えられる。

そこで、史跡の本質的価値と一体をなす地下遺構群が広がる範囲を周辺部において確認するための発掘調査を行い、適正な指定範囲を検討する必要があり、その結果に従って追加指定等を検討するものとする。追加指定地の公有化についてはその結果に応じて検討する。

ただし、その範囲については「4. 保存管理の方法 (2) ③周辺部」において定めた地区設定に従い、「A 台地周辺部」・「B 台地崖面」「C 崖面周辺域」を踏襲し、台地周辺部から A ⇒ C の優先順位で追加指定等を検討するための調査を行っていくものとする。

また、史跡の整備・活用のため、または景観の保全のためといった目的の公有化についても必要に応じて検討するものとする。これらは、追加指定等による公有化以外の、史跡の積極的な公開活用を目的とした整備のために必要となる駐車場やガイダンス施設等・景観保全のための用地などが想定される。公有化の対象となる土地のほとんどは民有地であり、かつ農地である。

その範囲についても地区設定を踏襲して行っていくものとする。なお、台地崖面や崖面周辺部に関しては必要に応じて周辺環境の保全にむけての景観保全策の導入などを検討するものとする。



写真 29 台地上の未指定地（南側）



写真 30 台地上の未指定地（東側）

第5章 整備・活用

1. 基本構想、上位計画及び関連する計画

整備・活用を検討するにあたっては、小追辻原遺跡を日田市の歴史文化遺産のシンボルとして整備の基本構想をまとめた「史跡 小追辻原遺跡保存整備基本構想」(平成10年策定)を踏まえつつ検証し、上位計画や関連計画との整合を検討する必要がある。以下その概要について述べる。

(1) 基本構想の概要

小追辻原遺跡の整備全体像については平成10年策定の『史跡小追辻原遺跡保存整備基本構想』において纏められている。既に12年の月日がたっており、現在の社会的実情に合わない部分なども見られるものの、基本的にこの構想に基づいて計画が進んでおり、今後は必要な箇所の修正や見直しを行いながら、整備基本計画をたてる必要があるものと考えられる。以下構想のポイントを整理する。

①整備の目的と理念

「遺跡の恒久的保存」を基本とし、「生涯学習の拠点」・「地域交流ネットワークの拠点」・「観光振興の拠点」の3つの柱を整備目的として設定している。そして、この整備により日田市の「歴史文化遺産を活かしたまちづくり」の核として位置づけるものである。

②整備方針と概要

史跡内

- ・基本的に、遺構の変遷が理解できるよう4つ時代（弥生・古墳・古代・中世）を整備する。
- ・4つの時代の遺構を年次ごとに整備する。
- ・特に1号条溝・2号方形環濠建物・2号環濠は優先的に整備する。

史跡周辺

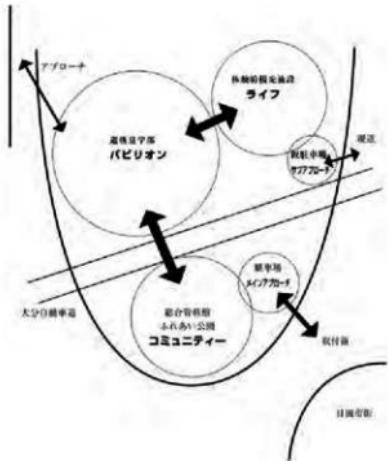
- ・広大な用地を活用し、生涯学習だけでなく周辺地で農業振興をはかる施設を整備する。
- ・遺跡及び市内を俯瞰できる施設を整備する。
- ・周辺地域との交流ネットワークをはかる施設を整備する。

施設構成の概要

主な構成の概念図は第27図に示されるとおりである。

③ゾーン設定（第28～30図）

主要遺構の分布に併せて「弥生・古墳ゾーン1」・「弥生・古墳ゾーン2」・「古代ゾーン」・「中世ゾーン」の4つに区分けし、このなかで復元可能な遺構を復元する。また周辺部の駐車場とアプローチ道路についてもメイン及びサブの区分を行い、周辺施設も「ライフゾーン」・「コミュニティゾーン」などに分けている。



第27図 施設構成の概念図（基本構想より）

第7表 遺構展示方針（基本構想より）

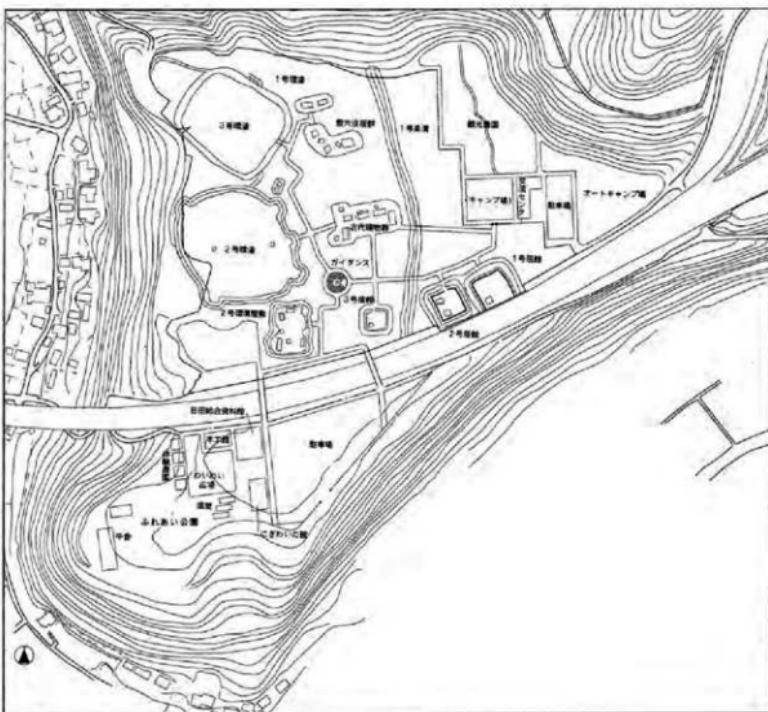
ゾーン	対象遺構	展示手法
弥生・古墳ゾーン1	2号環濠	全面復元
	3号環濠	遺構表現のみ
	整穴住居 9棟	全面復元
弥生・古墳ゾーン2	1号方形環濠建物	柱表現
	2号方形環濠建物	全面復元
	3号方形環濠建物	柱表現
古代ゾーン	1号条溝	遺構表現のみ
	7棟の掘立柱建物群	全面復元
中世ゾーン	1号整穴住居・小窓穴	全面復元
	2号環溝屋敷	全面復元



第28図 ゾーン設定と全体配置（基本構想を修正）

第8表 事業タイムスケジュール（基本構想より）

ゾーン	整備対象遺構	1次				2次				3次				4次			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
バビリオンゾーン(指定地)	弥生・古墳ゾーン2																
	1号方形環濠建物																
	2号方形環濠建物																
	3号方形環濠建物																
	1号条溝																
	2号環濠																
	3号環濠																
	駆穴住居9棟																
	ガイダンス																
中世ゾーン	ガイダンス説明板																
	2号環濠周数																
古代ゾーン	7種の掘立柱建物群																
	1号駆穴住居・小駆穴																
ライフゾーン	交流センター																
	観光農園																
	キャンプ場																
サブアプローチゾーン	仮駐車場																
	駐車場一部⇒オートキャンプ場																
コミュニティーゾーン	日田総合資料館																
	ふれあい公園																
メインアプローチゾーン	メイン駐車場																



第29図 施設配置計画図（基本構想より）



第30図 全体整備完了イメージ図（基本構想より）

④事業期間（第8表）

先のゾーン設定にあわせて、1期4年単位の4期区分（16年間）を行っており、これには土地公有化及び発掘調査期間は含まれていない。整備スケジュールは主に「弥生・古墳ゾーン2」⇒「弥生・古墳ゾーン1」⇒「中世ゾーン」⇒「古代ゾーン」の順に分けられ、途中2期工事よりライフゾーンやコミュニティゾーンを整備することになっている。

⑤管理・活用計画

遺構の恒常的な管理等について、地域住民への管理協力も視野に入れており、インターブリター（解説員）の養成や見学対応などにボランティア・郷土史家等の協力を想定している。

管理計画においては、遺跡内の古代ディキャンプ・スケッチ大会・発掘体験・小追辻原まつり・青空教室・自然観察会等の様々な活用イベントを行うこととしている。また活用ネットワークの形成に関しては市内の史跡・文化財のネットワークとともに、原の辻遺跡・平塚川添遺跡・小追辻原遺跡・安国寺遺跡・吉野ヶ里遺跡・大宰府史跡の広域古代遺跡のネットワーク形成を想定している。

(2) 日田市総合計画・新市建設計画・教育行政実施方針の概要

◎第3次日田市総合計画（平成2年策定）

地域性を尊重したゆたかでゆとりある人間性溢れた市民生活を構築する「ヒューマンシティ」を基本理念に、「活力あふれ、文化・教育の香りたかいアメニティー都市」を将来都市像のキヤッチフレーズにし、歴史的・自然的風土に愛着を持ち、快適で活力ある地域の創造を目指して21世紀を展望したまちづくりの基本計画を策定している。「教育と文化の充実」をまちづくりの大綱の一つに掲げ、基本構想の「ロマンに満ちた潤いのある文教都市の実現」においては、その施策の軸の一つとして「みんなで愛し、守り、伝える郷土の歴史と文化的遺産」を定め、「古代遺跡公園等の整備」のひとつとして「小迫辻原遺跡の整備」が挙げられている。そこでは「日本最古の豪族居館跡の発見により全国的に注目されるに至った小迫辻原遺跡の遺構の復元整備を行うとともに、その周辺部を発掘調査し遺跡の全容を解明し、市民の夢とロマンを創造するにふさわしい史跡公園として整備する。」とし、小迫辻原遺跡の整備が、市のまちづくりの中で一つの根幹をなす事業として位置づけられている。

◎第4次日田市総合計画（平成12年策定）

市が持つ自然・歴史・文化などの地域特性を生かした市民が幸福を実感できるまちづくり、市民が誇りと愛着を持てるまちづくりを奨めるため、基本理念を「自ら開拓し、共に創るヒューマンシティ」と定め、将来都市像のテーマを『人・まちの個性が輝き、響きあう共生都市』と設定している。この計画の『基本構想編 第2章まちづくりの大綱 5郷土を愛し心豊かな人が育つまちづくり』では、「今まで受け継がれてきた歴史的・文化的遺産を市民共有の財産として未来につなぐため、それらを保存・公開することにより、地域の歴史や文化を多くの人々と共有し、その重要性を広く伝えていきます。特に城廻園や小迫辻原遺跡など、歴史的に貴重な遺跡については、人々が自由に訪れ、その歴史に触れることができる環境として整備し、次世代へと託します。」とされている。また『基本計画編 第5章郷土を愛し心豊かな人が育つまちづくり(5)歴史的文化遺産』においては、「小迫辻原遺跡は本市を代表する貴重な遺産であり、教育の場、文化施設としてのみならず、観光資源としても活用し、人々が訪れる、学び、歴史に触れる日田の歴史文化の発信拠点として次世代へと託す必要があります。」とされており、城廻園と共に重点事業として史跡公園の整備を計画目標としている。

◎第5次総合計画（平成19年策定）

中長期的な展望に立ち、総合的かつ計画的に行政運営を進めていくため合併時に策定した新市建設計画を踏襲するとともに、市民の今後のまちづくりに関する意見などを聴取して、合併後のあらたなまちづくりの方向を示している。その基本理念を「自ら開拓し、共に創るヒューマンシティ」と定め、将来都市像のテーマを『人・まちの個性が輝き、響きあう共生都市』と設定している。この計画の『基本構想編第2章まちづくりの大綱 心豊かで輝く人の育つまちづくり(1)文化芸術の振興』において、「地域に残る豊かな自然、歴史と伝統にはぐくまれた文化財を貴重な財産として後世に伝えていくため、その調査・保存に努め、史跡や博物館の整備を行い、併せて教育や観光等様々な分野で活用します。」としている。また『基本計画編 第5章心豊かで輝く人の育つまちづくり(1)芸術文化の振興』において、「歴史や風土に培われてきた文化の保存及び継承に努めると共に、将来に向けた地域文化の発展に取り組みます。」を基本方針とし、主要施策の「①文化財や芸術文化等の保存、継承と発展」において、「史跡、歴史的町並み及び建造物等の保存整備と活用の推進」を主要事業に挙げている

◎日田地域の新しいまちづくり計画—新市建設計画—（平成16年策定）

市町村合併後の日田市の進むべき方向について、より詳細かつ具体的に定めるものとして策定されている。そのなかの主要施策「心豊かで輝く人の育つまちづくり 芸術文化の振興」において「地域に残る文化財を貴重な

財産として後世に伝えていくため、文化財の保護・整備に努めるとともに、学習の場や観光資源として活用していくための環境整備を推進します。」とし、史跡の整備を包括した方針に組み込んでいる。

◎**日田市教育行政実施方針**（平成 19 年策定）

「第 5 次日田市総合計画・基本計画」の教育部門の実施方針であり、主に「第 5 次日田市総合計画・基本計画」で示された分野別施策方針「心豊かで輝く人の育つまちづくり」を実現するための具体的な取り組みを示している。このなかの「V 文化財の保存と活用 2 保存と活用に向けた環境の整備」のなかで、「咸宜園跡、小追辻原遺跡、ガラントヤ古墳をはじめとした史跡の保存整備を積極的に取り組み、保存とともに活用へ向けた整備を推進します。」としている。

（3）関連計画の概要

◎**日田市都市計画マスターplan**（平成 8 年策定）

都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に定める「都市計画に関する基本的な方針」に規定されたもので、日田市の都市計画の取り組みについて定めた計画書である。そのなかの「地域別構想 朝日地域」において重点的に整備を図る項目として「小追辻原遺跡の史跡公園整備」が抽出されている。

◎**日田市環境基本計画**（平成 13 年策定）

日田市の環境への幅広い取り組みについて定めた計画書で、「人と地球にやさしい環境共生都市」を目指すものである。このなかの「環境基本計画体系 4・2 環境魅力を活性化する II - (1) 歴史的環境のまちづくり」において『歴史文化保全の継承』として、「ガラントヤ古墳群、咸宜園跡、小追辻原遺跡等の遺跡保存整備や歴史公園の整備を進める。」とされている。

◎**日田市文化振興基本計画**（平成 19 年策定）

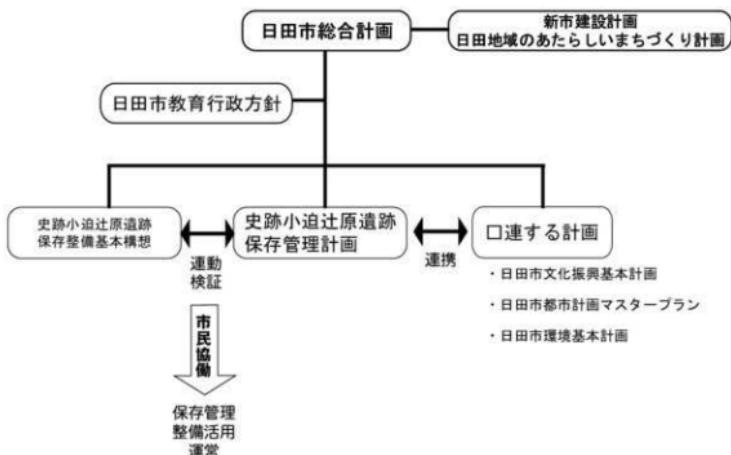
日田市の文化をはぐくみ振興するにあたっての方向性を定めた計画書で、文化の保存・継承と日田らしい歴史・風土の反映を目指している。このなかの「施策及び事業 (1) 文化的保存・継承及び発展の取り組み ◆ 地域特有の伝統芸能や伝統技術並びに文化財等の保存、継承及び活用」において「史跡小追辻原遺跡の整備（土地公有化へ向けた準備・史跡地及び周辺地の購入・発掘調査の実施・進入路の整備等）」が主要事業に挙げられている。

(4) 各計画の位置づけ

本計画の策定に当たっては、基本構想や市の総合計画を踏まえ、史跡小追辺原遺跡の関連計画における位置づけを明確化する必要がある。そのうえで、関連計画や事業等と連携を図ることを基本に、文化財の保存管理計画に留まることなく、日田市まちづくりの基本理念である「自ら関わり、共に創るヒューマンシティ」を実現し、市民と行政が協働して進めていくようなまちづくりの総合的な内容に発展させる。そうすることで、市の将来都市像である「人と自然が共生し、やすらぎ・活気・笑顔に満ちた交流都市」を具現化する一助とするものである。

さて、前述のとおり、市の最上位計画である総合計画においては、史跡の保存整備と活用の推進が主要施策として挙げられており、この20年間一貫して小追辺原遺跡はその主要事業に位置づけられている。これに基づき、平成10年に作られた基本構想では、台地全体の整備を数十年かけて行い、市の文化財施策の核として利用することを想定している。また、関連計画においても、これらが踏襲されて、史跡の整備と活用が主要事業に位置づけている。さらに今後、市の文化財の上位計画であるマスタープランの作成なども予定されており、市の文化財の整備・活用のなかでも根幹をなす中心的な事業として位置づけられよう。

さて、本計画の位置づけを整理すると、以下の概念に集約されるものと考えられる。計画の実行にあたっては、各計画相互の連携・連動を行い、官民共同にて実施する必要がある。



各計画の位置づけ

2. 整備・活用の基本方針

史跡小追辻原遺跡の価値についてはこれまで述べているが、その本質的価値の中心は弥生時代末から古墳時代初頭の環濠集落と祭祀色の強い方形環濠建物が出現・変遷していく過程を同一台地上でたどることができ、国家形成期の社会状況が凝縮されている点にある。

それらの殆どは現状では地下遺構として保存されているものの、その価値と保存の必要性が正しく理解され、次世代へと受け継いで行くためには、保存管理計画に基づく保存・管理のみならず、本遺跡の価値を最大限に引き出すことを目標とする必要がある。このため、「保存」と「活用」の適切で包括的な両立を目的として「整備」を行う必要があり、これにより、史跡価値の顕在化が進展するものと考えられる。そして、史跡の価値の顕在化により、史跡が学校教育や生涯学習等、市民のアイデンティティ形成のために活用され、市民がより史跡に対する理解を深めることにつながることが期待される。そしてその結果、市民の手での恒常的な維持管理の推進が図られるのみならず、史跡が日田市の歴史文化の拠点となり、まちづくりや地域活性化の大きな核となることが予想される。地域資源面での活用効果も大いに期待されるのである。その目指すべき基本的な考え方を以下の5点に整理する。

- 遺跡の保全を図るとともに、周辺景観を守り、地域の人々に親しまれ活用される史跡整備を行う。
- 市民や来訪者が「遺跡と対話し、学び、遊ぶ」歴史体験型の史跡整備を目指す。
- 弥生時代から古墳時代への変換期の社会状況を解明する資料を提供できる遺跡の特性を活かすのはもちろんのこと、日田市における文化財全般の情報発信や研究拠点としての性格の整備を目指す。
- 市民が多様な立場から史跡の整備活用に参画し、自らが地域文化の担い手として文化を創造する空間としての整備を進める。
- 日田市のはかの文化財とのネットワークを形成し、まちづくりの核の一つとして地域活性化に資するような史跡の整備・活用を目指す。

以上の考え方を実現するため、整備・活用の基本方針を以下のように整理する。

① 保存を確実にするための整備

保存管理計画に基づき、小追辻原遺跡の構成要素のうち、本質的価値を構成する枢要の要素である地下遺構を良好な状態で将来に継承するために、確実に保存する。

② 遺跡の価値の顕在化のための整備

小追辻原遺跡の価値を最大限に引き出すことを目的とし、本質的価値を容易に理解できるように遺構の復元等により、全体像を明瞭にし、人々の目に触れ、身近に感じられるように史跡の保存と調和した積極的な公開・活用を推進する。

③ 遺跡の特徴・価値の周知、利活用のための整備

小追辻原遺跡を学ぶための各種施策を実施するためや地域資源としての活用のための整備で、多くの来訪者を受け入れ、安全で快適に散策や様々なふれあい体験等が行えるよう、基盤となる便益施設や管理施設等の充実を推進する。

④ 地域との連携の推進

史跡の公開とともに、適切な情報の発信により、多くの人々の利用を促すため、地元自治体や関係機関と連携し、既存の歴史・文化的資源の活用等による多面的活用の促進等、多様な普及啓発活動を推進する。また、地域の文化財として愛護し、受け継いでいくためにも、恒常的な維持管理等への理解と協力を促す。

⑤遺構の保存・継承のための調査・研究の推進

整備に際して、これまで蓄積されてきた資料の整理・活用に加え、未調査地部分の発掘調査を行うことで、本質的価値の保存の基礎とし、遺跡の研究を推進する。

3. 整備・活用の方法

『史跡小追辺原遺跡保存整備構想』と上記方針に基づき、整備活用の具体的な方針について検討すると、想定される施策として以下のような事項が考えられる。なお、整備活用にあたっては構想を踏まえつつ新たな施策を検証し、詳細な整備計画については別途策定するものとする。

①保存を確実にするための整備

- ・遺構の破壊を引き起こす危険性の高い樹木の伐採等を行い、必要に応じて被覆保存や植栽により遺構の長期にわたる保存のための措置を行う。
- ・史跡標柱や遺構説明板、ガイダンス説明板等の説明板の整備、園路や管理用柵等の整備、史跡境界標の整備を行う。また、災害等による遺構の破損を防ぐため、給排水施設や斜面地の崩落防止工事など防災施設等の整備を行う。

②遺跡の価値の顕在化のための整備

- ・保存を前提として覆土固定された遺構については、地上表現や植栽表現、柱表現などをを行い、建物については全面復元と一部復元に区分けして実施する。なお、どの遺構を復元するかについては、整備構想の案を踏まえつつも、整備の進捗などに応じて詳細を検討し直すものとする。
- ・復元された遺跡と併せて、史跡の理解を深め、周辺の古代遺跡の状況を知ることが出来る展示室や様々な活動の場と情報を提供できる案内施設などの整備を検討する。

③遺跡の特徴・価値の周知、利活用のための整備

- ・来訪者が遺跡を体験的に学ぶための動態展示としての発掘調査の通年実施を検討し、擬似体験発掘のための発掘体験施設の復元的整備を行う。
- ・遺跡の自然環境との調和を図るとともに、これまでの現況を周知するため、部分的な菜園等としての利用も検討する。
- ・展示施設等において史跡に関する各種情報の収集を図り、公開すると共に市民講座や体験学習を実施する。
- ・来訪者が自然に触れ合いながら楽しめる施設や日田の農産業等を体験的に学習できる施設等の整備を行い、併せて各種活用イベントを開催する。
- ・小追辺原遺跡の特性を活かし、インターネット等を利用しながら多面的な情報発信を図り、周知の裾野を広げる。
- ・遺跡価値や史跡の特性をより高めるため、太宰府市九州国立博物館や佐賀県吉野ヶ里遺跡、福岡県平塚川添遺跡などの市内外の博物館や史跡等を結んだネットワークの構築を県との協力のもと検討し、活用する。

④地域との連携の推進

- ・地域住民や市民参加による史跡案内ボランティアの充実のためにガイド育成講座等を開催する。
- ・史跡の保存管理・公開・活用活動への地域住民等の参画と協働活用への支援の方策を検討する
- ・地域や市民の教育・学習・集い・ふれあい等の場の提供や遺跡を活かしたまちづくり活動機会の支援を行う。

⑤遺構の保存・継承のための調査・研究の推進

- ・調査にあたっては、史跡内の未調査地部分を優先的に条件が整い次第調査し、また必要に応じて専門家の指導を仰ぎながら研究を促進させる。指定地周辺については、遺跡の広がり等を確認するための調査を実施し、追加指定等の検討を行う。また、同時代の同種の史跡を有する関係機関や大学等の各種関連機関との連携を図りながら、共同調査・研究や情報の共有化を進めるなどして、弥生時代から古墳時代への変換期の社会状況の解明について総合的な調査・研究を行う。
- ・史跡の調査や研究や市内の文化財の情報発信の拠点となる施設の整備も検討する。

4. 今後の整備・活用の進め方

(1) 史跡整備構想の検証

前節までにおける整備活用の方針と方法については、整備構想を踏まえつつ検証し、新たな考え方などを盛り込んだ。しかし、整備構想時において検討された案も、現在の実情では、実施困難なものも想定される。さらには、顕在化のための効果的整備を検討すると、構想時のゾーン分けや整備手法なども変更となる可能性が考えられる。また、公有化の進捗などに併せて、早期の部分整備などが必要となる場合も想定され、広大な史跡の維持管理の方策に併せて整備方針を変更する必要も生じるものと考えられる。そこで、具体的な整備計画にあたっては、必要に応じて構想を検証し新たな方策を盛り込みながら見直しを図っていくものとする。

(2) 史跡整備基本計画の作成

整備活用においては、前述の基本的考え方や方針・方法を盛り込みながら構想を検証し、全体的な整備計画を作成する必要がある。しかし、整備計画に基づき整備・活用は実施されるものの、完了するまでには、相当のタイムスケジュールを設定する必要がある。その場合、整備が完了しないと遺跡の顕在化や活用が図れないという事態を避けるため、完了までの段階的な整備プログラム設定し、整備実施中における活用プログラムを「3. 整備の方法 ③遺跡の特徴・価値の周知、利活用のための整備」において提示した内容などから選択的に設定することで、整備そのものが新たな遺跡の魅力を引き出すような仕組みを検討するものとする。

第9表 整備活用のスケジュール

項目	全体目標（予定期間 30 年）								
	前期目標			中期目標			後期目標		
土地公有化	■	■							
発掘調査			■	■	■				
追加指定等					■	■			
周辺地公有化					■	■			
基本計画策定			■	■					
第1期整備（構想第1次）			■	■	■				
第2期整備（構想第2次）							■	■	
第3期整備（構想第3次）									■
第4期整備（構想第4次）									■

※第1～4期の整備内容は基本構想の第1～4次の内容（P67 第7表）を参照

この表は計画の推進に併せて変更となる予定

（3）整備・活用のスケジュール

小追辺原遺跡の整備・活用事業タイムスケジュールは、整備構想では、発掘調査や公有化作業の期間を除いて計16年が設定されている。しかし、公有化的着手もこれから状況では、発掘調査期間と併せて、単純にこれから20年以上の歳月が必要となる。さらに、既に構想策定から12年が経過していることからも、社会状況によってはさらに着手・完成が延びる可能性が高い。

そのため、前述の基本方針の考え方や整備プログラムに沿って、タイムスケジュールの見直しは必須である。そのうえで早期の事業着手のためには、当面の作業を設定しておく必要がある。そこで、整備の前提となる公有化及び発掘調査を積極的に推進し、整備基本計画を策定しつつ、並行して史跡の本質的価値の中心となる方形環濠建物を含む一帯（場所）の整備を第1期整備と位置づけ、優先的に史跡の顕在化を図る必要のある箇所の整備計画に着手することを当面の前期目標とする。さらに、事業進捗を鑑みながら、第1期整備の完成、第2～4期整備に取り組むことを中・後期目標とするが、当然事業の進捗に応じてこのスケジュールは変動することになるため、その都度計画の見直しを行うものとする。

（4）地域資産としての活用

小追辺原遺跡の整備は地域振興と密接に関わりあっている。整備による顕在化によって、学校教育の教材、課外活動の場、生涯学習や学術研究のための素材の提供といった文化的な効果、住民のコミュニティーの場、文化活動の拠点施設の提供ができる生活的な効果、地域観光の拠点、地域の名物、資源の活用ができる経済的な効果が期待される。このように期待される文化的・生活的・経済的效果が市全体に及ぼす影響は大きく、まちづくりの一つの根幹をなす事業として位置づける。したがって、小追辺原遺跡の整備においては、まちづくりの核として、さらには大分県内や北部九州広域圏における地域間交流の核として果たす役割を想定しながら、その整備・活用を推進するものとする。

第6章 管理・運営及び体制整備

小追辻原遺跡は市北西部のやや奥まった位置にあり、交通の便が良いとは言えない場所にある。このことから、小追辻原遺跡単独での管理運営だけではなく、市内の各地に分布する各種史跡やその他の歴史・文化的資源（例えば豆田町の伝統的建造物群保存地区や小鹿田焼の里の重要文化的景観）などとの連携による活用ネットワークの構築は不可欠で、保存管理や運営にはそれらを管理する機関や市民と協力が必要である。

とくに、まちづくりの官民共同での取り組みが重要視される昨今では、地域住民の史跡に対する理解と親愛の情を深めることを目的としつつも、市民の参加と協力はたいへん重要であり、今後の体制整備の核となるものと考えられる。そこで、管理・運営の基本方針を次の通り定める。

1. 基本方針

(1) 行政内部における体制強化

小追辻原遺跡の保存管理に関する行政機関は管理団体指定を受けている日田市で、担当部署となるのは教育庁文化財保護課である。しかし、指定地内の農地は農業振興地域に指定され市農業振興課が管轄しており、史跡内の道路は市土木課が管轄している。そのほか史跡公園の整備が市都市整備課、市水郷ひたづくり推進課、市文化振興課の管轄するそれぞれのマスタートーブランに挙げているなど多岐の機関と関わっている。また、文化財行政の指導的立場にある文化庁や大分県教育委員会といった関係機関もあり、これら関係機関と市教育庁文化財保護課が共通認識を形成するために情報交換等を行う機会を確保し、綿密な連携を形成する体制の強化に努める必要がある。

(2) 核となる施設の検討

また、今後長期間かけて整備が行われるなかで、調査研究を行うとともに整備にあわせた活用の実施や管理運営のための施設は不可欠で、この施設を中心として体制強化が今後図られるものと考えられる。さらに、この施設を核として、その他の文化財との連携体制を構築する必要がある。そこで、史跡や市内文化財の管理運営などの核となる施設について検討を行う。

(3) 地域との連携の推進（ボランティア等の人材育成）

小追辻原遺跡の保存管理にあたっては、日常的に小追辻原遺跡を見守り続けている市民の理解と協力が不可欠である。小追辻原遺跡の保存に関する市民団体や研究機関・団体などとの協力を深め、その意見を反映できるような仕組みを検討していくと共に、史跡の保存管理を担う人材や団体の育成を行う。また、個人レベルでの市民の参加機会を拡大するための施策を検討していく。

(4) 市民・民間企業と行政との協働化や活用ネットワークの構築とその仕組みづくり

地元企業等の協力も依頼して、市民や企業等との協働のための組織作りに努める。一方で持続的継承を支える人材確保や財源確保のため、民間人材や資金の活用等も視野に入れて検討していく。また、史跡やその他の歴史的資源との連携による活用ネットワークの構築のみならず、同種の史跡を有する他市との活用ネットワークを構築し、人材育成や活用などの仕組みづくりを行う。

2. 体制整備

(1) 段階的な取り組みの実施

今後、本計画に基づいて集中的に保存管理に取り組むべき内容と長期的な視点で取り組むべき内容があることを考慮して、短期的及び長期的な2つの段階目標を設定し取り組みを進める。

短期目標

多くの関係機関が適切な役割分担の下に連携していく体制を強化するとともに、市民参加の機会の拡大を図り、将来における市民と行政の協働の可能性を検討していく。また、市内の文化財との活用ネットワークの構築を目指す。

長期目標

市民と行政の役割を明らかにしたうえで、市民や企業等が積極的に協働して、史跡小追辻原遺跡を守り、価値を高め、持続的に継承していく仕組みを構築する。広域的な史跡活用ネットワークを形成し、人材の持続的な育成に努める。

(2) 当面の取り組み

史跡小追辻原遺跡の管理運営は、市が行なってきている。これらのことから、管理運営に当たっては、これまでの体制をもとに、保存管理の基本方針と方法を徹底していくことを主眼に置き、行政内部における体制強化を図るが、特に次の項目について十分考慮する。

①管理に係る関係機関の連携・支援体制の強化

保存管理に係る関係機関の間において、管理に関する事項等の緊密な情報交換や保存管理に係る助言・支援が行えるような体制の構築を図る。体制構築にあたっては、必要に応じて会議を開催し、緊密な情報交換や意見調整を行う。保存管理の基本方針と方法への理解を深め、協力を得ていく必要があることから、史跡に関わる関係機関間の会議に必要に応じて参加を求める、常に保存管理に関する共通認識の形成に努めることが望ましい。また、これら体制強化のために管理運営の核となる施設について検討を行う。

②市民・企業と行政の協働

当面は、保存管理計画に基づく取り組みを推進するが、将来的には史跡を適切に保存管理していくため、市民・市民団体・企業と行政が協働出来る仕組みを幅広く検討していく。

③意識啓発と人材育成のための企画推進体制の強化

地域住民をはじめ市民が史跡を誇りにし、史跡を構成する文化財の適切な保存管理のあり方について認識を共有できるよう、関係機関や市民団体等に対して、学校単位や個人単位で市民が参加できるような各種の学習・交流事業の開催を促していく。

④公有化後の維持管理

史跡指定地の大部分は農地である。行政が広大な敷地全てを維持管理し、単純に除草等を行うのは非常に困難となることが予測される。そこで、今後進展が予測される公有化後は、今後の整備・活用を念頭に置きながら、花畠等や牧草作成など市民やNPOなどの参加を募りながら管理することも考える必要がある。構想においては体験農園等も想定されていることから、単に維持管理するだけでなく、整備の最終形などもイメージしてランニングコストを抑えていく必要がある。

《参考文献》

- 『月刊文化財』平成 6 年 12 月号 文化庁文化財部 1994
- 『居館の里・小追辺原遺跡 大分県日田市』日田市教育委員会 1993
- 『まちづくりフォーラム 96 繁明の比多国・小追辺原遺跡の世界』まちづくりフォーラム実施委員会 1996
- 『九州横断自動車道建設に伴う発掘調査概報』大分県教育委員会 1984
- 『九州横断自動車道建設に伴う発掘調査概報・日田地区・』大分県教育委員会 1985
- 『小追辺原遺跡 (L-1 区)「日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅲ」』日田市教育委員会 1988
- 『小追辺原遺跡Ⅱ (N 区)「日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅳ」』日田市教育委員会 1989
- 『小追辺原遺跡Ⅲ (O 区)「日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅴ」』日田市教育委員会 1990
- 『小追辺原遺跡Ⅳ』『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅵ』日田市教育委員会 1991
- 『小追辺原遺跡Ⅴ』『日田地区遺跡群発掘調査概報Ⅶ』日田市教育委員会 1992
- 『小追辺原遺跡Ⅱ・小追辺原遺跡範囲確認調査概要報告書』日田市教育委員会 1992
- 『小追辺原遺跡』『平成 4 年度 (1992 年度) 日田市埋蔵文化財年報』日田市教育委員会 1994
- 『小追辺原遺跡』『平成 5 年度 (1993 年度) 日田市埋蔵文化財年報』日田市教育委員会 1995
- 『小追辺原遺跡』『昭和 62 年度 大分県内遺跡詳細分布調査概報 7』大分県教育委員会 1988
- 『小追辺原遺跡』『昭和 63 年度 大分県内遺跡詳細分布調査概報 8』大分県教育委員会 1999
- 『小追辺原遺跡 I・A・B・C・D 区編』九州自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書 10 大分県教育委員会 1999
- 『小追辺原遺跡 写真図版編』九州自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書 10 日田市埋蔵文化財調査報告書 15
- 日田市教育委員会・大分県教育委員会 1999
- 『小追辺原遺跡 II・H 区編』日田市埋蔵文化財調査報告書第 15 集 日田市教育委員会 2000
- 田中裕介・上居和幸『大分県小追辺原遺跡』『考古学ジャーナル 384』ニューサイエンス社 1995
- 上居和幸・田中裕介『最古の居館・小追辺原遺跡』『風土記の考古学 4 豊後國風土記の巻』同成社 1995
- 渋谷忠章・上居和幸『九州の豪族居館』『季刊 考古学第 36 号』 1991
- 渡邊隆行『日田地域における弥生集落の動向』『平成 21 年度九州史学会考古学部会発表資料』2009
- 『第 1 編 先史・原始 第三章第一節五 小追辺原遺跡の語るもの』『日田市史』1990
- 『日田市 30 年史』日田市 1974
- 『日田地域の新しいまちづくり計画～新市建設計画～』日田市群合併協議会 2004
- 『第 3 次日田市総合計画』 大分県日田市 1990
- 『第 4 次日田市総合計画』 大分県日田市 2000
- 『第 5 次日田市総合計画』 大分県日田市 2007
- 『日田市教育行政実施方針』 日田市教育庁 2007
- 『日田市都市計画マスタープラン』 日田市 1996
- 『日田市環境基本計画』 日田市 2001
- 『日田市文化振興基本計画』 日田市 2007
- 『日田市勢要覧』 日田市 2008
- 『史跡等整備のてびき 保存と活用のために』 文化庁文化財部記念物課 2005

参考資料

■文化財保護法（抄録）	1
■文化財保護法施行令	7
■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	10
■文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状 変更等の許可の事務の処理基準について	11
■指定文化財一覧表	14

■文化財保護法（抄録）

（昭和二十五年五月三十日 法律第二百四号 第七回通常国会第三次吉田内閣）

最終改訂：平成二十九年三月三〇日 法律第二百四号

目次

- 第一章 総則（第一条～第四条）
- 第三章 有形文化財
- 第一節 重要文化財
- 第二節 登録有形文化財（第五十七条～第六十九条）
- 第六章 球藏文化財（第九十二条～第一百八条）
- 第七章 史跡名勝天然記念物（第九十三条～第一百三十三条）
- 第十三章 補則（第六十八条）
- 第十三章 刑則（第一百九十三条～第二百三条）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、繪画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 豊づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峠谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質標識（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一緒にをなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十五条第一項第一号、第五十六条、第五十七条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
3 この法律の規定（第九十条、百零一条、百零二条、百二十条、百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第五十五条第一項第七号及び第八号、第五十六条並びに第五十七条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化的向上発展の基礎

をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもててこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構え）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するためを行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であること自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要な文化財の所有者、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要な文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要な文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要な文化財の保存のため必要な管理（当該重要な文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要な文化財の所有者との所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要な文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要な文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

- 第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定ある場合を除いて、管理団体の負担とする。**
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- (滅失、き、損等)
- 第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき、損し、又はこれを失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。**
- (管理又は修理の補助)
- 第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充当させるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。**
- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に必要な事項を指示することができる。
- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要な文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。
- (管理に関する命令又は勧告)
- 第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き、損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に際し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。**
- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができます。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。
- (現状変更等の制限)
- 第四十三条 重要文化財に際して現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。**
- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に際し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- (調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)
- 第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。**
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に際して必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ぜることができる。
- (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)
- 第九十三条 土木工事その他の埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他の埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。**
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に際し、当該発掘における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。
- (国機関等が行う発掘に関する特例)
- 第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。**
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に際し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各都道府県の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各都道府県の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- (道跡の発見に関する届出、停止命令等)
- 第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、古跡、古墳その他道跡と認められるものを見出したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて見出した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。**
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る道跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ぜることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならぬ。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該施設の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、固は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- ## 第七章 史跡名勝天然記念物
- ### (指定)
- 百九十条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知する。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間に経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。
- ### (仮指定)
- 百十一条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行なうことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行なったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
- ### (所有権等の尊重及び他の公益との調整)
- 第一百一十二条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行なうに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に關し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行なうものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に關し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。
- ### (解除)
- 第一百二十三条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第百十一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十一条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。
- ### (管理團体による管理及び復旧)
- 第一百三十四条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がいか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不适当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に留するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知する。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- ### 百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理團体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- ### 百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理團体」という。)は、文部科学学者の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、四いその他の施設を設置しなければならない。 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、

- 地図又は地図に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞くなければならぬ。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 第五百六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受けける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。
- 第五百七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。
- 第五百八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。
- （所有者による管理及び復旧）
- 第五百九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。
- 第五百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第五十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第五十五条第二項の規定を準用する。
- （管理に関する命令又は勧告）
- 第五百二十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關する必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。
- （復旧に関する命令又は勧告）
- 第五百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）
- 第五百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができないとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。
- （補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）
- 第五百二十四条 が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第五百八条及び第五百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第五百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第五百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。
- （現状変更等の制限及び現状回復の命令）
- 第五百二十五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第五十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關する必要な指示をすることができる。
- （関係行政による通知）
- 第五百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で命令を受けるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、令の定めるところにより、文

文化庁長官(百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に際し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

百三十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、苦しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させではない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の前可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物が損傷し、又は喪失しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、哀失し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(百十一条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第一百九条第三項から第五項まで並びに第十一条第一項の規定を準用する。

百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十二条第二項及び第三項並びに百三十三条から百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(百十一条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に公示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を超過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす。」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、百十三条规定第一項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聽いて」と、百三十八条及び百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、百三十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

第十二章 補 則

第二節 国に関する特例

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるなければならない。

1. 重要な文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
2. 所管に属する重要な文化財又は重要な有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
3. 所管に属する重要な文化財、重要な有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲りその他の処分をしようとするとき。

- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めるなければならない。
- 3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に際し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各務省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第十三章 罰 则

第一百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを減失し、き損し、又は衰亡するに至らした者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第一百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第一百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に際して第一百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第49条(第八十五条で準用する場合を含む。)又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任すべき者が怠慢又は重大な過失によりその管轄、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を減失し、き損し、又は盗み取られるに至らしたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

二 正當な理由がなくて、第二十一条第一項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五 第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十八条(第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。)、第百三十条(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第百三十二条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行

を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正當な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第八十条及び第百九条第二項(第百三十三条で準用する場合を含む。)で準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第八十条及び第百二十条(第百三十三条で準用する場合を含む。)で準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第百八十八条及び第二百十条(これらの規定を第百三十三条で準用する場合を含む。)並びに第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項(第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第百二十七条第一項、第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)並びに第八十条で準用する場合を含む。)又は第百五十五条第四項(第百三十三条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

■文化財保護法施行令

(昭和五十九年九月九日 法令第二百六十七号)

最終改正：平成20年三月三日政令第一二七号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第九十四条第一項の政令で定める法人）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

（法第二百二十六条の政令で定める処分等）

第二条 法第二百二十六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の抵觸に係るものに限る。）

二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の抵触に係るものに限る。）

3 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百二十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる認可の別

二 当該認可に係る区域

三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

（法第二百四一条第二項の規定による協議）

第三条 文化庁長官が法第二百四一条第二項の規定により行うものとされる協議は、同項に規定する勧告又は命令を行なうことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

（伝統的建造物群保存地区における現状変更の規制の基準）

第四条 法第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における現状変更の規制の基準に關しては、この条の定めるところによる。

2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において單に「教育委員会」という。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却

二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

三 宅地の造成その他の土地の形質の変更

四 木竹の伐採

五 上土の類の採取

六 前各号に掲げるもののほか、保存地区的現状を変更する行為で条例で定めるもの

3 教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。

一 伝統的建造物群を構成している建築物等（以下「伝統的建造物」という。）の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

二 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移転を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区的歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区的歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区的歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地盤ぼうその他の状態が当該保存地区的歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区的環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

九 第二項の規定による許可には、保存地区的保存のため必要な報復において条件を付すことができるものとする。

十 国又は地方公共団体の機關が行なう行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公

其団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を旨む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要な文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は動物の飼育に係る行為（当該保存地区的保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。）

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第六十六号）第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは中継系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区的保存に著しい支障を及ぼすそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、百第十八条、百第二十条及び百第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、百第二十一条第二項（法百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び百第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十二条第五項（法第五十二条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要な民間文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十二条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可し

た公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は跡跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行ふことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要な文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要な文化財と一体のものとして当該重要な文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要な文化財の型取り

法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要な文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号子に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号子に規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地盤を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては

では、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切上その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

二 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十三条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(出品された重要文化財等の管理)

第六条 文化庁長官は、法第百八十五条第一項の規定により、法第四十八条(法第八十五条において準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が有する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めるなければならない。

い。

2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

(事務の区分)

第七条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。)及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日 文化財保護委員会規則第十一号)

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）

）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 種原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは損傷又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期間

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の実施者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに隣接する地域の地番及び地図、う、を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が種原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の意見書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等を示すする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の挙止を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。（国機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求める場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第百二十一条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求める場合を要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第五条第四項第一号の管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

■文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

行保記第ニ二六八 平成一二年四月二八日

都道府県教育委員会あて文化庁次長通知

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成一一五年法律第八七号)による改正後の文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号)及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令(平成一二年政令第四二号)による改正後の文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第六七号)以下「令」という。)の施行に伴い、平成一二年四月一日から、令第五条第四項第一号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が行うこととなりました。

については、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」が別紙のとおり定められましたので、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。また、域内の市の教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

(別紙)

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成一二年四月二八日

文部大臣裁定

地方自治法(昭和二三年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第六七号)以下「令」という。)第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は死亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に關し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行なう場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号)以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求める。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

【小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。口において同じ。)】で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却】

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の撤削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を作ら場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

【小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)】であ

つて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域には第二種低層住居専用地域におけるもの】

（一）新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（二）新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

【工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更を伴わないものに限る。）】

（一）「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附隨する門、生け垣又は扉
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な測量・測定機器
- ④ 木道

（二）「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港開港道を含む。

（三）「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

（四）「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

（五）道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

（六）「工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

【法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却】

（一）「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

（二）設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（三）標識、説明板、標柱、注意札、境界標等は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号本関係

【埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修】

（一）「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

（二）改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

【木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）】

（一）「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

（二）「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危険が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

（三）木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五条第四項第一号ト関係

【天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着】

（一）「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生息の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

（二）「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

（三）「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

（四）「捕獲」には、捕殺を含む。

（五）次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行なう都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
- ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行なう場合

（六）標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五条第四項第一号子関係

【天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け】

（一）「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二六年法律第二八五号）第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

（二）本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 合第五条第四項第一号リ関係

【天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却】

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

指定文化財一覧表①(平成 22 年 10 月 1 日現在)

指定・種別		名稱・物件	所在地	指定年月日		
国指 定	重要文化財	美術工芸 木造十一面觀音立像	城町(慈照山仙福院收藏庫)	昭 25. 8. 29		
		美術工芸 木造迦陵頻伽天立像	城町(慈照山仙福院收藏庫)	昭 25. 8. 29		
		美術工芸 木造毘沙門天立像	城町(慈照山仙福院收藏庫)	昭 25. 8. 29		
		美術工芸 木造毘沙門天立像	城町(慈照山仙福院收藏庫)	昭 25. 8. 29		
		美術工芸 木造四天王立像	城町(慈照山仙福院收藏庫)	昭 25. 8. 29		
		建造物 行德家住宅	夜明町	昭 50. 6. 23		
		建造物 田久利田家住宅	大山町西大山	昭 57. 6. 11		
		建造物 大野老松天滿社日本殿	前田町大野	明 53. 5. 31		
		建造物 長福寺本堂	豆田町	平 18. 7. 5		
		建造物 早野家住宅	日川町	平 21. 12. 8		
		美術工芸 吹上道跡出土品	宇佐市(大分県立歴史博物館)	平 22. 6. 29		
		史跡 宮内跡	淡佐	昭 7. 7. 23		
		史跡 六觀音古墳	内河町	昭 8. 2. 28		
国選 定	史跡	史跡 広瀬淡窓墓	中城町	昭 23. 1. 14		
		史跡 法恩寺山古墳群	月出町	昭 34. 5. 13		
		史跡 ガランド古墳(2基)	石町町	平 5. 10. 13		
		史跡 小辻辻原遺跡	小坂町	平 8. 10. 31		
		史跡 小畠田跡	源宗町畠山	平 7. 5. 31		
	重要無形文化財	無形文化財 名勝	耶馬溪(一部)	東臼杵町	大 12. 3. 7	
		無形文化財 名勝	日田祇園の曳山行事	隈・竹田・日田地区	昭 8. 12. 20	
		重要無形民俗文化財	無形民俗文化財	日田祇園の曳山行事	隈・竹田・日田地区	平 20. 3. 28
		重要文化的景観	重要文化的景観 小鹿田焼の里	源宗町畠山・池ノ越地区	平 22. 2. 22	
		伝統的建造物群	伝統的建造物群 伝統的建造物群保存地区	日田市豆田町他	平 16. 12. 10	
国登 録	有形文化財	無形文化財	無形文化財 和芋製造	大山町西大山	平 15. 12. 5	
		建造物 丹生上家住宅 千屋等8件	鶴見内町	平 15. 1. 31		
		建造物 岩尾家住宅(日田本丸製薬所)千屋等3件	日山町	平 15. 1. 31		
		建造物 須まづきくりセンター・智明館	隈町	平 15. 1. 31		
		建造物 後藤家住宅 千屋等4件	隈町	平 20. 10. 23		
		建造物 山田家住宅 //	隈町	平 20. 10. 23		
		建造物 早野家住宅 千屋	高南本町	平 20. 10. 23		
		建造物 長善寺跡地門	吹上町	平 22. 4. 28		
		建造物 老松天満社 本殿等4件	大瀬町	平 22. 9. 10		
		美術工芸 太刀	日川町(廣瀬本家)	昭 33. 3. 25		
県指 定	有形文化財	建造物 石人(2)	政町	昭 39. 2. 21		
		美術工芸 中村文書	日川町(廣瀬本家)	昭 41. 3. 22		
		美術工芸 砂岩器(2)	本町(小鹿田古陶館)	昭 46. 3. 23		
		美術工芸 芥軒丸瓦	本町(小鹿田古陶館)	昭 46. 3. 23		
		美術工芸 木造阿彌陀如來半跏	大山町	昭 47. 3. 21		
		美術工芸 岩林寺木造明佛慈化半跏	北友田(市立郷土史料館)	昭 56. 3. 31		
		美術工芸 岩林寺前納木色松葉閣	北友田(市立郷土史料館)	昭 56. 3. 31		
		美術工芸 草野文書	日川町(草野本家)	昭 57. 3. 30		
		美術工芸 日間神社平綱織式厭縫	隈町(日田祇園山神会館)	昭 58. 4. 12		
		美術工芸 大原八幡宮御牌	日田町	昭 60. 3. 29		
県指 定	史跡	建造物 沢坂古戦場	高南町	昭 61. 3. 31		
		史跡 石井神社碑	隈町(日田祇園山神会館)	平 1. 3. 30		
		史跡 朝日宮ノ原跡跡 4号中世墓出土品	南友田町(日山町埋蔵文化センター)	平 7. 3. 10		
		史跡 ガランド古墳出土品	南友田町(日山町埋蔵文化センター)	平 7. 3. 10		
		史跡 鳥宿神社磐口	大山町(小切畠)	昭 51. 3. 30		
		史跡 老松神社御劍	大山町中川原	昭 51. 3. 30		
		史跡 豪家五郎大屋	大山町中大山	昭 55. 4. 8		
		史跡 山中豪華堂跡1	大瀬町(日山中豪華堂)	昭 51. 3. 31		
		史跡 金瓶神社木造仏坐(四聯)	大瀬町本城(金瓶神社)	昭 50. 3. 28		
		史跡 李来神社(2・3巻)	大瀬町五馬市(李来神社)	昭 54. 5. 15		
県指 定	建造物	建造物 草三郎大神ノ五輪塔	大瀬町馬原 三郎	昭 51. 3. 31		
		建造物 三峰谷芭蕉塚	上津江町上野田	昭 60. 3. 29		
		建造物 大野老松天満社懸仏	前田町大野	昭 49. 3. 19		
		史跡 古坂	石坂	昭 62. 3. 27		
		史跡 城山古墳	諸留町	平 1. 3. 30		
		史跡 葵御堂山古墳	日高町	平 2. 3. 29		
		史跡 吹上道跡	小近町	平 8. 3. 29		
		史跡 川原跡道と石碑	大瀬町女子創川原区	昭 51. 3. 31		
		史跡 朝日天神山古墳	大字小道	平 16. 3. 31		
		無形民俗文化財 鞍馬業	二ノ宮(大行事六輔宮)	昭 41. 3. 22		
天然記念物	名勝	無形民俗文化財 無形民俗文化財	日山町竹田地区	昭 41. 3. 22		
		無形民俗文化財 大原八幡宮御田植祭	日高町(大原八幡宮)	昭 59. 3. 30		
		無形民俗文化財 本城にくに栄	大瀬町本城	昭 42. 3. 31		
		無形民俗文化財 大野楽	前田町大野	昭 41. 3. 22		
		名勝 伝来寺庭園	中川町柄野	昭 45. 3. 31		
天然記念物	天然記念物	天然記念物 高麗愛宕地藏尊脣	大瀬町馬原(高麗地藏尊)	昭 51. 3. 31		
		天然記念物 鞍形尾尻山の自然林	大瀬町馬原(鞍形尾尻神社)	昭 56. 3. 31		
		天然記念物 宮崎町江神社のスギと自然林	中川町合瀬	昭 50. 3. 28		

指定文化財一覧表②(平成 22 年 10 月 1 日現在)

指定・種別	名称・物件	所在地	指定年月日
有形文化財	美術工芸 間山田相	每平町（持門寺）	昭 47. 6. 12
	美術工芸 大般若波羅蜜多經	田畠町（神宮寺）	昭 47. 6. 12
	美術工芸 龍林寺本造佛頭如意輪起仏像 (付龍林寺藥師如意輪起仏木)	財津町（龍林寺）	昭 50. 3. 28
	建造物 石塔	上野町	昭 50. 3. 28
	建造物 永平寺跡板碑	高瀬本町	昭 50. 3. 28
	美術工芸 吹上觀音坐像	吹上町（吹上神社）	昭 50. 6. 10
	美術工芸 木造觀音坐像（付）和迦如來像奉侍物	北山田（市立郷土史料館）	昭 55. 2. 13
	美術工芸 釈迦坐色彌陀堂復像	北山田（市立郷土史料館）	昭 55. 2. 13
	美術工芸 紙本墨書き柳原題	北山田（市立郷土史料館）	昭 55. 2. 13
	美術工芸 房林寺文書	北山田（市立郷土史料館）	昭 55. 2. 13
	美術工芸 木造大日如來坐像	山田町	昭 55. 9. 3
	美術工芸 木造毘沙門天立像	山田町	昭 55. 9. 3
	建造物 宮嶽臼塔	神奈町	昭 57. 5. 11
	美術工芸 紙本西國勝部代陣原輪岡	御町	昭 57. 5. 11
	美術工芸 方格規矩圖	田山町	昭 58. 7. 13
	美術工芸 須恵器馬持石付	吹上町	昭 58. 7. 13
	美術工芸 木造藥師二尊像	南友川町（酒豪神社）	昭 58. 7. 13
	美術工芸 金剛輪勧當	刈佐町	昭 58. 7. 13
	美術工芸 有田古墳出土括遺物	本町	平 1. 11. 22
	建造物 大原八幡宮（櫻門・社道・幣殿・本殿）	田山町	平 1. 11. 22
	美術工芸 房林寺木造藥師菩薩坐像	北山田（市立郷土史料館）	平 3. 3. 30
	美術工芸 内河野村木造龕	内河町	平 4. 3. 10
	美術工芸 世尊寺木造藥師如意輪坐像・木造佐藤次久	諸町町	平 4. 3. 10
	建造物 舎・神御藏	神東町	平 14. 3. 7
	建造物 来来里苦垢懸	神東町	平 14. 3. 7
	建造物 来来里神社前燈と鍾札	天瀬町五馬市	昭 51. 11. 20
	美術工芸 六井家古文書一巻	大分市六井万年	昭 62. 4. 20
	建造物 先祖元・五輪塔（3基）	上津町（上野山）	昭 54. 7. 26
	美術工芸 下面觀音菩薩坐像（1体）	上津町（上野山）	昭 54. 7. 26
	建造物 通宮神社・狂歌・神殿	上津町（川原）	昭 58. 6. 28
	建造物 通宮神社「せり持ち式石橋」	上津町（川原）	昭 58. 6. 28
	建造物 宝住印塔	中津江町合瀬	昭 51. 11. 1
	建造物 間地めがむ橋	中津江町合瀬	昭 51. 11. 1
	美術工芸 中西村・野野村絵地図	中津江町合瀬	平 11. 4. 7
	建造物 逆修塔	前田町（大野）	昭 57. 9. 21
	美術工芸 銀燈（御靈歌神社）	前田町（植木）	昭 57. 9. 21
	建造物 宝住印塔	前田町（植木）	昭 61. 3. 17
	美術工芸 大友義統の書状	前田町（植木）	昭 61. 3. 17
	美術工芸 百姓小記	前田町（植木）	昭 61. 3. 17
	美術工芸 大乗妙典經	前田町（植木）	平 2. 3. 8
	美術工芸 四季農耕繪馬	前田町（植木）	平 11. 10. 25
	美術工芸 天井駄馬	前田町（植木）	平 12. 12. 8
	美術工芸 僧代	前田町（大野）	平 12. 12. 8
	美術工芸 どうぼう様（藤原様 4体）	前田町（植木）	平 13. 11. 14
民俗文化財	有形民俗文化財 精米用箱水車	鶴連町	平 1. 11. 22
	有形民俗文化財 小竹精製製粉用水車	鶴連町	平 4. 3. 10
	無形民俗文化財 有田町岩手鯛糞やっこ振り行列	有田町	平 3. 3. 30
	無形民俗文化財 出口くにちばく祭	天瀬町出口	平 6. 4. 29
	無形民俗文化財 出口くにちばく祭夕楽	天瀬町出口	平 6. 4. 29
史跡	無形民俗文化財 五馬市くにちばく祭	天瀬町五馬市	平 6. 4. 29
	史跡 丸山古墳	城町	昭 47. 6. 12
	史跡 片山幽庭種子	北友田	昭 50. 3. 28
	史跡 懇田塚古墳	每平町	平 1. 11. 22
	史跡 三郎丸古墳	北友田	平 1. 11. 22
	史跡 平島古墳	諸町町	平 1. 11. 22
	史跡 牧原千人塚	桃山町	平 7. 3. 31
	史跡 姫塚古墳	高瀬字塚脇	平 19. 3. 29
	史跡 宇土道跡一弓墳	天瀬町五馬市	平 3. 10. 29
	史跡 堀内苔台古墓通路	天瀬町馬原	平 3. 10. 29
	史跡 年の神境内地伝、相田越前守の墓（1基）	上津町（上野山）	昭 54. 7. 26
	史跡 木地師半兵衛・植兵衛の墓（2基）	上津町（川原）	平 1. 7. 5
	史跡 小竹供養塔（1基）	上津町（川原）	平 11. 8. 9
	史跡 菊池七人塚	中津江町合瀬	昭 51. 11. 1
	史跡 御所跡と御所の谷	中津江町合瀬	昭 51. 11. 1
	史跡 台の殿様屋敷	前田町（大野）	昭 57. 9. 21

指定文化財一覧表③（平成 22 年 10 月 1 日現在）

指定・種別	審議会領域	名称・物件	所在地	指定年月日
市 指 定	天然記念物	むらくもの松	霞町（八坂神社）	昭 47. 6. 12
	天然記念物	ツバキ	高瀬本町（高瀬天満宮）	昭 50. 3. 28
	天然記念物	又ミの崩牛地	伏木町	平 15. 3. 26
	天然記念物	烏宿山自然林	大山町西大山	平 4. 9. 18
	天然記念物	白神社の森と石畳	大瀬町女子畠台	昭 51. 9. 22
	天然記念物	天満柱	大瀬町出口	昭 54. 3. 20
	天然記念物	年の神境内地樹林（26 本）	上津江町上野田	昭 54. 7. 26
	天然記念物	浦宮神社境内地「樹林・下草シダ類」	上津江町川原	昭 58. 6. 28
	天然記念物	エドヒガン	上津江町川原	平 16. 10. 8
	天然記念物	クスノキ	上津江町川原	平 16. 10. 8
	天然記念物	ムクノキ	上津江町川原	平 16. 10. 8
	天然記念物	カツラ	上津江町川原	平 16. 10. 8
	天然記念物	カツラ	上津江町川原	平 16. 10. 8
	天然記念物	モミ	上津江町川原	平 16. 10. 8
	天然記念物	スギ	上津江町川原	平 16. 10. 8
	天然記念物	イチョウ	上津江町川原	平 16. 10. 8
	天然記念物	イタヤカエデ	上津江町上野田	平 16. 10. 8
	天然記念物	イロハモミジ	上津江町上野田	平 16. 10. 8
	天然記念物	アカマツ	上津江町川原	平 16. 10. 8
	天然記念物	銀杏の木	中山町村柳野	平 9. 3. 27
	天然記念物	スズリハ自然林	前津江町大野	昭 61. 3. 17
	天然記念物	村の木（1 本）	前津江町楠木	平 2. 3. 8
	天然記念物	杉（門杉）	前津江町楠木	平 12. 12. 18

選択無形民俗文化財（平成 22 年 10 月 1 日現在）

指定・種別	名称・物件	所在地	指定年月日
国	無形民俗文化財	豊後の水車習俗	鈴鹿町はか
	無形民俗文化財	大原八幡宮の米占い行事	田島町
県	無形民俗文化財	老松様の御馳祭	中山町合瀬
	無形民俗文化財	老松様の的はがし祭	中山町合瀬

史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書

2011年3月31日

編集 日田市教育庁 文化財保護課

877-0077 大分県日田市南友田町 516-1

発行 日田市教育委員会

877-8601 大分県日田市田島 2-6-1

印刷 山本印刷有限会社

日田市大日町 3986-3



日田市